

宇陀市総合計画

MASTER PLAN

「協働と交流で築くぬくもりの家」

自然と共生し、歴史・文化が育む

ふれあいと活力あるまち 宇陀市



奈良県 宇陀市
平成20年3月

CONTENTS

第1部 序 論 5

第1章 総合計画の策定にあたって 6

第1節 計画の性格と役割 6

第2節 計画の構成と期間 7

第2章 宇陀市の地域特性 9

第1節 位置・自然 9

第2節 歴史・沿革 10

第3節 人口・世帯の状況 11

第4節 産業人口の状況 13

第3章 まちづくりを取り巻く背景 14

第1節 人口の予測 14

第2節 市民ニーズの状況（住民アンケート調査結果より） 15

第3節 社会を取り巻く社会潮流の動向 20

第4節 宇陀市のまちづくりの主な課題 22

第2部 基本構想 25

第1章 まちづくりの基本方針 26

第1節 まちづくりの基本理念 26

第2節 宇陀市の将来像 27

第3節 基本目標と方向性 34

第4節 宇陀市総合計画の施策体系 37

第3部 基本計画 39

基本計画の施策体系	40
-----------------	----

第1章 自然と共生した快適に暮らせるまち 43

第1節 自然環境の保全と活用	44
第2節 生活環境の整備	46
第3節 循環型社会の構築	48
第4節 持続可能な調和の取れたまち	50
第5節 公園・緑地の整備	53

第2章 いきいきと健やかな安らぎのあるまち 55

第1節 健康づくりの推進	56
第2節 地域医療体制の充実	59
第3節 高齢者が安心して暮らせるまち	61
第4節 障害のある人がいきいきと暮らせるまち	63
第5節 子育て支援が充実したまち	66
第6節 心豊かな地域福祉の充実	68

第3章 安全・安心でうるおいのある定住のまち... 71

第1節 定住拠点の構築	72
第2節 道路交通網の整備	74
第3節 公共交通機関の充実	76
第4節 上下水道の整備	79
第5節 安全・安心な暮らしの実現	81
第6節 情報通信基盤の整備	84

第4章 一人ひとりが輝き個性・創造を育むまち... 87

第1節 誰もが尊重される共生のまちづくり	88
第2節 男女共同参画社会の実現	90
第3節 教育環境の整備・充実	91
第4節 生涯学習の充実	94
第5節 スポーツ・レクリエーションの充実	96

第5章 地域資源を活かした産業・交流振興のまち …… 99

第1節 農林業の活性化 ……	100
第2節 商工業の活性化 ……	104
第3節 歴史・文化資源の保全と活用 ……	107
第4節 観光の振興 ……	110
第5節 交流施策の充実 ……	113

第6章 みんなで創る協働と参画のまち …… 115

第1節 市民と行政の協働のまちづくり ……	116
第2節 行政サービスの向上 ……	118
第3節 地域力の再生 ……	119
第4節 行財政改革の推進 ……	121
第5節 広域行政の推進 ……	123

資 料 編 …… 125

U d a C i t y

第1部

序論

Master Plan

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 宇陀市の地域特性

第3章 まちづくりを取り巻く背景

総合計画の策定にあたって

第1節 計画の性格と役割

1. 計画の根拠

総合計画は、行政運営の総合的な指針であり、地方自治法第2条第4項によって策定が定められています。

■地方自治法（第2条 第4項）

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

また、この総合計画は、住民、民間事業者、各種公益活動団体、行政などによる協働のまちづくりの共通目標を示すとともに、目標実現に向けた方策を示すものです。

行政にとっては、これからの施策や事業展開していく上での指針となるものであり、さらに、国、県、広域行政圏などが地域計画を策定するにあたり、市として求めている方向を示すものとして、要請・調整の手がかりとなるものです。

2. 計画策定の趣旨

- 本市は、平成18年1月1日、宇陀郡の旧大宇陀町・旧菟田野町・旧榛原町・旧室生村が合併して誕生した市です。
- 合併による行政サービスの低下を防ぐため、奈良県内では初めて、地域自治区制（5年間をめど）を導入し、旧大宇陀町・旧菟田野町・旧榛原町・旧室生村はそれぞれ大宇陀区・菟田野区・榛原区・室生区となり、旧町役場・村役場は地域事務所となっています。
- 合併に伴い策定した「新市まちづくり計画 水と緑・歴史と文化が共生するふれあい豊かなまち ～ みんなでつくる夢ある宇陀～」の考え方や方針を基本として「宇陀市総合計画（以下、本計画）」を策定しました。

3. 新市まちづくり計画との関係

- 新市まちづくり計画は、新市の一体感を醸成し、不足する事業を補い、旧町村の総合計画で重複している事項を調整し、合併に向けて取りまとめたものです。新市まちづくり計画の主要たる方針を十分活かしながら、今後のまちづくりにつなげていきます。
- 新市まちづくり計画でうたわれている理念等は、本計画にも十分に反映しますが、事業の内容については、さまざまな背景を考慮し、基本計画と実施計画との調整を図ります。
- 本計画にある実施事業の内容については、今後の社会状況をみて優先事業を検討しながら取り組んでいきます。

第2節 計画の構成と期間

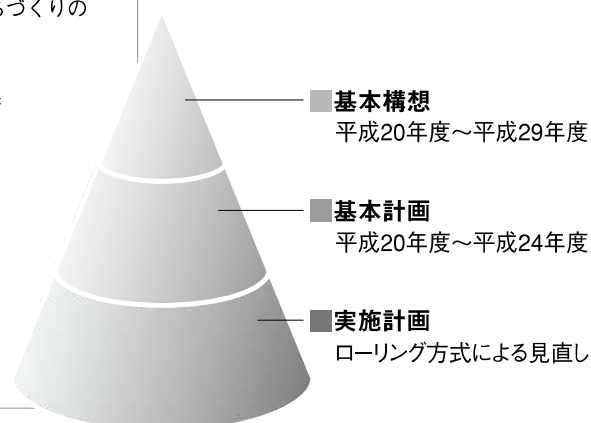
1. 計画の構成

本計画は、地方自治法により定めることとされている基本構想及び基本計画から構成されています。さらに、本計画の特徴は、自治体を取り巻く社会環境や財政状況によって、主要施策や事業の見直し、進行政管理をスムーズに対応できるよう、毎年度に「実施計画」を策定することとしています。

①「基本構想」は、本市の中長期的な発展方向を示すもので、まちづくりの目標となる将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を示すものです。

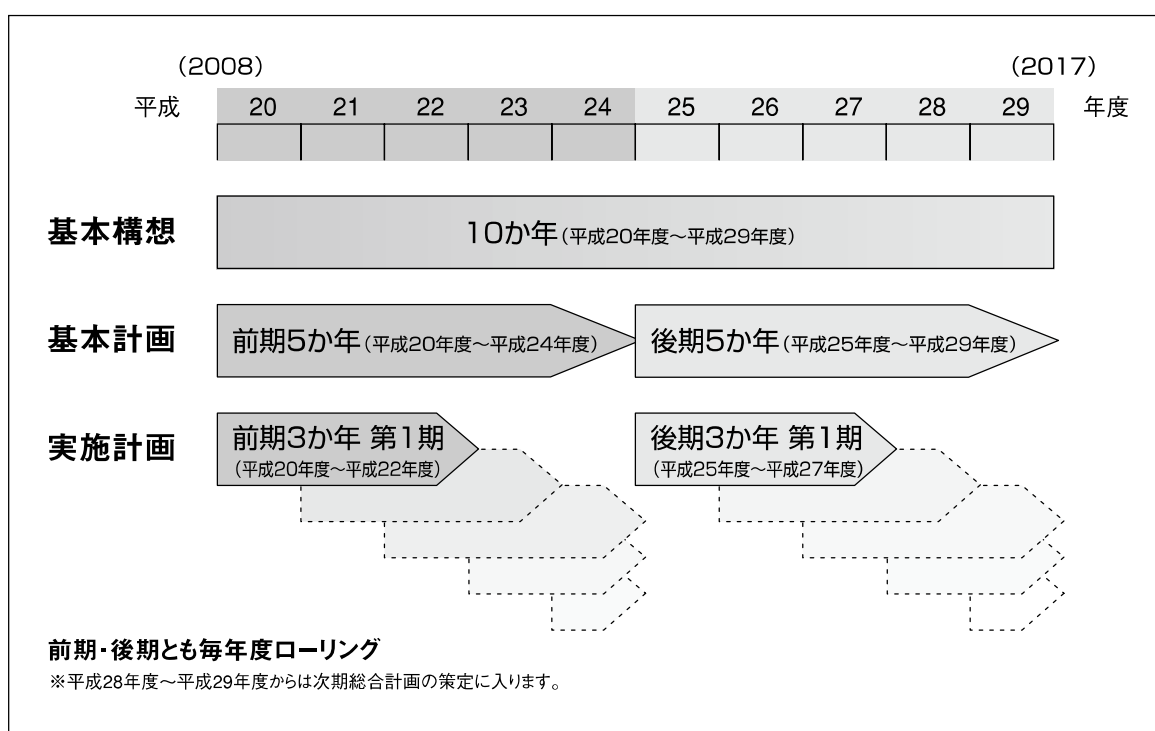
②「基本計画」は、基本構想の描く将来像、目標及び施策の大綱を実現化するための基本的な考え方、施策の展開や主な事業などまちづくりの分野ごとに明らかにするもので、実施計画の枠組みを示すものです。

③「実施計画」は、基本計画に基づく事務事業を、どのように計画的かつ具体的に推進するかを年度ごとに明らかにしたもので、組織、予算などの経営管理の指針となるものです。



2. 計画の期間

本計画の目標年次は、基本構想については、10年後の平成29年度とします。基本計画については、社会情勢の変化などを勘案し、中間年度である平成24年度において必要に応じ見直しを図ります。また、実施計画は、計画の実施過程で計画と実績のずれを調整・再編成しながら定めるローリング方式（毎年、年次の計画に順次改正、見直しを行っていく方式）によって進めます。計画期間は3年間とし、毎年度進捗状況を把握します。



第1節 位置・自然

1. 位置と地勢

本市は、奈良県の北東部に位置し、北は奈良市、山添村、西は桜井市、南は吉野町、東吉野村、東は曽爾村、三重県名張市に接しています。本市の総面積は247.62km²で、県全体の6.7%を占めています。

近鉄大阪線によって、京都・大阪方面や名古屋・伊勢方面と結ばれており、また、大阪方面から本市への自動車によるアクセスは、名阪国道針インターチェンジと大阪・松原ジャンクション（西名阪自動車道）とが約1時間で結ばれる距離にあります。

2. 気候

本市の気候は、内陸性気候であり、冬は季節風の影響を強く受けるため、寒さが厳しい一方で、夏は冷涼となっています。降水日数も多く、年間降水量は約1,500mmとなっています。

3. 土地利用

本市は大和高原とよばれる高原地帯に位置しており、一定の平野部を有しているものの、山間部にも集落等が点在しています。土地利用の状況は、山林が全体の約72%を占めており、宅地は約4%となっています。

第2節 歴史・沿革

この地域は、「古事記」「日本書紀」等の歴史書のなかに記載がみられ、また「万葉集」では柿本人麻呂の「かぎろひ」の歌等にも詠まれており、これらのことから古代における王朝との関わりをうかがうことができます。

平安時代以降、この地域は荘園として興福寺の支配下にあります。南北朝時代から戦国時代にかけては、伊勢国司北畠氏の勢力を次第に受けるようになりましたが、その後江戸時代には宇陀松山藩として織田氏4代の統治の後、幕府の直轄地となりました。

この地域は大和と伊賀・伊勢を結ぶ東西の交通の要衝であり、室町時代に始まり江戸時代に盛んになった庶民のお伊勢参りのルートにあたり、宿場町として繁栄しました。

維新後、明治元年に奈良県（明治元年～2年の一時期は奈良府）となりますが、明治9年に奈良県は堺県と合併、さらに明治14年には大阪府に併合されます。明治20年に晴れて大阪府から独立し再び奈良県が設置され、この地域は宇陀郡に属することとなりました。

明治22年の町村制の施行により、宇陀郡は1町11村から構成されることとなりました。

その後の各町村の沿革については、以下の通りです。

旧大宇陀町は、昭和17年に松山町・神戸村・政始村・吉野郡上竜門村が合併して誕生しました。旧菟田野町は、昭和31年に宇太町（昭和10年に宇太村が町制を施行）と宇賀志村の合併で誕生しました。旧榛原町は、昭和29年に榛原町（明治26年に榛原村が町制を施行）に伊那佐村、さらに昭和30年に内牧村の編入合併、昭和44年4月に桜井市の柳・角柄を編入して誕生しました。旧室生村は、昭和30年に室生村・三本松村・山辺郡東里村が合併して誕生しました。

そして、平成16年9月1日に、旧大宇陀町・旧菟田野町・旧榛原町・旧室生村は「大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村合併協議会」を設置して合併協議に入り、平成18年1月1日に合併により「宇陀市」が誕生しました。

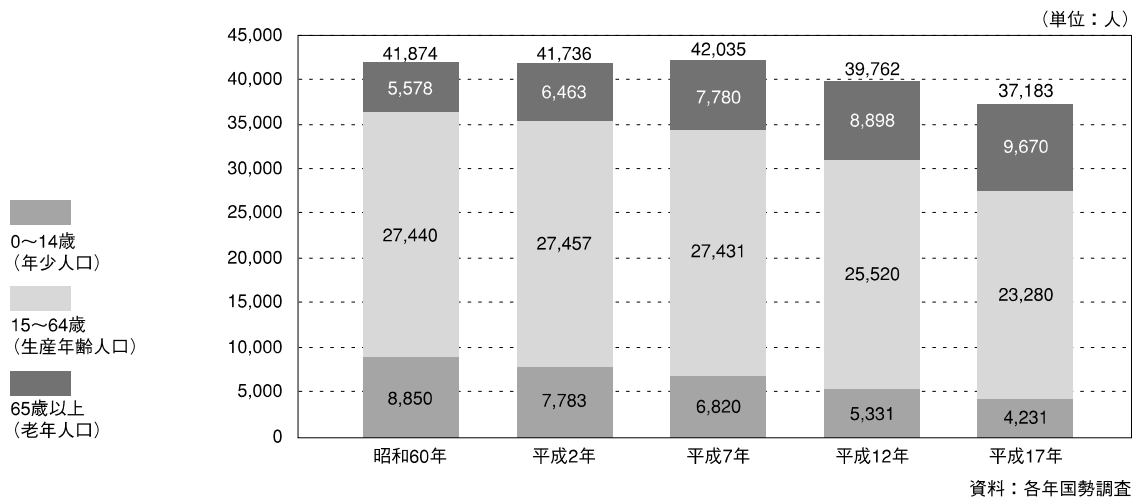
第3節 人口・世帯の状況

1. 総人口の推移

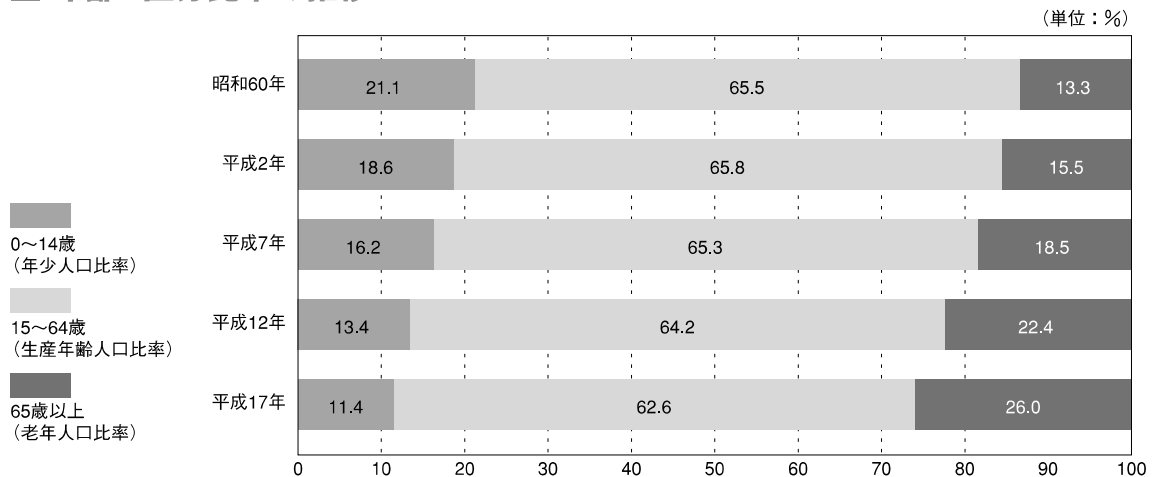
本市の総人口は、平成7年までは4万人前半台で推移していたものの、平成12年には4万人台を割り込み、それ以降は減少傾向にあります。平成17年の国勢調査によると、37,183人となっています。

また、年齢構成の推移をみると、平成7年を境に老年人口比率が年少人口比率を上回り、平成17年には老年人口比率26.0%、年少人口比率11.4%と急速に少子高齢化が進展しています。

■ 総人口の推移



■ 年齢3区分比率の推移



※「総人口の推移」のグラフには年齢不詳分を含んでいないため、総人口の数値とは一致しない。

※各年度の人口は、合併前の4町村の合計数で表記している。

※「年齢3区分比率の推移」のグラフは、小数第2位を四捨五入した数値を掲載しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。

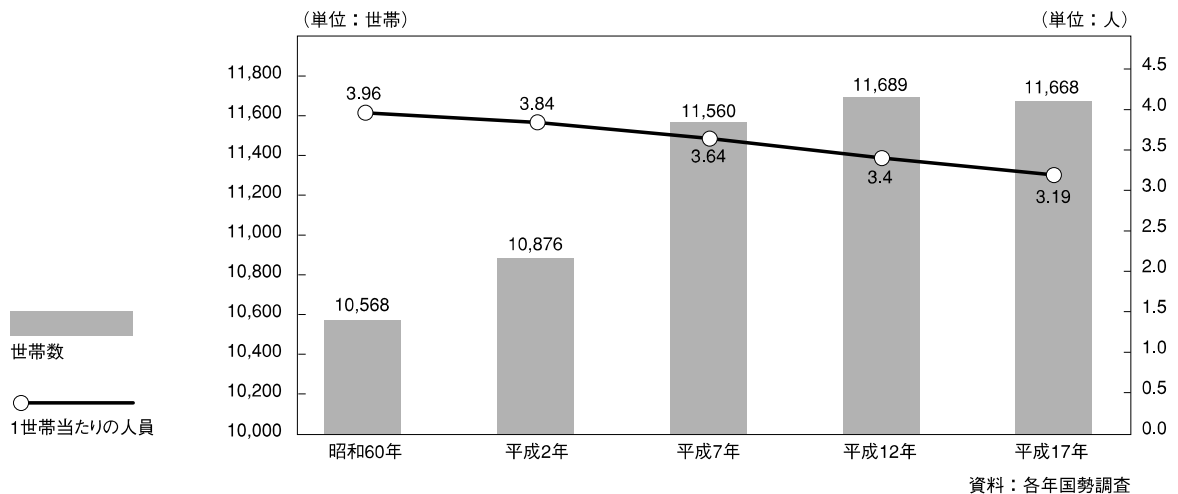
資料：各年国勢調査

2. 世帯数の推移

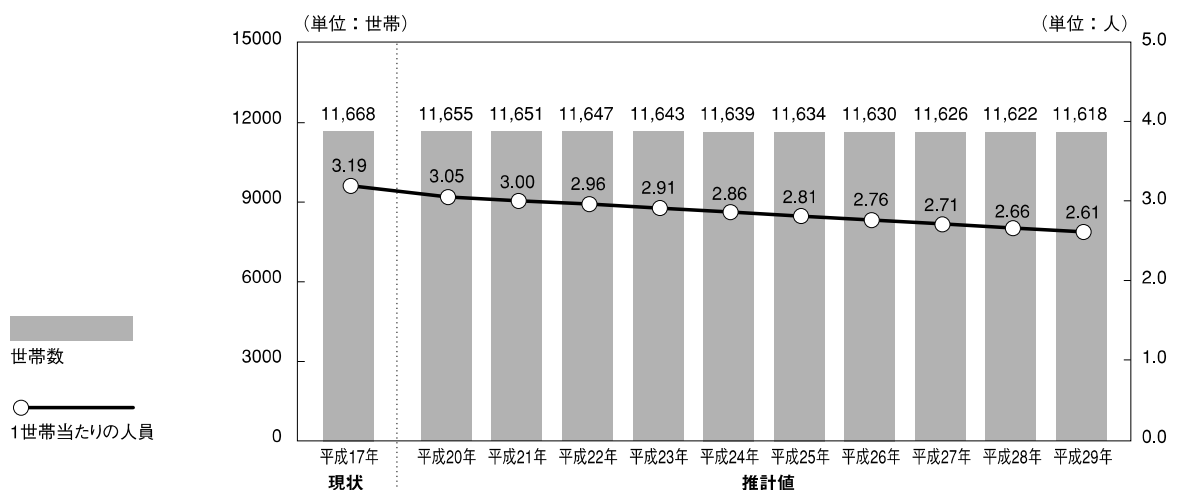
世帯数の推移についてみると、昭和60年から平成12年にかけて増加傾向であったものが、平成17年の国勢調査によると、わずかながら減少しています。一方、1世帯当たりの人員については、昭和60年から平成17年にかけて一貫して減少しており、核家族化の進行がみられます。

また、世帯数の将来推計の推移をみると、平成20年から平成29年にかけての世帯数は微減していますが、ほぼ横ばいで推移しています。1世帯当たりの人員は、平成17年から平成29年にかけて約0.5人減少すると見込まれています。

■ 世帯数と1世帯当たりの人員の推移



■ 世帯数と1世帯当たり人員の将来推計



第4節 産業人口の状況

平成17年の国勢調査による本市の就業者の総数は17,239人で、20年前の昭和60年と比較すると、2,079人の減少となっていますが、総人口に占める割合にほぼ変化はありません。就業者数の減少は、若年層の流出と関連しているものと思われます。

また、産業大分類別人口の構成では、第1次産業と第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しています。しかし、第3次産業への移行が進んでいるものの、第1次、第2次産業の就業者数の減少分を補うにはいたっていません。

■就業者総数と産業別人口比率の推移

(単位：人、％)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
就業者総数	19,318	19,298	19,761	18,590	17,239
総人口	41,874	41,736	42,035	39,762	37,183
総人口に占める就業者数割合	46.1	46.2	47.0	46.8	46.4
第1次産業就業人口比率	16.7	12.3	10.8	9.6	10.0
第2次産業就業人口比率	30.0	30.9	29.6	28.4	24.6
第3次産業就業人口比率	52.9	55.7	59.2	60.4	64.0

※就業人口比率の合計は必ずしも100%にならない場合がある。

資料：各年国勢調査

第3章

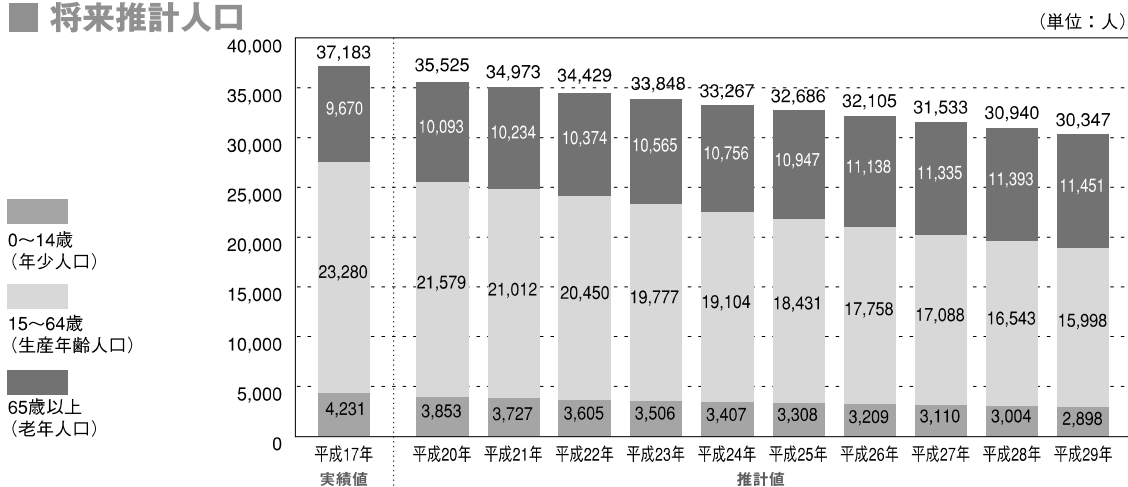
まちづくりを取り巻く背景

第1節 人口の予測

国勢調査からコーホート変化率法により推計を行うと、本市の総人口は、平成20年以降減少し続け、計画の目標年次である平成29年には、30,347人になると予測されます。

また、年齢3区分別人口比率では、平成20年以降年少人口、生産年齢人口の割合が減少しているのに対し、老年人口の割合は増加していくと予測されます。

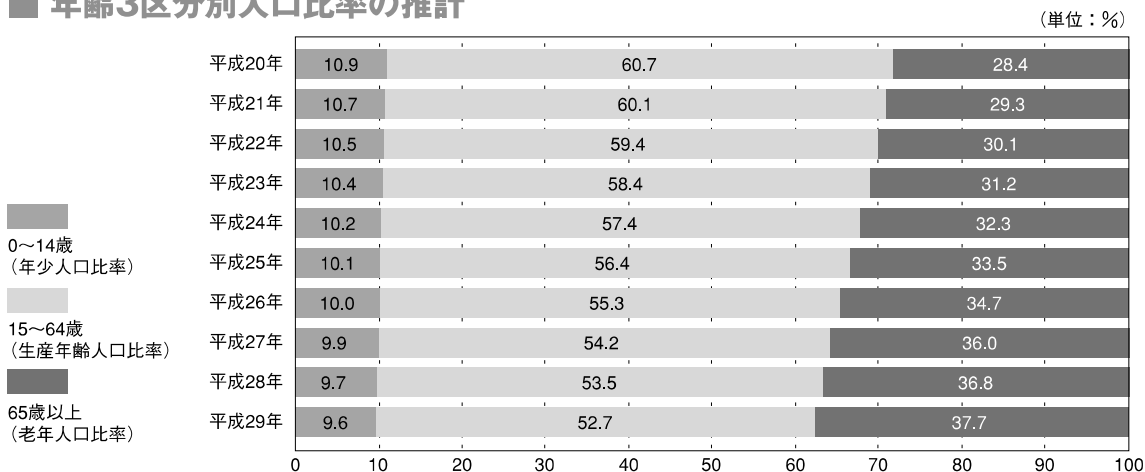
将来推計人口



※実績値(平成17年)のグラフには年齢不詳分を含んでいない。

資料：各年国勢調査

年齢3区分別人口比率の推計



※平成12年と平成17年国勢調査をもとに、コーホート変化率法によって算出

※コーホート変化率法とは、あるコーホート(同時出生集団)の一定期間における人口の変化率に着目し、

その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

※「年齢3区分別人口比率の推計」のグラフは、小数第2位を四捨五入した数値を掲載しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。

第2節 市民ニーズの状況（住民アンケート調査結果より）

本計画策定にあたって、将来のまちづくりに対する市民の意向や市政への評価を把握するため、総合計画策定のためのアンケート調査を実施し、調査結果から読み取れる市民ニーズの状況を整理しました。

1. 調査の概要

【住民意識調査対象調査】

- 調査地域 : 宇陀市全域
- 調査対象者 : 宇陀市にお住まいの16歳以上の方から、無作為抽出による3,000人
- 調査期間 : 平成18年11月6日（月）～平成18年11月15日（水）まで
- 調査方法 : 調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等の記入）
郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 配布数 : 3,000人
- 回収数 : 1,328人（有効回収数1,328人）
- 有効回答率 : 44.3%

【中学生対象調査】

- 調査地域 : 宇陀市全域
- 調査対象者 : 大宇陀中学校、菟田野中学校、榛原中学校、室生中学校の全生徒
- 調査期間 : 平成18年11月6日（月）～平成18年11月22日（水）まで
- 調査方法 : 市内4中学校全生徒を対象に、学校を通じて配布・回収
- 配布数 : 998人
- 回収数 : 955人（有効回収数955人）
- 有効回答率 : 95.7%

【ご意見箱用アンケート】

「広報うだ11月号」に折込み、13,200世帯に配布しました。本庁玄関口及び各地域事務所玄関口に意見箱を設置し、任意に投函していただきました。調査期間は、平成18年11月6日（月）～平成18年11月15日（水）までとしました。

※ご意見箱用アンケートは178通の回収となりました。

2. 宇陀市への愛着、自慢できるものについて

約6割の人が愛着を感じ、自然環境がまちの自慢と回答しています。

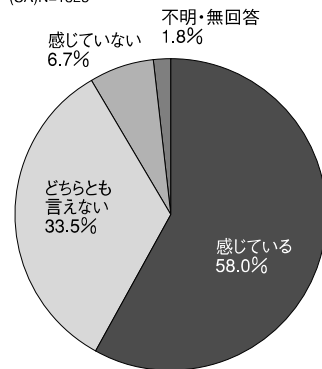
本市への愛着度については、『住民意識調査対象調査』では、「感じている」が58.0%と半数以上を占めています。

また、『中学生対象調査』では、本市の自慢できるものは何かについては、「山々や田園風景など、美しい自然環境」が68.6%で最も多く、次いで「豊かな森林資源」が38.0%、「犯罪や事故の少ない、治安の良さ」が34.3%となっています。

■ 愛着について

【住民意識調査対象調査】

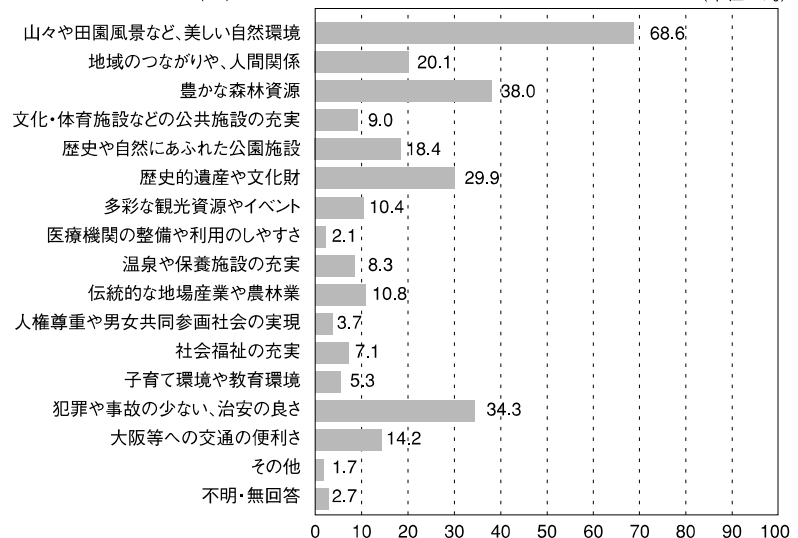
(SA)N=1328



■ 自慢できるものについて

【中学生対象調査】(MA)N=955

(単位：%)



3. まちの状況に対する評価について

生活に身近な施策について、満足度と必要度が高くなっています。

最近、特によくなったと思われるまちづくり施策の満足度についてたずねたところ、「ごみ処理・リサイクル体制の整備」が最も多く28.6%となっています。次いで、「道路網の整備」17.0%、「上水道の整備」16.1%、「公園・緑地の整備」15.6%となっています。

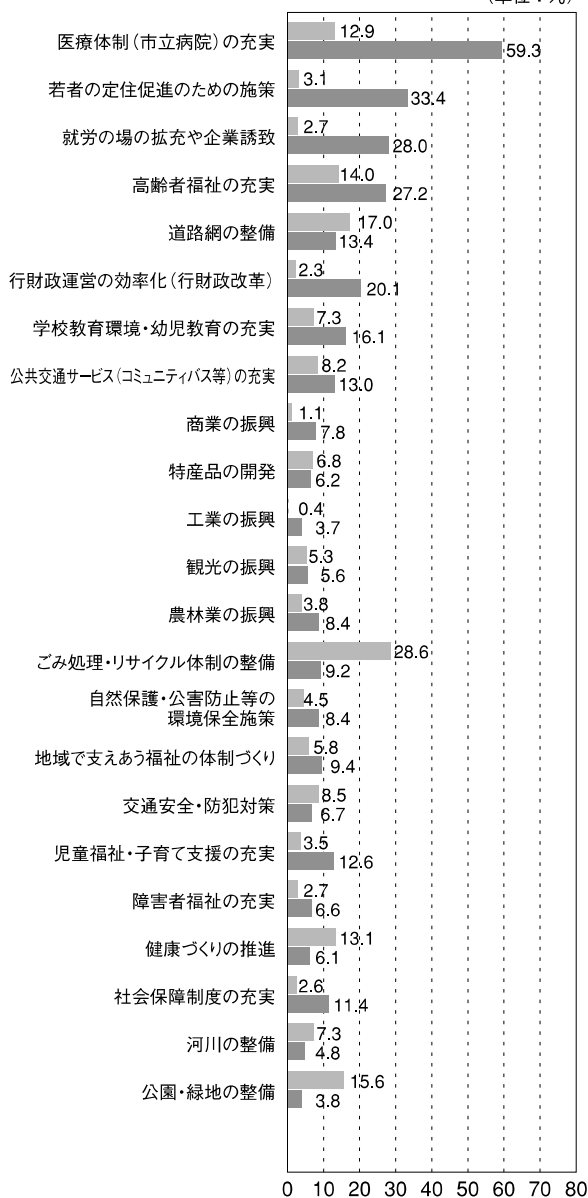
また、今後、特に必要だと思われるまちづくり施策の必要度についてたずねたところ、「医療体制（市立病院）の充実」が最も多く59.3%となっています。次いで、「若者の定住促進のための施策」33.4%、「就労の場の拡充や企業誘致」28.0%、「高齢者福祉の充実」27.2%となっています。

■ まちづくり施策全体について

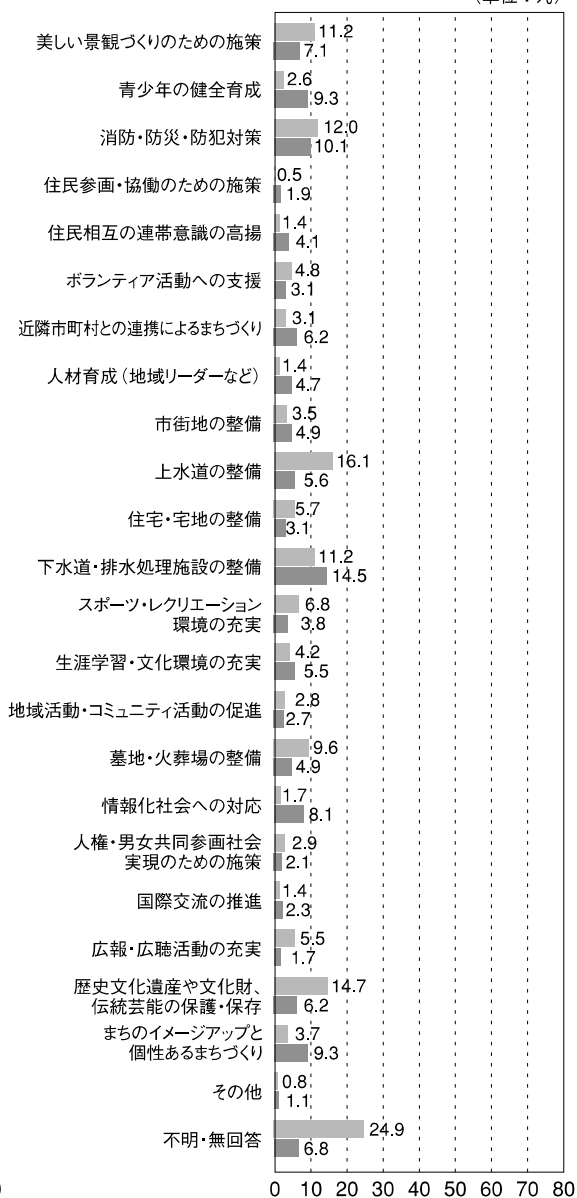
【住民意識調査対象調査】 満足度 必要度

(MA)N=1328

(単位：％)

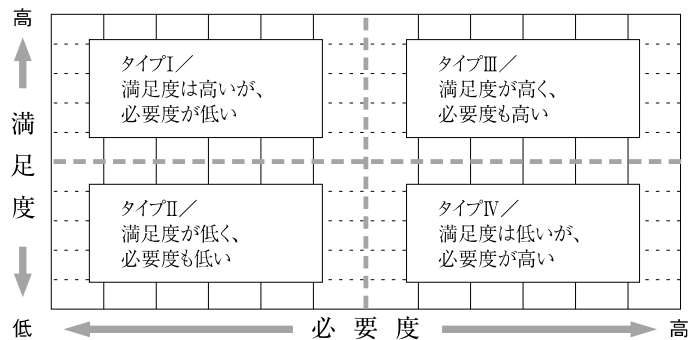


(単位：％)

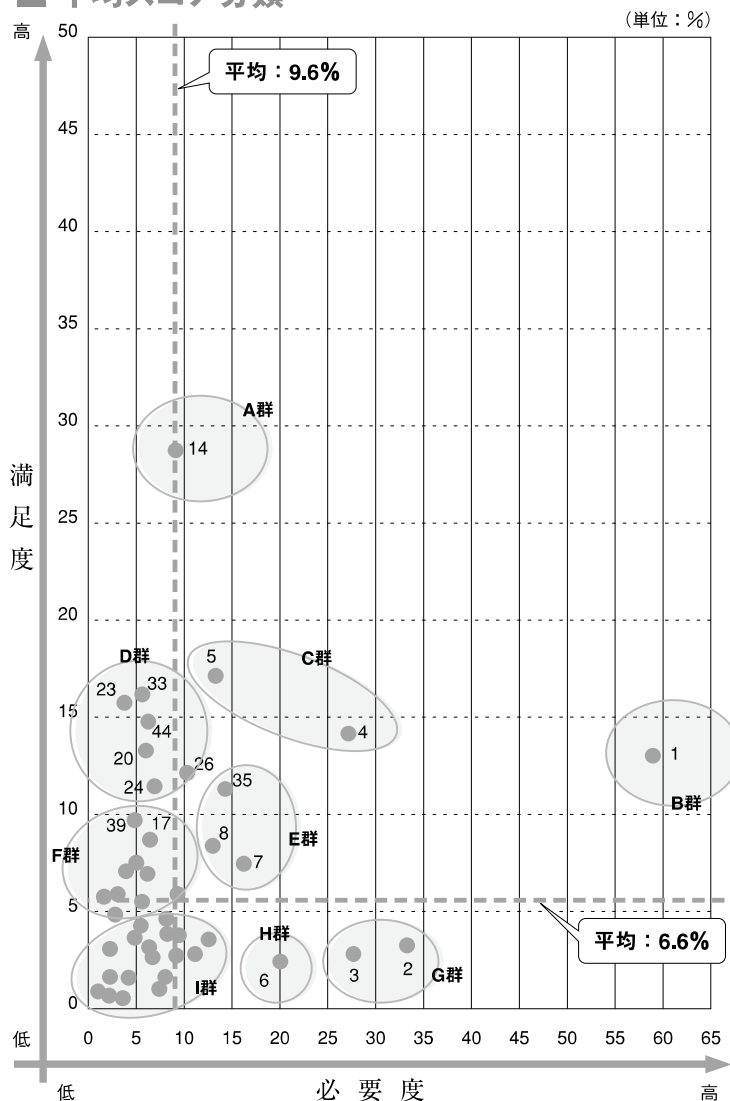


■ 平均スコア分類による分析

最近良くなったまちづくり施策を「満足度」、今後特に必要なまちづくり施策を「必要度」とし、「満足度」、「必要度」それぞれの平均スコアを用いて4つのセグメントに分類しました。



■ 平均スコア分類



■ 群種による分析

任意に群種を設定し、満足度、必要度の関連を分析しました。

- **A群**
14. ごみ処理・リサイクル体制の整備
- **B群**
1. 医療体制(市立病院)の充実
- **C群**
4. 高齢者福祉の充実
5. 道路網の整備
- **D群**
20. 健康づくりの推進
23. 公園・緑地の整備
24. 美しい景観づくりのための施策
26. 消防・防災・防犯対策
33. 上水道の整備
44. 歴史文化遺産や文化財、伝統芸能の保護・保存
- **E群**
7. 学校教育環境・幼児教育の充実
8. 公共交通サービス(コミュニティバス等)の充実
35. 下水道・排水処理施設の整備
- **F群**
10. 特産品の開発
12. 観光の振興
16. 地域で支えあう福祉の体制づくり
17. 交通安全・防犯対策
22. 河川の整備
29. ボランティア活動への支援
34. 住宅・宅地の整備
36. スポーツ・レクリエーション環境の充実
39. 墓地・火葬場の整備
43. 広報・広聴活動の充実
- **G群**
2. 若者の定住促進のための施策
3. 就労の場の拡充や企業誘致
- **H群**
6. 行財政運営の効率化(行財政改革)
- **I群**
9. 商業の振興
11. 工業の振興
13. 農林業の振興
15. 自然保護・公害防止等の環境保全施策
18. 児童福祉・子育て支援の充実
19. 障害者福祉の充実
21. 社会保障制度の充実
25. 青少年の健全育成
27. 住民参画・協働のための施策
28. 住民相互の連帯意識の高揚
30. 近隣市町村との連携によるまちづくり
31. 人材育成(地域リーダーなど)
32. 市街地の整備
37. 生涯学習・文化環境の充実
38. 地域活動・コミュニティ活動の促進
40. 情報化社会への対応
41. 人権・男女共同参画社会実現のための施策
42. 国際交流の推進
45. まちのイメージアップと個性あるまちづくり
46. その他

4. 宇陀市の将来像について

宇陀市の将来像としては、豊かな自然環境を活かしたまちづくりが求められています。

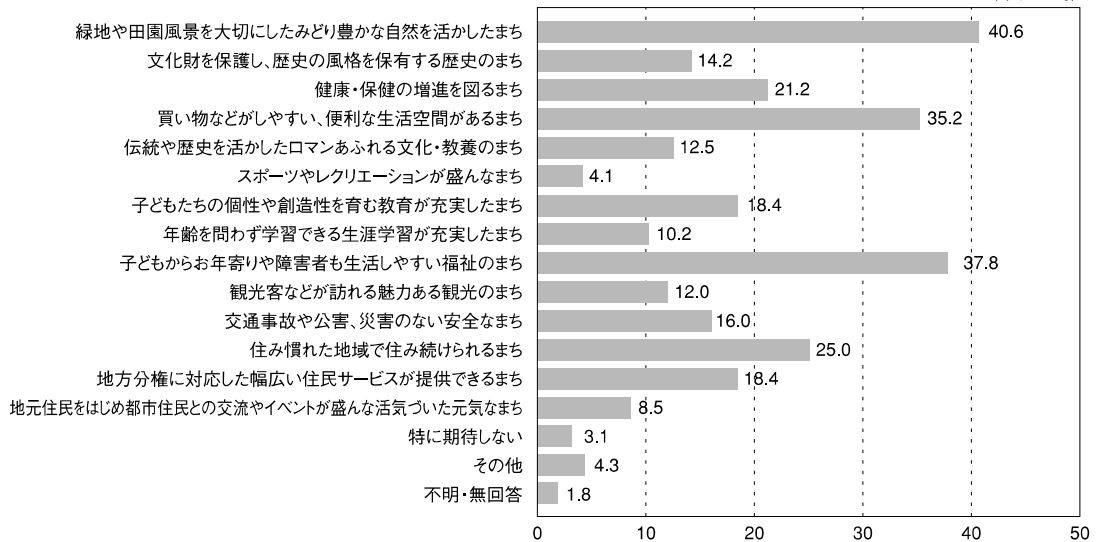
宇陀市の将来に期待することについては、住民意識調査対象調査では「緑地や田園風景を大切にしたいみどり豊かな自然を活かしたまち」が40.6%と最も多く、中学生対象調査についても「自然を守り、より良い生活環境をもつまち」が46.9%と最も高くなっています。

■ 宇陀市の将来像について

(MA)N=1328

【住民意識調査対象調査】

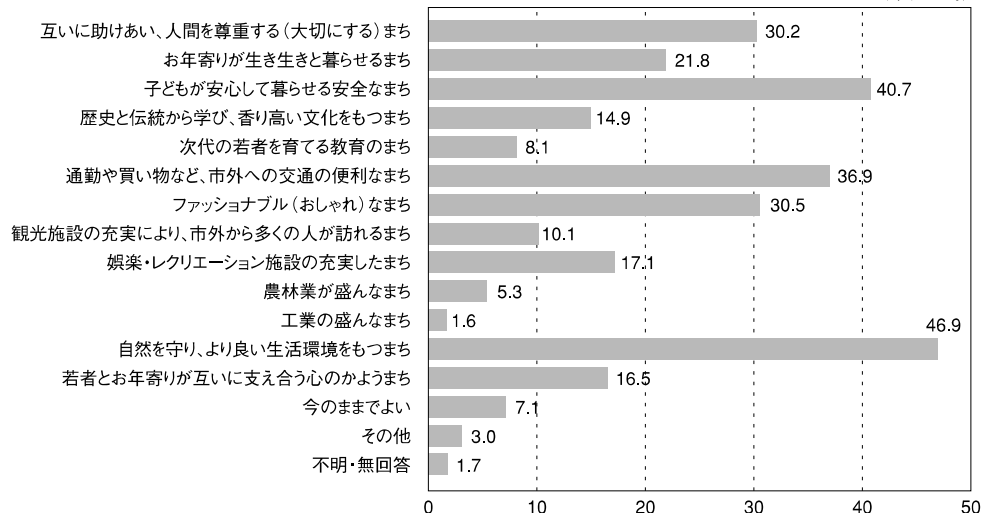
(単位：%)



(MA)N=955

【中学生対象調査】

(単位：%)



第3節 社会を取り巻く社会潮流の動向

21世紀の初頭、日本全体が政治・社会・経済の大きな変革期にあり、その変化は市民の生活の場である地域においてもさまざまな影響をもたらすと考えられます。本市を取り巻く社会潮流を以下のように整理することができますが、時代が大きく変化する転換期にあつては、これまでの延長上での意識や制度では対応ができなくなっており、こうした社会潮流を認識した上でまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

1. 少子高齢化、人口減少化の進行

これまで、国においても重点的に少子化対策、高齢化対策が進められてきましたが、少子化には歯止めがかからず、また、高齢化問題では、今後団塊の世代が本格的に高齢期を迎えるなど高齢化は加速しています。そのため、本格的な少子高齢化、人口減少社会に対応した社会経済のシステムづくりが急務となっています。本市においても少子高齢化が急速に進行しており、生産年齢人口減少に伴う活力の低下が懸念されています。

2. 「危機管理」への関心の高まりとコミュニティの必要性

阪神・淡路大震災の教訓や東南海・南海地震など自然災害の発生への不安が高まっているほか、食に対する安全性や悪質商法などの消費生活に関する安全性など、さまざまな分野において「危機管理」に対する関心が高まっています。また、「心の豊かさ」を求める価値観の変化などから、福祉やまちづくりに関わるボランティア、NPOなどコミュニティ活動に対する意識が高まり、社会生活に関わる市民主体の組織や活動の芽が現れてきています。

3. 地方分権、規制緩和、行財政改革など地域のまちづくりを取り巻く流れ

さまざまな社会潮流の背景には、現在、我が国の社会システム全般が大きな変革期にあることが認識されています。その改革の大きな方向として、「国から地方へ」の地方分権と「官から民へ」の規制緩和があります。また、国の三位一体改革を受けて、地方の行財政運営は極めて厳しい状況にあるため、さらなる行財政改革の推進が必要になります。さらに身近な地域でのまちづくりにおいては、「都道府県から市町村へ」そして「行政から住民へ」とまちづくりの主役が変わりつつあります。

4. 価値観、ライフスタイルの多様化

「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと人々の欲求が変化し、個人の価値観に基づいた多様なライフスタイルが出現してきています。また、人々の余暇時間の増大により消費の形態についても量から質への転換がみられます。人々の生活は質的な向上をめざす段階に入っています。

5. 経済のグローバル化

産業活動において、生産拠点の海外への移転が顕著になり、企業活動の国際化が進むとともに、人・物・情報・資本の国際交流量が飛躍的に拡大しています。これにより国内では産業の空洞化が懸念されています。

6. 公共交通体系の大きな変化

自家用車の普及と鉄道・バスの乗客数の減少から、地方の公共交通体系は、大きく変わろうとしています。なかでも、バスの不採算路線については、事業者の撤退が相次ぎ、地域の高齢者などの公共交通手段の確保が困難な状況にあります。厳しい財政状況のなかで、地方公共団体がその役割を担っていますが、今後も都市と地方の公共交通の地域格差が広がっていく懸念があります。

7. 持続可能な循環型社会の構築

オゾン層の破壊や酸性雨、地球温暖化などの環境問題がみられるようになり、地球環境に配慮した持続可能な循環型社会を形成することが求められています。本市においても、美しく豊かな自然環境との共生に基づくまちづくりを進めていく必要があります。

8. 高度情報化の著しい展開

ユビキタス社会*へと変化していくなか、情報通信分野の高度ネットワーク化がさらに進み、社会のさまざまな分野で多様な活用が期待されます。

●ユビキタス社会…元々は「至るところに存在する」という意味のラテン語。ユビキタス社会とは、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「簡単に」情報通信技術が利用できるような社会。

第4節 宇陀市のまちづくりの主な課題

本市の地域特性や市民ニーズの状況、社会潮流の動向等をふまえ、新たなまちづくりへ向けて発展を図るための主要課題をまとめると、次のようになります。

1. 少子高齢化、人口減少化への対応

本市におけるこれまでの人口動態の特徴は、就業の機会が限られていたために若者が都会へと流出するために起こる社会減を主とする人口減少でしたが、今後は少子高齢化の影響により人口の自然減や人口構造のアンバランス化に拍車がかかることが予想され、地域の活力が低下することが懸念されます。

このような状況に対応するため、保健・医療・福祉の連携を一層強化し、子どもから高齢者まで、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要となっています。

市民対象のアンケート調査においても、子育て環境や支援について、最も必要と思うものについてたずねたところ、「子どもの安全・安心な生活環境」に対する意見が最も多くあがっています。

今後、家族形態の変容が進み、家庭の保育力、介護力の維持・向上が課題となっているなかで、地域の力で支え合い・助け合う「地域力」で補完していくことが今後ますます重要となっています。

2. 地域産業の振興と観光交流産業の活性化

近年の社会経済環境の影響により、農林業や商工業を取り巻く状況は厳しく、高齢化や少子化に伴う担い手不足の影響もあり、就業人口は第3次産業へ移行しつつあります。

本市の地域経済を活性化させるためには、地域特性を活かした経済活動と雇用機会を確保することが重要です。

そのため、農業等生産基盤の整備や高原野菜や宇陀牛、木材製品や毛皮革製品をはじめとする既存産業を付加価値の高い商品にするとともに、新たな特産品・加工品の開発や企業・人材育成の強化など、地域産業の振興を図る必要があります。

また、地域経済の活性化を推進するためには、農林業や商工業との連携により、自然や歴史・文化、景観等を活かした観光振興施策の強化が重要となっています。

本市は、豊かな自然や貴重な歴史・文化的資源に恵まれているとともに、観光交流産業の活性化も期待されています。

近年の観光客のニーズが、自然や文化志向の体験型観光へと大きく変化しており、本市の観光のあり方も豊富な地域資源を活用した体験型交流を一層推進することにより、多様化する観光客のニーズに的確に応えていく必要があります。

3. 美しい自然環境の保全

中学生対象のアンケート調査では、本市の自慢できるものについて、「山々や田園風景など、美しい自然環境」という意見が約7割近くあがっており、次いで「豊かな森林資源」が続いているなど、本市の自然環境は、まちにとってかけがえのない財産であるといえます。

この豊かで美しい自然と共生を図るため、市民一人ひとりが家庭や地域、職場等において、環境に必要以上に負荷を与えないための努力と工夫を行い、リサイクルやごみの減量化、資源の節減などに取り組む省資源・資源循環型社会を形成していくなど、環境保全のまちづくりをめざすことが必要です。

4. 安全・安心の確保

近い将来に発生が予想されている東南海・南海地震とともに、地球温暖化に伴う気候変動によって局地的な大雨の被害が多発しているなど、自然災害の恐ろしさと危機管理への取り組みが再認識されるようになりました。

また、市民一人ひとりの安全に対する意識の高揚を図り、子どもの登下校の見守りボランティアや近隣での防犯声かけ運動など、事故や犯罪のない安全なまちづくりを推進することが必要です。

5. 既存ストックの整備と地域間ネットワークの充実

合併により広域化した本市においては、市内公共施設等既存ストックの利用目的をふまえて、市民サービスの向上と効率的・効果的な利活用に向けて役割分担の明確化等を検討していくとともに、CATV（ケーブルテレビ）等高度情報通信基盤の整備を図り、情報技術を活用した地域間のネットワーク化が必要になってきます。

また、地域間交流の活発化による市としての一体感の醸成、市全体の活性化をめざす意味からも、広域圏につながる主要幹線道路や市内の生活圏道路網の維持・整備を推進することが課題となっています。

さらに、市内の主要な公共交通機関である路線バスの利用者数の減少等がみられることから、バスの不採算路線における効率的かつ持続可能な公共交通のあり方を検討していく必要があります。

6. 中心市街地の求心力の回復と若者を中心とした定住化の促進

モータリゼーション（自動車社会）の進展や郊外型大型店舗の進展による商圈の拡大に伴い、購買層の市外流出傾向が続いています。空洞化が進む市街地部の商店街や小規模店舗については、地域住民等との連携により、景観整備など各地域の特性を活かした特色ある商業空間、形態の創出を図るとともに、「福祉」や「健康」などの観点からも歩いて楽しめるコンパクトなまちづくりが求められます。

その一方で、中心市街地部の求心力を高めるためには、人口の定住化を図らなければなりません。しかし、中学生対象のアンケート調査で、これからも宇陀市に住み続けたいかについてたずねたところ、「どちらともいえない」が約4割で最も多くあがっており（「住み続けたい」約3割、「住み続けたくない」約2割）、特に若者の定住対策が必要となっています。

そのようななか、自然に恵まれた本市の特性を活かした魅力ある定住化対策が必要となっています。そのため、市内各所に点在する田園地帯を有効活用し、田園住宅等の「農」と共生した新しい住宅地を形成するなど、多様なライフスタイルに対応した創意工夫が求められています。

また、多様なライフスタイルを持つ都市住民やU・I・Jターン者等の新たな定住促進を図るため、計画にある県営工業団地の誘致はもちろんのこと、都市計画法による規制緩和策や通勤圏内である近隣の企業団地へ雇用確保を働きかけるなど、今後連携が求められる大阪・名古屋の2大経済圏の中間地という立地条件を活かして、広域的な観点で雇用環境の整備を行う必要があります。

さらに、多様なライフスタイル、計画的な宅地整備や各種住宅施策、保健・医療・福祉施策、子育て支援策など、定住の魅力を高めるための複合的な取り組みが必要となっています。

7. 分権時代に即した協働の仕組みづくり

本市では、新合併特例法に基づく地域自治区の地域協議会と地域事務所を設置しており、住民と行政の協働によるまちづくりを行っています。今後、地域自治区が解消された後の分権時代に即した地域自治、協働の仕組みづくりを行っていくためにも、効率的かつ柔軟で即応性の高い施策の展開を図っていくことが求められています。

また、近年においては、子育て、教育、人権、福祉、環境保全、防災、防犯、交通など多くのまちづくりの分野で、地域内での連携や活動が重要になってきています。

これらの各分野で市民が主体的にまちづくりに参加するためには、自分のまちに対する誇りと愛着を持ち続けられるよう、市民の手による市民のためのまちづくりを進めていくことがますます必要となってきています。

今後、市民と行政が役割分担を明確にし、対等な立場でお互いが責任をもってまちづくりを行うことができるよう、積極的に住民活動を支援し、市民と行政が協働して公共サービスの向上をめざしていく必要があります。そして、これまで以上に多くの人々が世代や地域などを越えて交流し、支え合い、助け合う暮らしを展開していくことが求められています。

U d a C i t y

第2部

基本構想

Master Plan

第1章 まちづくりの基本方針

まちづくりの基本方針

第1節 まちづくりの基本理念

本市の地域特性や課題等をふまえ、新しいまちづくりの基本理念を以下のように掲げ、今後のまちづくりのすべての分野において、基調として尊重し、各種施策を展開します。

1. 持続可能な環境保全のまちづくり

本市は、大和高原とよばれる高原地帯に位置しており、河川、山、大地など豊かな自然に恵まれたまちです。この豊かな自然を将来にわたって維持するとともに、自然と共存し、環境保全に重点をおいた持続可能なまちづくりを行うことが、地域経済や社会の発展につながります。今後、本市の資源を最大限に活用し、自然との共生により快適で活力のあるまちをめざします。

2. 新しい時代の協働のまちづくり

まちづくりの主役は地域を支える市民一人ひとりであり、まちづくりは市民と行政など多様な主体が協働して進めることが重要です。また、市民ニーズが多様化・高度化するなかで、NPOやボランティアなどの活動も活発になりつつあります。今後、住民自治に資するこうした市民活動を支援し、NPOやボランティア、企業、市民、行政等の役割分担を明確にし、協働による柔軟なまちづくりを展開していきます。

3. 地域力^{うだちから}※(宇陀力)による「安全・安心」なまちづくり

市民一人ひとりが豊かな生活を送るために、本市においては、大規模災害や大雨などによる水害に対する安全・安心の確保のみならず、防犯、交通、環境保全などのまちづくり全体、また、子育て、健康、食生活、就労などの身近な生活課題から安全・安心なまちづくりを推進します。

また、少子化や核家族化の進展、価値観の多様化などにより、子どもを取り巻く社会的環境は大きく変化しています。さらに、依然としていじめや不登校は減少していない現状のなか、人権、教育など、豊かな人間性を育む教育環境においても、安全・安心な取り組みが必要となっています。今後、まちづくりに関するあらゆる分野において、「安全・安心」を基本的な価値観として施策の推進を図ります。

4. 歴史や文化を活かしたまちづくり

本市には、古来より伝承されてきた貴重な地域の歴史や文化があります。それらの歴史文化遺産を大切にし、学び、ふれあうことにより、地域に誇りと自信を持ち、地域を愛する心を育むとともに、地域の資源を活用した集客交流や地域の産業を活性化することにより活気あふれるまちづくりをめざします。

●地域力… 阪神淡路大震災時に広まった概念で、行政だけでは地域の問題解決は不可能であるという認識に立ち、自立的かつその他の主体と協働しながら問題解決を図っていくこと。従来、宇陀には地域コミュニティの地域力(宇陀力)が残っており、今後はその活用が期待されています。

第2節 宇陀市の将来像

1. 将来像

まちづくりの主な課題

- 人口減少社会及び少子高齢化への対応
- 都市拠点の創造とネットワーク化の推進
- 地域資源を活用した魅力的なまちづくり
- 地域力の再生、市民主体のまちづくりへの対応
- 教育、男女共同参画など人権文化への取組み
- 環境保全への取組み
- 災害・防犯に対応した安全・安心の確保
- 若者を中心とした定住化の促進 など

人口減少時代だからこそ、まちづくりの視点を「量から質」へと変化させていくことが重要になっています。21世紀は環境と共生していく時代であり、「スローライフ」に代表されるように、心の豊かさやゆとりある生活が志向され、また、さまざまな価値観に基づく幸せを求める動きが重要になってきます。

今後のまちづくりの考え方

- 定住人口の減少緩和、交流人口の増加
- 誰もが安心して住み続けられる地域づくり
- 教育、男女共同参画など人権文化のまちづくり
- 豊かな自然環境や歴史文化など、地域資源を活かした魅力的なまちづくりの展開
- 持続可能な地域産業・観光の振興
- 複合化・多様化した地域課題を市民・行政・ボランティア等の協働で取り組む姿勢 など

これらの考え方を実現するためには、地域や分野、各層を越えたまちづくりを進めていかなければなりません。また、「選択と集中」による施策の重点化を図り、「あるもの探し」による既存ストックの有効活用などの効率化を図る取り組みも必要です。

旧町村の将来像

旧大宇陀町：かざろひ ーライブタウンおおうだー
 旧菟田野町：ぬくもりのあるもっと元気なまち菟田野
 旧榛原町：文化の花開き、やさしい風吹く 「高原文化のまち」ーはいばら
 旧室生村：自然と文化が調和し、自然とひとが共生するところ豊かに暮らせる村づくり

新市まちづくり計画の将来像

水と緑・歴史と文化が共生する ふれあい豊かなまち
 ～みんなでつくる 夢ある宇陀～

旧町村の将来像や新市まちづくり計画の将来像をふまえ、新たな総合計画では次頁に掲げる将来像を設定します。

総合計画の将来像コンセプト

宇陀市の「宇」の語源には、家・建物という意味がありますが、まちづくりも大きな意味から家づくりと言えるのではないのでしょうか。宇陀市は市町村合併により、“新しい家族（市民）”ができ、“新たな家づくり”がスタートしました。

家というものには、喜びと悲しみ、出会いと別れなど、家族（市民）のさまざまな思い出や歴史・文化が刻まれています。時代やかたちが変わっても、本来、家というものは、心のよりどころであり、やすらぎを求めて、帰りたい、癒しの場所であるはずです。

さらに、持続的に活気がある家を築くためには、やすらぎ（安全・安心）、支え合い（協働）、にぎわい（交流）、やりくり（節約・工夫）など、健やかな営みがなければなりません。

自然や歴史・文化など、豊かな地域資源に恵まれた宇陀市において、この地域資源を活かしながら、かけがえのない自然環境（エコ）を市民一人ひとりが大切に考えることが重要です。そうすることで、今後、宇陀市に住む市民や訪れるすべての人々に、やさしさと心からのもてなしを提供し、地域力を活用した活気ある循環型社会の構築と、新しい付加価値を創造していけると考えます。

そのために、宇陀市全体を「ぬくもりの家」と位置づけ、地域資源を活用した個性のある持続可能なまちづくりをめざして、以下の将来像を設定し、まちづくりを進めていきます。

総合計画の将来像

～ 協働と交流で築く ぬくもりの家 ～

『自然と共生し、歴史・文化が育む
ふれあいと活力あるまち 宇陀市』

2. 行政経営の方向性

行政運営から行政経営へ

地方分権、少子・高齢化、地域産業の構造変化、価値観の多様化など、社会・経済・市民意識等が大きく変化するなかで、まちづくりにおけるさまざまな分野において、限られた財源を有効に活用し、今まで以上に効率的な行政運営をするために、政策・施策・事務事業の適正な評価が求められています。

このような状況下において、健全な財政状態をできる限り維持していくためには、より積極的な行財政改革が必要となります。そのため、現在、行政が行うべき事業の見極めをするとともに、市民ニーズに的確に対応した施策を実施する「行政経営」の視点が重要となっています。

行政改革からの視点

- 事務・事業評価の導入
- 定員の適正化と給与の適正化
- 組織の見直し及び機構の再編
- 現行計画の見直し
- 住民の協働と行政サービスの向上
- 職員の意識改革

宇陀市における行政経営のキーワード

- 自主・自立
- 財政の健全化
- 意識改革
- 危機管理
- 成果志向
- 市民協働

これらの行政改革の視点や行政経営のキーワードに基づき、
以下の方向性をめざして行政経営を推進します。

行政経営の方向性

**自立した行財政と市民の視点に立った、
成果がみえるまちづくり**

3. 目標フレーム

まちづくりにおいては、都市基盤整備や雇用の創出、教育の提供などの面で「定住人口」が計画の基礎的資料となり、まちの成長を示す指標でもあります。しかし、近年、著しい出生率の低下などから、ほとんどの市町村が人口減少にいたると予測されており、本市においても人口減少傾向が続いています。

こうした状況のなかで、今後、若者の定住促進やU・I・Jターン者への取り組みなどを継続的にを行い、定住人口の減少緩和を進めるだけでなく、交流時代の新たな人口指標の尺度として重要視されている「交流人口」*の増加に向け、魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

そして、定住人口に交流人口を加えることにより、宇陀市に住む人だけでなく、宇陀市で学び、働き、訪れるすべての人を「まちづくり人口」*と位置づけ、宇陀市のまちづくりに関わるすべての人がお互い支え合いながらやすらぎとにぎわいのあるまちづくりを進めていきます。

新たな人口指標

「まちづくり人口」の目標：**43,000人**
(定住人口+交流人口)

◎「まちづくり人口」“43,000人”をめざします!

●定住人口→減少緩和 → 約33,000人

・少子高齢対策、定住促進対策など、地域再生をめざした、さまざまな複合施策の実施
・県営工業団地等(大和高原工業団地・計画地)の整備 など

●交流人口→増 加 → 約10,000人 (1日当たり昼間人口)

・グリーンツーリズムや農業体験など、自然志向の新たな観光スタイルの確立
・歴史、文化、自然、環境など、さまざまなイベントの開催 など

+

→ 平成29年 約43,000人

●交流人口の考え方… 学習、仕事、余暇、消費などさまざまな動機でまちを訪れる人口です。この交流人口がまちの活性化の指標となるためには、通勤や消費などの直接的な効果だけでなく、まちのにぎわいを醸成し、さまざまな要因で人々が交流するなど、間接的な波及効果をもたらすことが必要です。

●まちづくり人口の考え方… 「まちづくり人口」＝「定住人口」＋「交流人口」

4. 都市構造の概念

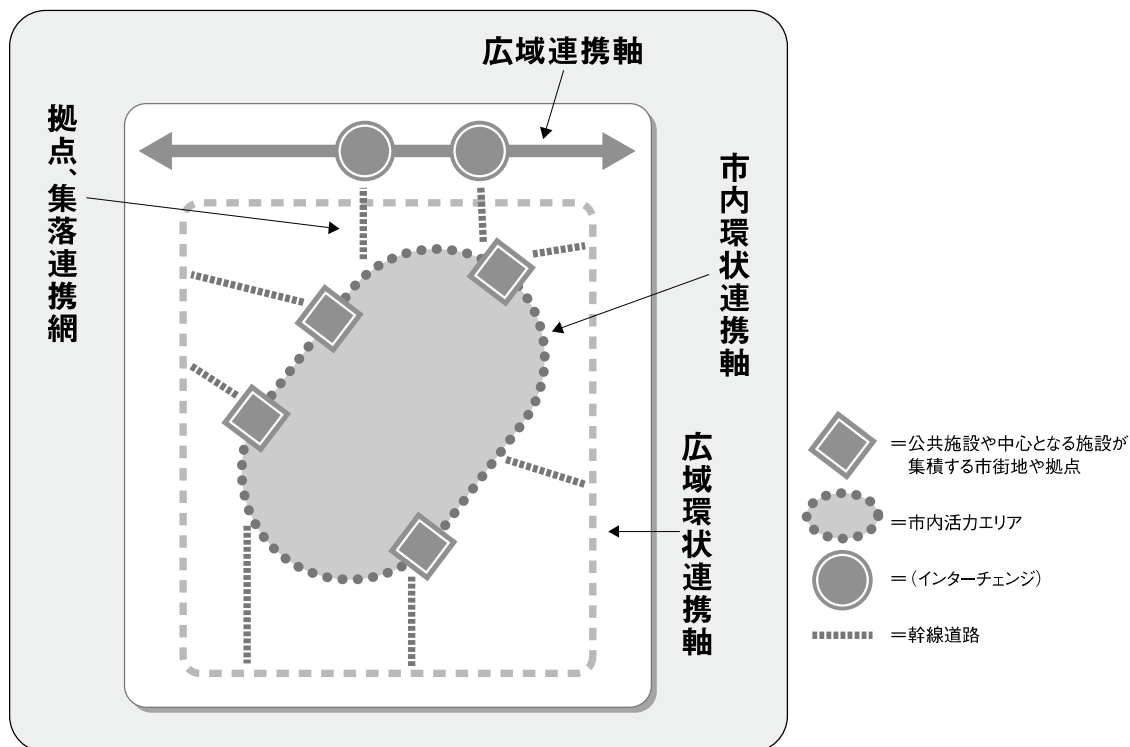
(1) 将来都市構造の概念提示

本市は総面積247.62km²と広大な市域を有し、都市構造上の核となる駅前や中心となる施設が集積する市街地・拠点が各地域に分散しているという都市構造上の特徴があります。市民が宇陀市としての一体感を感じることができ、市内に分散する公共施設や市街地・拠点との連携を図るためにも、各市街地・拠点をリング（環状）で結ぶとともに、地域連携の強化や市民生活の利便性向上を図るため市内各集落を各拠点とネット（網状）で結ぶ概念的な都市構造の設定を行います。

また、急速な高齢化の進展や人口減少社会を見据えた場合、今後、市内点在集落における行政サービスの低下や集落の孤立が懸念されます。そこで、市街地や拠点をネット（網状）で結ぶことに加え、各地域の中心地及び市街地周辺へのアクセスを向上させながら、コンパクトなまちの形成を図ることとします。

そのため、市街地や拠点においては、「福祉」や「健康」などの観点から、市民生活に身近な商店街や公共施設、快適な住環境が整備されたまちづくりを進めます。

■ 各市街地・拠点をリング（環状）とネット（網状）で結ぶ概念的な都市構造



（２）ゾーン別の整備方針

地形条件や土地利用の現況など、また、観光・産業・人の集積をふまえて、各地域の特性を活かした以下のゾーニングを行い、それぞれの整備方針を示します。

■ 活力創造・連携ゾーン

市内の公共施設や商工業地等の都市機能の集積を図り、特色ある自然・歴史・文化・産業等の地域資源を積極的に活かして連携しながら「学ぶ、働く、遊ぶ、憩う、食べる、創る」など、定住促進活動、創造・交流活動、観光・産業振興活動、環境保全活動等が活発に行われるような、回遊性・滞留性と活力あふれるゾーンの形成をめざします。また、本市の持つ利便性と低利用地を活用し、定住人口の確保を図るため、雇用の場となる工場誘致や団地開発が可能となる土地利用ゾーンとします。

■ 地域拠点ゾーン

各地域の均衡ある発展をめざし、市民サービスや市民の交流の場の確保を図ります。また、地区拠点相互の役割分担や特性を活かしつつ、総合的な利便性の確保と、にぎわいを創出する都市機能の整備を進めます。

● 市街地エリア

宅地の集積が高い市街地を形成しているエリアであり、計画的な都市基盤の整備や都市的な機能の整備をめざすとともに、快適で利便性のある居住環境の維持を図ります。

● 市街地活性エリア

本市の中核地として、市内で最も求心力の高いエリアに位置づけ、宇陀市の玄関口としてのコンパクト機能を活かした市街地整備を図ります。また、近鉄榛原駅周辺を商業振興の中心として位置づけるとともに、あらゆる面から市民生活の充実を図ります。

● 工場誘致エリア

本市の北東部の低利用地は、名阪自動車道にも近く、大阪・名古屋への交通アクセスの地の利を活かし、定住促進のための就労の場と税収確保のための工場・企業誘致を積極的に進めます。

● 森林環境エリア

豊富な森林資源・観光資源に恵まれており、今後も自然環境を大切にしたまちづくりを行い、農林業の活性化や自然派志向による定住促進、グリーンツーリズム（農山村での滞在型余暇活動）による交流促進を図ります。

● 田園共生エリア

宇陀盆地に広がる平野部を中心とした高原地域及び中山間地域からなる農地や既存集落の広がるエリアであり、農業の振興を図るとともに、農業資源を活かした交流・体験の場づくりや、定住促進を図れる田園風景と調和したうるおいある居住環境をめざします。

● 自然交流エリア

室生・赤目・青山国定公園の一部を形成する自然交流エリアについては、豊かな自然のなかで、やすらぎ・ふれあい・体験・環境学習等が図れるような、魅力あふれる取り組みの推進をめざします。



第3節 基本目標と方向性

1. 自然と共生した快適に暮らせるまち

地球温暖化やエネルギーの大量消費など、自然を取り巻く環境問題は本市でも例外ではありません。今後、本市の豊かな自然や美しい田園風景と調和したまちづくりを進めるため、循環型社会への取り組み運動など、環境保護を地域づくりに活かしながら、自然環境と共生した、持続可能な快適なまちをめざします。

- 1. 自然環境の保全と活用
- 2. 生活環境の整備
- 3. 循環型社会の構築
- 4. 持続可能な調和の取れたまち
- 5. 公園・緑地の整備

2. いきいきと健やかな安らぎのあるまち

乳児から高齢者まで、地域住民が生涯にわたり、住み慣れた地域で、いきいきと健康に生活できるよう、保健・医療・福祉が連携し、健康づくりを行うとともに、医療環境の整備、母子保健施策、高齢者施策、障害者施策等の充実を図ります。

また、市民一人ひとりが自らの能力を発揮しながら互いに助け合い、支え合う地域福祉の充実を図るとともに、「自助」「共助」「公助」の理念をまちに浸透させ、地域の特性を活かしながら、協働によるまちづくりを推進します。

- 1. 健康づくりの推進
- 2. 地域医療体制の充実
- 3. 高齢者が安心して暮らせるまち
- 4. 障害のある人がいきいきと暮らせるまち
- 5. 子育て支援が充実したまち
- 6. 心豊かな地域福祉の充実

3. 安全・安心でうるおいのある定住のまち

住宅をはじめとする住環境、道路交通網、上下水道や情報通信基盤などの都市基盤の整備とともに、防犯・防災の充実に努め、安全・安心なまちづくりを行います。

また、空洞化が進む中心市街地の活性化に取り組むとともに、U・I・Jターンに対応できる定住・交流促進対策や雇用環境を創出し、自然、文化、産業が共生する都市づくりを推進します。

1. 定住拠点の構築
2. 道路交通網の整備
3. 公共交通機関の充実
4. 上下水道の整備
5. 安全・安心な暮らしの実現
6. 情報通信基盤の整備

4. 一人ひとりが輝き個性・創造を育むまち

地域力の向上も、市民一人ひとりの豊かな人間性が基礎となって成立します。すべての人が心豊かに生きがいのある生活が送れるよう、地域の特性を活かした教育と文化振興を進めます。

また、互いの人権を大切にしながら、いじめ問題などがない、男性も女性も誰もが自分らしく学び、働き、活動できる地域づくりを進めるとともに、本市に住む誰もが地域で学習活動やスポーツ・レクリエーション活動などに取り組める文化的環境の整備に努めます。

1. 誰もが尊重される共生のまちづくり
2. 男女共同参画社会の実現
3. 教育環境の整備・充実
4. 生涯学習の充実
5. スポーツ・レクリエーションの充実

5. 地域資源を活かした産業・交流振興のまち

本市の豊かな自然資源を活かしながら、農林業や商工業の振興、歴史や文化遺産を活かした集客交流のある観光の創出を行うなど、豊かで活力と個性がある地域産業の構築を図ります。

また、本市の恵まれた自然資源や歴史・文化資源が地域の活性化に結びつくよう、保全と活用の多様性を検討しながら、PR活動を推進し、持続可能な地域経済の発展に努めます。

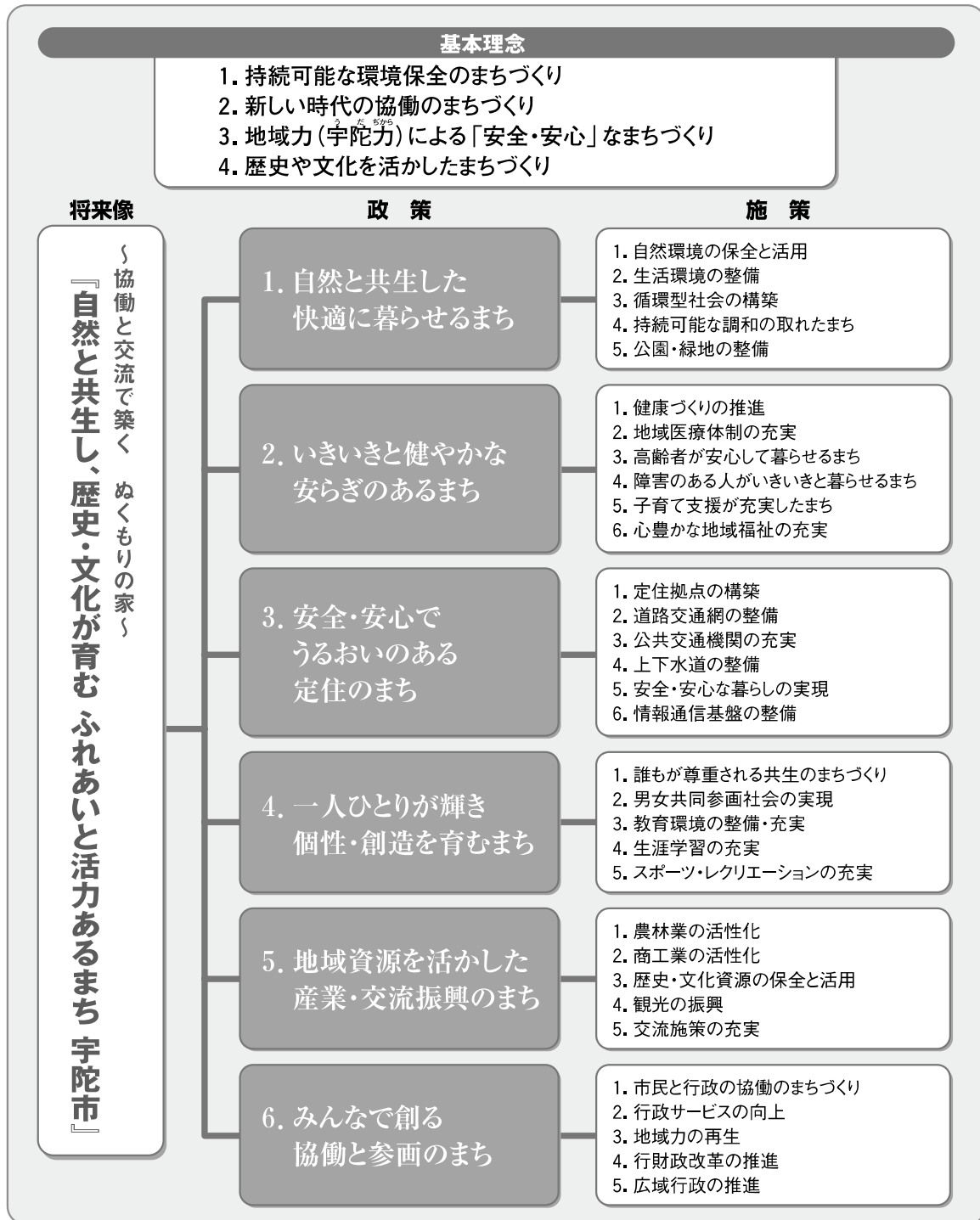
1. 農林業の活性化
2. 商工業の活性化
3. 歴史・文化資源の保全と活用
4. 観光の振興
5. 交流施策の充実

6. みんなで創る協働と参画のまち

地方分権の進展や行政需要が複雑・多様化するなか、市民ニーズを的確に把握することが重要となっています。行財政の健全化が緊急課題とされているなか、行政だけがまちづくりを行うのではなく、市民、ボランティア団体などとの連携により、本市に住むみんなで自分たちのまちについて考え、まちづくりに取り組む体制を整備し、住民自治の確立をめざした、新しいまちづくりを推進します。

1. 市民と行政の協働のまちづくり
2. 行政サービスの向上
3. 地域力の再生
4. 行財政改革の推進
5. 広域行政の推進

第4節 宇陀市総合計画の施策体系



U d a C i t y

第3部 基本計画

第1章

自然と共生した快適に 暮らせるまち

1. 自然環境の保全と活用
2. 生活環境の整備
3. 循環型社会の構築
4. 持続可能な調和の取れたまち
5. 公園・緑地の整備

現状と課題

- 平成17年に発効された京都議定書に基づき、地球温暖化防止に向けた数値目標の達成が求められており、エネルギー大量消費国である日本では、環境に配慮した持続的な発展のため、官民による環境にやさしいクリーンエネルギーの普及を進めていくことが必要となっています。
- さらに近年では、山林等への不法投棄や水質汚濁なども懸念され、観光客を含め、自然環境保全に関するマナーや意識の向上が求められます。

施策の方向

- 宇陀川などの豊かな自然環境の保全・活用を推進し、自然と共生するまちづくりを進めるため、市民自らが河川や森林など自然環境を守る意識の醸成を図るとともに、不法投棄や公害防止対策の強化に努めます。
- 地球環境に配慮した太陽光発電など、環境にやさしいクリーンエネルギーの普及を検討するとともに、省資源と省エネルギーを推進し、地球環境問題に対する意識の高揚を図ります。
- 市民やNPO等の協働により、美しい里山の保全に努めます。また、広葉樹の森の再現や貴重な水生昆虫等の生物生息空間を維持することで、市民や観光客との交流を図ります。



太陽光発電

主要施策**(1) 自然環境保護の推進**

- 自然の持つ多面的な機能の維持・増進を図るため、エコイベントなどを通じて地域住民や関係機関と連携し、自然と共生するまちづくりを進めます。
- 「宇陀市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁ならびに災害の発生防止に関する条例」を活用し、県や関係機関との協力により、不法投棄に対して、山や河川を中心とした定期的なパトロールの実施など、防止対策を強化します。
- 学校教育や社会教育を通じ、環境問題に関する学習機会の充実に努めます。
- ごみゼロに向け、市民による周辺道路などの美化清掃活動を支援します。
- 市民による森づくりの活動を支援し、森林の適正な維持に努めます。
- 市民に対し、家庭や職場での節約や地球温暖化防止に向けた取り組みなど、環境にやさしい生活心がけるよう、環境問題に対する意識の高揚を図ります。
- 大気汚染や水質汚染の環境調査の徹底、公害防止のための啓発や事業者等への検査・指導体制の整備を推進します。

(2) 水辺環境の保全

- 清掃ボランティア団体の育成や地域住民の清掃活動を支援し、環境に配慮したまちづくりを行います。
- 里山の田園、ため池やダム湖、河川等、親水性を考慮した水辺環境の整備を推進します。
- 室生ダム湖畔の豊かな自然環境と親水空間を活かした整備を行い、交流人口の増加を図り、室生ダム湖周辺の魅力の向上を図ります。

(3) クリーンエネルギーの普及推進

- 官民による太陽光発電等、環境にやさしいクリーンエネルギー設備の普及を推進します。
- グリーン購入（環境への負荷が少ない製品やサービスの購入）の啓蒙・啓発を行います。

現状と課題

- し尿処理などについては、宇陀衛生一部事務組合（宇陀衛生センター）で衛生的かつ能率的に処理されています。年間処理量として、平成15年度で14,665 kℓ、平成16年度で14,972 kℓ、平成17年度で14,776 kℓ、平成18年度では14,583 kℓとなっており、減少傾向にあることがうかがえます。
- 斎場・火葬場については、「宇陀市営榛原斎場」「宇陀市営不帰堂火葬場」「宇陀市営岩崎火葬場」で運営しており、今後の人口推移などによる状況を勘案し、適切な施設運用を図る必要があります。
- ペットなど愛玩動物を飼育する家庭が増加し、犬の登録は平成18年度で2,587件（全世帯の19.5%）にのぼっています。それに伴い、住宅街や道路でのふん尿公害や飼育放棄なども増加傾向にあるため、飼い主への適正な管理などを周知していく必要があります。

施策の方向

- し尿処理体制については、今後も衛生的かつ効率的な処理体制を推進するため、広域的な連携による処理施設の整備を図るとともに、異物混入の防止や浄化槽設置者に対する保守点検の指導などの啓発を図ります。
- 斎場・火葬場については、今後の人口減少のなか、少子高齢化の社会状況をふまえ、適切な管理運営と環境に配慮した墓地の整備を推進します。
- ペットなど愛玩動物の適正管理やふん尿の後始末など、飼い主へのマナーの向上を図ります。



ペットふん公害の啓発

主要施策

(1) し尿処理体制の整備

- 衛生的かつ効率的なし尿収集処理体制を推進します。
- 収集許可業者の指導の強化とともに、処理施設への効率的な搬入及び異物の混入防止に努めます。
- 浄化槽設置者に対し保守点検、清掃及び法定検査実施の徹底について指導、啓発を図ります。

(2) 火葬場・墓地の整備

- 斎場・火葬場の適切な管理運営と良好な環境の確保に努めます。
- 市営赤人霊苑の整備など、墓地の適正管理及び周辺の清掃等、環境美化を促進します。

(3) 愛玩動物の適正管理やマナーの啓発

- 県動物愛護センターや広報誌・パンフレット、立て看板等のあらゆる機会を通じて、飼い主に愛玩動物の飼育責任や適正な管理、散歩時のマナーなどを啓発します。



宇陀衛生センター

現状と課題

- これまでの大量消費型社会は地球環境の悪化を招いており、今後、持続可能なまちづくりを推進していく観点から、循環型社会への転換を図る必要性が高まっています。
- ごみの投入量については「宇陀クリーンセンター」「宇陀市護美センター」「東宇陀環境衛生組合」（東宇陀クリーンセンター）において、平成15年度で9,309 t、平成16年度で8,989 t、平成17年度で8,998 t、平成18年度で8,928 tとなっており、全体では減少傾向にあるものの、一人当たりの排出量はほぼ横ばいで推移しています。
- 環境への配慮も含め、個人の意識啓発や住民生活への浸透などにより、ごみの減量化、資源化を進め、市全体で循環型社会を構築していくことが必要となっています。
- 広域的な対応による、円滑なごみ処理体制、廃棄物処理体制を構築することが必要です。

施策の方向

- ごみとなる余分なものは買わない・受け取らない、減量化する（リデュース）、一度使ったものをそのまま、あるいは洗浄や修理によって機能を復活させて、繰り返し使用する（リユース）、ごみは分別して再び資源として使う（リサイクル）、という「3 R運動」の普及に努め、環境への負荷をできるだけ少なくする「循環型社会」の構築を築くため、市民一人ひとりが物を大切に使い、ごみを減らす意識の高揚を図るとともに、市民が主体となったごみの減量化・資源化に対する取り組みを支援します。
- 多様化するごみ処理に対応するため、広域的な連携によるごみ処理施設の整備・充実に努めるとともに、収集体制の充実に努めます。
- リサイクル体制を市内全域に広げ、安定した処理を行うため、処分施設の整備を検討します。



「3R運動」のキャンペーンマーク

主要施策

(1) ごみの減量・資源化の促進

- 「宇陀市護美センター」「宇陀クリーンセンター」「東宇陀環境衛生組合」(東宇陀クリーンセンター)の施設を適正に運営させるとともに、地域一体となって循環型社会の構築を図ります。
- ごみの減量やリサイクルに関するパンフレットの作成や講習会の開催、学校教育や社会教育を通じた啓発活動を充実させ、エコ宣言をするなど、市民一人ひとりの意識の高揚を図ります。
- 資源循環型のまちづくりを行うため、再資源集団回収の充実、マイバック運動*の展開やエコ・フリーマーケットの開催など、家庭や事業所での温室効果ガスの排出量を下げる取り組みやごみの発生抑制、再使用を促進します。
- ごみの分別を徹底し、ごみの減量化・資源化を推進します。
- 一般家庭の生ごみについて、堆肥化を促進するため、生ごみ処理機・コンポストの普及に努めます。

(2) 廃棄物等の処理体制の充実

- 一般廃棄物最終処分場及びリサイクルセンターの整備について、検討します。
- 多様化するごみ処理に対応するため、広域的な連携による処理施設の整備・充実に努めます。
- 「宇陀市護美センター」「宇陀クリーンセンター」「東宇陀環境衛生組合」(東宇陀クリーンセンター)の整備や収集回数、収集体系の検討など、効率の良いごみ収集体制の構築を図ります。
- 事業者等に働きかけ、産業廃棄物の適切な処理連携体制の構築を進めます。
- 生活水準の向上と産業活動の発展に伴い、水質保全を図ることが重要視されていることから、快適で潤いのある生活環境を公共用水域の水質保全のため、合併処理浄化槽設置整備事業を推進するとともに、社会動向にあわせて、循環型社会形成を推進するための地域計画の策定や見直しを検討します。



宇陀市護美センター



東宇陀クリーンセンター



宇陀クリーンセンター

- マイバック運動**…自分の買物袋を持って買物し、レジ袋を使わないエコ運動。その場合に、スタンプを貯めて商品券に交換するなど、マイバック運動を支援するスーパーも全国的に増えてきている。

現状と課題

- 市街地は市民生活を支える場所であるとともに、潤いやにぎやかさを感じることができる場所でもあり、整備にあたっては、利便性の向上を図りながらも、それぞれの地域の魅力を活かした計画的な土地利用による特色あるまちづくりが求められます。
- 市民がいつまでも住み続けたい、住んでみたいと思える生活環境を整備するためには、周辺の自然環境や歴史文化を活かした景観形成を図る必要があります。
- 魅力ある景観形成に向けて、公共サイン整備をさらに充実するとともに、市のゲートサインを明確にし、郷土への愛着を高める取り組みが必要です。
- 近年、不法投棄やごみのポイ捨てが問題となっており、今後、市民一人ひとりに自然環境保全に関するマナーや意識の向上を図ることが重要です。

施策の方向

- 景観形成はいつまでも住み続けたい、住んでみたいと思えるまちづくりを進める上で重要な要素であることから、今後も積極的に関連施策を推進していく必要があります。
- 本市の豊かな自然環境の魅力を最大限に活かしたまちづくりを進めていくため、市が一体となって自然環境を保全する意識を育むことや市民一人ひとりによる省資源・省エネルギーなどに向けた身近な取り組みなどを推進します。



美しい農村の景観

主要施策

(1) 良好なまちの景観形成

- 主要道路における本市の入り口付近でのゲートサインの計画的な配置や、市内の公共デザインの統一化を図ります。
- 道路や公園、学校などの公共施設等における景観、緑化推進、デザインの向上など、地区計画等をはじめとする良好な景観形成に対して、行政が先導的に事業の推進を図ります。
- 良好な景観形成と円滑な交通政策のため、屋外違反広告物等や近鉄榛原駅前放置自転車等の撤去を行います。
- 交流人口の増加を図るため、観光案内板等の観光施設は周辺の景観に配慮した整備を行います。

(2) 環境に配慮したまちの形成

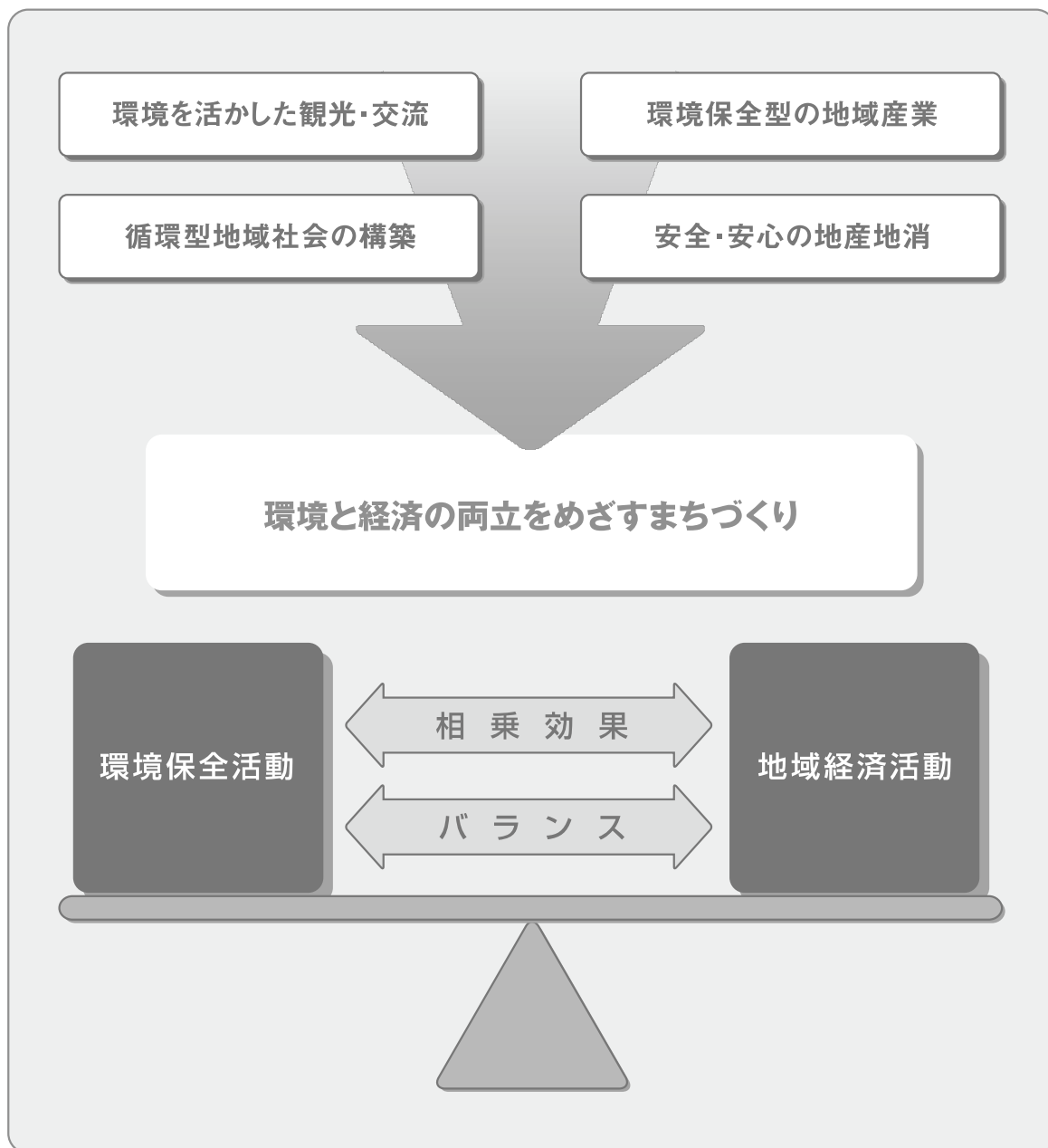
- 計画的な土地利用と景観に配慮したまちづくりを推進し、市街地、商業地や住宅地等の健全な発展と秩序ある整備、農用地域、森林地域の保全、自然環境の保全・活用を図ります。
- 大宇陀松山地区の景観など、地域固有の歴史や文化に誇りを持ち、歴史的な街並みの保存を行います。
- 宇陀市特有の農山村や自然景観、歴史漂う景観などの保全と美しい景観づくりを計画的に進めるため、景観条例等の指針整備を検討します。
- 地籍調査事業の推進と成果をデータ化し、土地情報として広く市民に提供するなど、有効活用を図ります。
- 持続可能なまちづくりを進めるには、一人ひとりできることから始めなくてはなりません。市民に対し、家庭や職場での節約や地球温暖化防止に向けた取り組みなど環境にやさしい生活を心がけるよう、環境問題に対する意識の高揚を図ります。
- 環境や景観に配慮した街並みの形成を推進するとともに、市民一人ひとりが景観を守る風土の醸成を図ります。
- 地域経済の活性化とボランティア活動に対する人間関係構築のため、「エコマネー」(地域通貨)*制度の研究・検討を行います。

(3) 環境と経済の両立をめざしたまち

- 本市が経済的に自立したまちづくりをめざす上で、「自然環境」は最大の資源です。環境を良くするさまざまな取り組みが、市民や企業まで浸透し、その取り組みが地域や経済を活性化させ、環境保全活動と経済活動が相互に刺激し合い、高め合っていくまちの実現に向けて、まちづくりの各分野における施策を進めていきます。

●エコマネー…環境・福祉・コミュニティ・文化等のお金の対象にならないサービスで思いやりや感謝の気持ちを時間あたりに換算した行為を評価したもので、今後、地域社会が抱えるさまざまな課題など、行政だけでは解決できない問題を、ボランティアやNPOとの協働体制によって解決していくことが必要になってくる。このエコマネーを活用することにより、地域内での資金循環を実現させ、地域経済を少しでも元気にさせると同時に、新たなコミュニティビジネスの展開とボランティア活動の依頼者と提供者とが対等で信頼のある関係を構築できるものとして期待されている。

■宇陀市の環境経済戦略のイメージ



現状と課題

- 公園・緑地の整備については、地域の潤いある都市環境の創設や災害時の避難地、復旧拠点としての機能を有した都市型の公園や、自然の魅力を活かした広場、市街地のなかで自然にふれることができる緑地の整備等、市民のニーズが多様化しています。
- 本市においても、遊具の安全性の確保や周辺施設の清掃など、公園の適切な維持・管理、緑地の保全が課題であり、維持・管理経費も大きくなっています。今後は地域住民の参画を促し、市民等が主体となった維持・管理による公園・緑地など、ふれあいの空間整備の充実が必要です。
- 宇陀川や芳野川、室生ダムや宮奥ダム周辺などの水辺空間については、市民にとっても、訪れる人にとっても潤いと安らぎを感じることができる場であるため、地域が一体となって周辺整備等を進める必要があります。

施策の方向

- 市民や訪れた人が潤いと安らぎを感じ、さまざまな交流の機会を生みだすことができるよう、自然や田畑、公園・緑地など、多様なニーズに対応し、だれもが憩うことができる安らぎとふれあいの空間整備を推進します。
- 指定管理者制度などを検討し、大規模公園の維持・管理経費の節減を図ります。
- 地域一体となった公園等の維持・管理体制の整備を推進します。

主要施策

(1) 公園・緑地の整備

- 豊かな自然と特色のある公園づくりをめざして、「心の森総合福祉公園」「宇陀川公園」「榛原フレンドパーク」の整備を推進します。
- 魅力ある観光地づくりやカエデのブランド化等による農林業の振興を図り、自然環境を体験できる空間づくりを創出する目的で、自然体験型公園「ワールドメイプルパーク」の整備を宇太小学校跡地で行うとともに、既設商業・産業・観光各施設とのネットワーク化を図り、地域が一体となったまちづくりを推進します。
- 「県立うだ・アニマルパーク」の整備により、広く県民に動物全般に対する理解を促進するとともに、動物に対する命の大切さと愛護の思想について、普及啓発を図ります。
- 宇陀川や芳野川、室生ダム周辺など、より快適な水辺空間を創出できるよう、周辺整備を推進します。
- 「平成榛原子供のもり公園」や「室生山上公園芸術の森」など、既設の都市公園や都市公園以外の公園の適正な維持・管理に努めます。

-
- 「室生・赤目・青山国定公園」を中心とした、本市の豊かな自然とふれあうことができる公園・緑地整備を推進します。
 - 遊具やトイレなど公園内施設の点検と周辺施設の清掃など、安全な維持・管理に努めるとともに、地域住民が主体となった公園の維持・管理体制の整備を推進します。



心の森総合福祉公園



室生山上公園芸術の森



平成榛原子供のもり公園



榛原フレンドパーク

U d a C i t y

第3部 基本計画

第2章

いきいきと健やかな 安らぎのあるまち

1. 健康づくりの推進
2. 地域医療体制の充実
3. 高齢者が安心して暮らせるまち
4. 障害のある人がいきいきと暮らせるまち
5. 子育て支援が充実したまち
6. 心豊かな地域福祉の充実

第1節

健康づくりの推進

現状と課題

- 高齢者の増加や生活習慣が変化するなかで、慢性疾患や生活習慣病が増加傾向にあります。個人の健康に対する関心も高まっており、健康の維持と介護予防のためのさらなる施策の充実が求められています。
- 市民のだれもが健康な生活を送ることができるまちづくりを進めるためには、さまざまな関係機関や専門職等との連携を図りながら、健康教育や保健指導などを充実することが必要です。また、心の病を抱える人が増加しており、相談・支援に関する体制づくりが必要です。
- 積極的な疾病予防や健康づくりをめざし、市民自らが自分の意思で行っていきけるような健康づくりを支援する社会環境を整えるため、「健康うだ21計画」（平成20年度～平成24年度）をもとにさまざまな活動に取り組んでいきます。

■保健事業年度別受診者数等

（単位：人、％）

事業年度	平成17年度				平成18年度			
事業名	対象者	受診者	精検者	受診率	対象者	受診者	精検者	受診率
基本健康診査	8,902	2,657	924	29.8	10,301	2,371	1,138	23.0
胃がん検診	8,894	2,016	148	22.7	10,301	1,627	93	15.8
肺がん検診	9,126	2,379	152	26.1	10,301	1,822	29	17.7
大腸がん検診	9,025	2,473	261	27.4	10,301	1,999	151	19.4
子宮がん検診	8,577	1,166	4	13.6	8,670	587	9	6.8
乳がん検診	5,857	772	109	13.2	5,948	514	52	8.6
前立腺がん検診	460	313	15	68.0	4,790	565	35	11.8
骨粗しょう症検診	5,100	686	110	13.5	1,220	98	21	8.0
歯周病検診	6,433	122	113	1.9	1,214	5	0	0.4
30代女性の健診	955	100	13	10.5	1,284	81	0	6.3
肝炎ウイルス検診	3,561	424	2	11.9	2,984	275	0	9.2

資料：保健事業年度別受診者数等

■保健事業年度別受診者数等（母子保健）

（単位：人、％）

事業年度	平成17年度				平成18年度			
事業名	対象者	受診者	精検者	受診率	対象者	受診者	精検者	受診率
4～5か月児健康診査	204	177	1	86.8	219	196	2	89.5
10～11か月児健康診査	223	188	0	84.3	215	187	2	87.0
1歳6か月児健康診査	247	217	3	87.9	237	195	7	82.3
2歳児歯科健康診査	223	178	0	79.8	253	199	0	78.7
3歳児健康診査	276	214	33	77.5	266	210	28	78.9

資料：保健事業年度別受診者数等

施策の方向

- 乳幼児から高齢者まで、広く市民の健康の維持・増進を図るため、分散化した保健センターの機能強化を図り、充実した健康診査の実施等を通じて、生活習慣改善等の疾病予防や健康づくり等に取り組める体制を整備します。
- 市民一人ひとりの健康に対する自主管理意識の高揚・啓発を図るとともに、健康ボランティアの育成・支援や、地域の公園・運動施設や自然環境、さらには地域の健康食材等を活かし、さまざまな健康活動が地域で活発に行われるような機会を創出します。
- 市民の健康増進と健康に対する意識の高揚を図るため、各種健（検）診の充実と健康教室や講習会、健康相談等の各種保健事業の充実に努めます。
- 市内の保健福祉機能の統合・充実化を図り、乳幼児から高齢者、障害者にいたるまでの多目的複合施設としての機能を備えた保健福祉施設の整備を検討します。

主要施策

（1）健康づくり活動の推進

- 身近な地域においての健康教室や講習会、健康指導や各種相談事業などの充実を図り、家庭から地域へ広がる健康づくり体制の整備を図ります。
- 食生活に関する正しい知識の普及に加え、関係機関と連携し、食育に関する基本計画の策定など、施策の充実を図ります。
- 歯科検診に対する意識の高揚を図り、受診機会の増加を図るなど、生涯を通じた歯科保健対策を推進します。
- 心のケアに関する啓発や相談・指導体制の強化に努めます。
- 子育て支援から高齢者・障害者福祉などの多目的複合施設としての機能を備えた保健福祉センターの整備を検討します。
- 市民の健康増進施設として、多世代交流プラザ「大宇陀温泉あきののゆ」や福祉保健交流センター「ぬく森の郷」等の活用により、住民の福祉の増進に努めます。
- 「健康うだ21計画」をもとに、市民自らがそれぞれの立場に応じて健康対策を行うことができるよう、計画策定の分野として「母子の健康」「休養・こころの健康」「身体活動と運動」「食生活と栄養」「生活習慣病」「介護予防」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」の9分野を取り上げ、6つの専門部会や部会代表者会議、策定委員会など、各関係機関の代表者によって組織され、計画を策定します。

（２）保健事業の充実

- メタボリックシンドローム*や生活習慣病対策として、平成20年４月から導入された特定健康診査の実施にあたり、実施計画を基に、総合的かつ計画的な健康増進施策の充実を図ります。
- 市内の保健センターの統合や充実を図るとともに、子育て拠点などの機能の充実を図ります。
- 各種健（検）診の充実と健診結果を利用した事後指導や健康相談など、きめ細やかな健康指導の充実を図ります。
- 食育や運動指導など、個々の実情とニーズに応じた健康教室や講習会の充実を図り、市民の健康づくりへの意識の高揚に努めます。
- 専門性を活かし、健康問題を改善させるため、保健に関わる人材の確保に努めます。
- 保健・医療・福祉・教育との連携を密にし、妊娠、出産、育児と一貫した母子保健指導体制の充実を図ります。
- 感染症予防のため、予防接種事業の指導及び啓発を行い、接種率の向上を図ります。



保健センター受診状況



保健センターの健康教室

- メタボリックシンドローム…「内臓脂肪型肥満」の人が「高血圧」「糖尿病」「高脂血症」のうち、軽度でも２つ以上を合わせ持っている状態をいう。メタボリックシンドロームになると、動脈硬化の危険性が増し、脳卒中や心筋梗塞などの循環器病の発症が起こりやすくなる。

現状と課題

- 高齢化社会の医療需要に対応できる施設・設備の確保や近隣市町村との広域的な連携を視野に入れながら、可能な方策を検討するなど、医療体制の全体的な充実を図る必要があります。
- 国民健康保険については、今後団塊の世代の退職等、加入者の増加が予測されるなか、さらなる医療費の増加が見込まれており、国民健康保険財政は厳しい状況にあります。そのため、医療費の抑制に向けた取り組みを推進するとともに、運営の安定に向け、保険税率の見直しや税の徴収率の向上など適切な対応が求められます。
- 平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度は、現行の老人保健制度と同様の医療サービスと新たな診療報酬体系や保険料により、奈良県後期高齢者医療広域連合が主体となって運営されます。

施策の方向

- 本市や奈良県東部地域における医療体制の充実など、安心できる医療環境づくりを進めるため、市立病院の整備を図るとともに、医療機関相互の連携強化による地域医療ネットワーク体制の構築を図ります。
- 国民健康保険や福祉医療などの社会保障制度について、制度の意義や必要性について、市民に一層の周知を行うとともに、国・県など関係機関と連携をとりながら、長期的に安定した制度の運営を図ります。

主要施策

(1) 医療体制の充実

- 市立病院を現病院敷地に建替え、医療機能の充実や患者サービスの向上と、良質な医療の提供を実施し、市民が安心できる医療の環境づくりを行います。また、隣接する介護老人保健施設「さんとおあ榛原」との機能的な連携を図ります。
- 広域的な医療機関相互の機能分担と連携強化、緊急医療、休日・夜間診療などの医療体制の充実を促進します。
- 山間部の地域医療を確保するため、国民健康保険直営診療所や歯科診療所の健全な医療経営をめざします。
- 関連機関と連携し、医療施設と保健・福祉施設の連携強化を図ります。
- 医療体制の充実のため、医師、看護師等の医療従事者の確保に努めます。
- 医療機器・設備の整備を図り、新機種の導入等、医療水準の維持・向上に努めます。
- 救急医療体制の充実と緊急時に対応する道路網の整備、交通手段の確保に努めます。
- 地域での救急医療体制の充実を図るため、市民向けの講習会等の拡充を図ります。

(2) 医療保険・医療費助成の推進

- 国民健康保険制度の適正な運営を図るため、疾病の早期発見・早期治療への取り組み、レセプト点検等の充実や国民健康保険税の収納率の向上を図ります。
- 医療費の分析等を実施し、医療費適正化に向けた取り組みの強化を図ります。
- 福祉医療費等の充実を図り、家庭での医療費負担の軽減に努めます。
- 後期高齢者医療制度に対応し、保険料の徴収と申請受付等の業務を行います。



宇陀市立病院



血管造影装置

現状と課題

- わが国では高齢化が急速に進行し、本格的な高齢社会を迎えています。本市においても、平成18年度で高齢化率が26.9%となり、介護を必要とする高齢者の増加がみられ、介護給付費の増大のみならず、介護する家族の負担も大きくなっており、介護基盤の整備と高齢者福祉の充実がより一層重要となっています。
- 高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加することが考えられ、認知症高齢者に対応したケアの確立や住み慣れた地域で利用できる在宅介護サービス基盤の整備が必要となっています。
- 少子高齢化や核家族化の進展により、高齢者のみならず、その家族も地域全体で支える体制を構築することが求められています。平成18年度に設置された地域包括支援センター*において、市民一人ひとりに応じた中長期的なケアマネジメント*を行う体制を構築する必要があります。

■ 高齢者の状況

(単位：人、%)

		平成7年	平成12年	平成17年
高齢者数		7,780	8,898	9,670
高齢化率	宇陀市	18.5	22.4	26.0
	奈良県	13.9	16.6	19.5
	国	14.5	17.3	20.1

資料：国勢調査

施策の方向

- 高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、福祉・保健・医療の拠点的施設として、保健福祉センターの整備を図るとともに、訪問指導・健康相談など在宅サービスの充実を図ります。
- だれもが高齢期を住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、地域一体となった高齢者支援体制づくりを推進するとともに、高齢者が長年培ってきた知識や経験・技能を活かしたさまざまな交流機会や活動機会を創造します。

- 地域包括支援センター**…地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、虐待防止など、さまざまな課題に対して地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを主な業務として行うセンター。
- ケアマネジメント**…福祉や医療などのサービスと、それを必要とするニーズをつなぐ仕事のこと。

主要施策

(1) 高齢者福祉サービスの充実

- 社会福祉協議会にある地域包括支援センターを中心に、高齢者やその家族のニーズを的確に把握し、在宅支援サービスなど個々の実情に応じたきめ細やかな相談・支援を行います。
- 各特別養護老人ホームや介護老人保健施設「さんとぴあ榛原」など、福祉施設サービスについて、広域的な連携を図り、施設整備やサービスの充実に努めます。
- 「宇陀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険の適切な運営に努めます。
- 高齢者保健・福祉サービス及び介護保険制度の啓発・広報の充実に努めます。

(2) 介護予防と健康づくりの推進

- 健診結果を利用した訪問指導や健康相談、機能訓練の充実に努めるとともに、食生活等の日常生活における健康教室など、要介護状態にならないための介護予防事業を推進します。
- 生きがい活動支援通所事業や筋力向上トレーニング等の高齢者運動指導事業など、介護予防・認知症高齢者対策を推進します。

(3) 高齢者の社会参加の促進

- 高齢者の豊かな知識や経験を活かしたボランティア活動、また、世代間や地域との交流活動ができる社会活動、老人クラブ活動の振興に努めます。
- 高齢者の自立や生きがいづくりを支援するため、シルバー人材センターの充実に努めるとともに、老人クラブ等の生涯学習・交流活動の促進、世代間交流の機会拡大を図ります。
- 高齢者が健診やイベント、日常生活等において、気軽に外出できるよう、社会福祉協議会、NPO法人等の協力を得て、移動支援に努めます。



老健施設さんとぴあ榛原



現状と課題

- 近年、措置制度から支援費制度、障害者自立支援法と、制度が次々と変更していくなかで、だれもが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会を築いていく必要があります。そのためには、障害のある人の生活においても当然の権利として、主体性を持って社会、経済、文化、スポーツなど、あらゆる活動に参加できる機会を保障された社会、また、物理的にも精神的にもバリアフリーの社会をめざしていかなければなりません。さらに、より一層のコミュニケーションの発展を目標とした、情報のバリアフリー化も必要です。
- 「ノーマライゼーション」*などの理念のもと、すべての市民が、お互いの個性を認め合い、尊重し、それぞれの役割と責任を持ってともに社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現に向けて施策の推進を図っていかなければなりません。

■障害者手帳所持者の状況

(単位：人)

	平成16年	平成17年	平成18年
総 数	1,843	1,975	2,086
身体障害者手帳所持者数	1,591	1,683	1,768
療育手帳所持者数	203	226	243
精神障害者保健福祉手帳所持者数	49	66	75

※各年4月時点の数値

資料：福祉課



窓口風景

施策の方向

- だれもが住み慣れた地域において、安全・安心に生活できるよう、すべての人々が利用しやすいユニバーサルデザイン*の考え方のもと、道路交通機関及び公共的な施設のバリアフリー化に努めます。
- 精神的な心のバリアフリーについても取り組みを進めるとともに、一層のコミュニケーションの発展のため、各種情報伝達手段の検討を行い、情報のバリアフリー化に取り組みます。
- 乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じて自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉、教育、雇用・就労等の関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、総合的な施策の展開を推進します。
- リハビリや生活支援のための総合サービスの拠点づくりに努めます。

●ノーマライゼーション…高齢者や障害者も、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていく社会の実現をめざす考え方のこと。

●ユニバーサルデザイン…障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。

主要施策

(1) 障害者の生活支援

- 平成18年度に施行された障害者自立支援法に基づく在宅支援サービスなど、各種サービスや施策が円滑に実施されるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。
- 地域の特性や利用者の状況に柔軟に対応し、実施することができる地域生活支援事業の効率的かつ効果的な実施に努めます。
- 重度心身障害者や発達障害者*への適切な対応を図ります。
- 地域自立支援協議会*の設置やケアマネジメントシステム*の構築を図ります。



ケアマネージャー研修

- 発達障害者**…学習障害(LD)や注意欠陥・多動性障害(ADHD)など、認知・言語・社会性・運動などの機能の獲得が阻害された症状のある人をいい、症状は、乳幼児から幼児期にかけて現れることが多い。
- 地域自立支援協議会**…障害福祉サービスなどの日常の相談支援を充実させるための協議会。支援業務の運営評価、事例検討、サービスの利用支援、相談支援のネットワークづくりを行う。
- ケアマネジメントシステム**…障害者など、日常生活を送ることが困難な方でも、地域で自分らしくいきいきと暮らしていくために、福祉、保健医療、就労、教育などさまざまなサービスをうまく組み合わせて活用していくシステムのこと。

(2) 障害者の社会参加の促進

- 障害のある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、「社会参加促進事業」などを実施し、障害のある人や介助者の地域生活を支援するとともに、サービスの充実を図ります。
- 障害のある人の就労について、本人の職業訓練や企業への障害者雇用の働きかけ等を推進します。
- 障害のある人の社会参加の促進を図るため、交流活動や学習活動に必要な指導者を育成します。

(3) 制度及びサービス内容の周知・点検等

- 広報誌やホームページなどを活用し、制度やサービスの内容を周知させるなど、新制度の普及と定着に努めていきます。
- 「障害者基本計画」ならびに「障害福祉計画」の定期的な点検・評価を行います。



ユニバーサルデザイン



第5節

子育て支援が充実したまち

現状と課題

- わが国では少子化が進行しており、将来的に社会経済に与える影響が大きくなっています。また、核家族化や女性の社会参画により、家庭や地域社会における子育て環境は大きく変化しています。
- 安心して子どもを産み、健やかに育てる総合的な子育て環境を築いていくためには、子育てを市民全体の取り組みとして捉え、行政をはじめ家庭や地域、学校・企業などが一体となって支援していく必要があります。
- 学童保育は、昼間仕事などで保護者等のいない家庭の概ね10歳未満の児童を対象に、放課後に適切な遊び場を与え、楽しい集団生活を体験させ、学校生活と家庭生活の結び目としての役割を果たしながら、児童の健全育成を図っています。

要保育児童数の推移

(単位：人、世帯)

年 度	人 口	世帯数	就学前児童数	要保育児童数	入所児童数	出生数
平成16年度	39,274	12,817	1,570	327	327	215
平成17年度	38,821	12,868	1,488	345	345	216
平成18年度	38,426	13,169	1,442	319	319	208

※各年4月1日現在

資料：学校教育課

施策の方向

- 市民のニーズに合わせた効率的な保育環境づくりを進めるため、地域特性をふまえつつ、保育所の整備や認定子ども園*など幼・保一元化を視野に入れた保育内容の充実に努めます。
- 子育て支援環境の充実を図るため、子育て支援センターの機能充実や保健福祉センターの整備、さらには情報ネットワークの構築を図り、育児・子育てや虐待防止のための相談・対話・交流・情報交換等の支援を推進します。

●認定子ども園… 幼稚園と保育所等のうち、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能 ②地域における子育て支援を行う機能を備え、基準を満たす施設は都道府県から認定をうけることができる。

主要施策

(1) 保育サービスの充実

- 各種の広報活動を通じて、子育て支援の関連事業・サービス内容について、積極的な情報提供と啓発活動に努めます。
- 保護者が安心して、子どもを通わせることができる理想的な保育環境を提供するため、必要に応じて保育所の改修等の整備に努めます。
- 保育内容の充実を図るため、保育士の確保と資質向上に努めます。

(2) 子育て支援の充実

- 子どもや保護者、地域、世代間等、自由で気軽な交流・サークル活動やスポーツ活動などができる環境整備に努めます。
- 地域におけるさまざまな子育て支援サービスを充実させ、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成など、地域資源を活用した取り組みを推進します。
- 子どもが健やかに育つため、母子の健康確保や食育の推進、保護者に対する講習や教室など、子育てに対する教育・相談事業の充実を図ります。
- 妊娠早期からの健康管理・指導を充実し、安心して妊娠・出産・子育てができるような取り組みを推進します。
- 市内2小学校と市内の児童館が行う放課後児童健全育成事業との整合性をとりながら、待機児童数など、必要に応じて空き教室の活用を図っていきます。
- 次世代育成支援対策推進法に定められた「次世代育成支援行動計画」の一元化と後期5か年計画を策定します。
- 地域子育てサポートクラブ事業により、子育てサポーターの養成講座や子育てサポーターの登録・紹介などの充実を図ります。
- 児童虐待の早期発見、早期防止を図るため、関係機関が連携して対処する「要保護児童対策地域協議会」の充実を図ります。

(3) すべての家庭に対応した自立支援

- 育児や教育では、社会的・経済的にさまざまな支援が必要であり、ひとり親家庭、障害児家庭など、子育てに携わるすべての家庭を対象とした支援制度の普及・利用促進に努めます。
- ひとり親家庭が自立した生活を送ることができるよう、相談や生活支援の充実を図ります。

現状と課題

- 家族の世帯状況が変化し、価値観の多様化が進み、昔ながらの近所づきあいが希薄になる一方で、新しい人間関係をつくることも困難になってきています。
- 福祉サービスは多岐に及んでおり、サービスの提供の仕組みもそれぞれ異なります。どこでどのようなサービスが受けられるのか、利用者にとっては分かりにくい状況にあります。
- 地域福祉の考えに立ち、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政だけでなく、地域の市民、各ボランティア団体や民生児童委員、社会福祉協議会、各種福祉団体など、それぞれの活動を補完し、協働によるまちづくりが行えるよう、地域間によるネットワークの構築が必要です。

施策の方向

- 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民の福祉に対する理解と参加を促すとともに、ともに支え合い、助け合う地域福祉ネットワークの形成を図ります。
- 身近な地域で互いに助け合い、支え合う地域福祉活動を促進するとともに、活動を支える地域福祉の拠点を整備します。
- 社会福祉協議会のボランティア養成を充実させ、ボランティア相談、情報収集と提供、講座・研修会・イベント等を開催し、地域力の底上げのためにボランティア活動の普及、活動支援を行います。

主要施策

(1) 地域福祉ネットワークの確立

- ボランティア団体や民生児童委員、社会福祉協議会、各種福祉団体を中心に、身近な地域が一体となった地域福祉ネットワークの形成を図ります。
- 地域コミュニティ、ボランティア団体やNPO、社会福祉協議会などと連携し、地域に密着した福祉活動を促進するため、組織体制の構築や、ボランティアリーダーなどの人材や活動団体の育成を支援します。
- 福祉に対する住民意識の高揚を図るため、広報や講演、イベントなどを通じた啓発活動を推進します。

(2) 地域福祉社会の形成

- 市民の福祉に対する理解の高揚と福祉活動への参加を促進し、地域でともに助け合い、支え合うという意識の醸成を図ります。
- 公共施設や民間施設、公園、道路、住宅などあらゆる施設において、ユニバーサルデザインによる整備や普及、啓発を行います。
- 日常生活自立支援事業（旧名称：地域福祉権利擁護事業）を推進し、成年後見制度*についての周知・啓発を図ります。
- 生活困窮世帯の実情の的確な把握による生活の安定と相談・指導体制の充実に努めます。

(3) 地域福祉推進体制の充実

- 市民一人ひとりの自立を地域社会全体で支援するため、「地域福祉計画」*の策定・見直しを行うとともに、自助・共助・公助の有機的な組み合わせによる地域福祉システムの構築を図ります。
- 市民主体、市民参加型のまちづくりの実現に向け、地域福祉の推進役として中心的役割を担う社会福祉協議会の運営強化を図るとともに、活動のさらなる支援を推進します。



ボランティア講習会



- 成年後見制度**…介護保険制度と同時に施行され、判断能力が不十分な人の財産管理等の権利を保護する制度。
- 地域福祉計画**…社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」のこと。地域福祉では、市民による福祉活動と公的サービスの連結による総合サービスが重要で、市民による助け合い、福祉ボランティアなどによる支援活動、福祉事業者によるサービス提供などが相互に協力して進められる計画策定をめざしている。

U d a C i t y

第3部 基本計画

第3章

安全・安心でうるおいの ある定住のまち

1. 定住拠点の構築
2. 道路交通網の整備
3. 公共交通機関の充実
4. 上下水道の整備
5. 安全・安心な暮らしの実現
6. 情報通信基盤の整備

現状と課題

- 高齢化が進展するなか、住宅開発や公営住宅の建設の際には、バリアフリーへの配慮等、だれもが住みやすい住宅環境の整備が必要となっています。
- 本市の財産である自然と調和した魅力ある住環境を維持・発展させるため、無秩序な市街化を防ぎ、計画性の高い開発を推進していく必要があります。
- 土地利用については、名阪国道や近鉄大阪線による都市近郊性と豊かな自然環境を活かしながら、住宅や商工業地など各機能のバランスに配慮した複合的な地域振興の展開が必要です。

施策の方向

- 地域の健全な発展と秩序ある整備を図り、市街地、住宅地、商工業地、農山村などそれぞれの魅力を活かした計画的な土地利用を推進するため、都市計画の各種計画の策定や国土利用計画の見直しを必要に応じて進めます。
- 農用地では、生活環境の改善等の定住条件の整備、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備、遊休農地の有効利用、優良農用地の確保・保全・効率的利用、農山村と都市住民との交流の場の形成を図ります。
- 森林地では、都市近郊の立地条件を活かし、都市住民との交流の場となる緑地空間としての利用を図るとともに、木材生産・水源かん養機能の維持・向上に配慮した多面的な森林整備を図ります。
- 大阪と名古屋を直結する名阪国道小倉IC付近に予定されている県営工業団地等の開発計画の実現に向けて、関係機関に強力に働きかけるなど、将来に向けた雇用の場や財源の確保、定住人口の増加などを積極的に推進します。
- 新たな工業用地の調査研究と企業への積極的な広報活動を推進します。
- 公営住宅については、計画的な建替え等により、居住ニーズに応じた住宅供給に努めます。

主要施策**(1) 良好な住環境の形成**

- 人々の集いの場となる市街地や地域の生活拠点の計画的・総合的な整備を図るため、必要に応じて用途地域の見直し、都市計画マスタープランの策定や見直しを図ります。
- 緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「緑の基本計画」の策定を進めます。また、災害の防止、都市の環境保全などに役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地^{*}の指定を行います。
- 老朽化した公営住宅については、耐震化やバリアフリー化など住宅再生計画の策定による計画的な建替え等を行い、高齢者や障害者など、あらゆる人が住みやすい住宅供給に努めます。
- 大宇陀区や榛原区などに点在する昔の面影を残す建物や史跡等がみられる歴史的市街地においては、歴史的景観に配慮しながら、住民の協働・参画のなかで、街並みの保全・整備に努めます。

(2) 定住環境の整備

- 市街地の活性化を図るため、都市計画道路、市街地整備事業など都市計画事業を推進します。特に近鉄榛原駅周辺の整備を図り、まちの玄関として、また交流拠点としての機能充実に努めます。
- まちづくり交付金事業を活用し、中心市街地の活性化のため、商店街の街路灯の付け替え補助事業、歴史的建造物の活用調査、観光案内板の設置、地域コミュニティの活性化（地域交流センター建設や地区内の活性化に向けた社会活動、各種ソフト事業の支援）を推進します。
- 市街化区域などにおいては、道路・下水道・公園等の都市基盤の整備とあわせて、良好な市街地環境の整備・誘導を図ります。
- 市街化調整区域における定住促進対策の一つとして、都市計画法第34条第8号の3に規定される「50戸連たん制度の区域指定」^{*}について検討を図ります。
- 豊かな自然環境を活かした快適な住宅環境の整備や、空き家などを活かした住宅情報の提供など定住促進のための支援等について、導入検討を図ります。

●**生産緑地**…市街化区域内にある土地で、環境保全などの目的で生産緑地法により指定される農地等のこと。

●**50戸連たん制度**…市街化区域に隣接し、または近接し、かつ自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、概ね50以上の建築物が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県条例で定めるものに該当しないもの。

現状と課題

- 本市の広域的な幹線道路については、国道165号線、国道166号線、国道369号線、国道370号線があり、交通の結び目としての機能の充実を促進し、市民の利便性の向上や広域的な観光をはじめとする産業の活性化につなげられるよう整備の充実を促進していく必要があります。
- 一般県道及び市道、農道などの生活道路については、安全性、利便性の向上が求められており、継続的な改良が必要となっています。
- 市街地を中心に狭小な幅員の箇所が多く、幹線が交わる付近においては通過交通により渋滞の発生がみられます。安全で快適な環境づくりに向けて、歩行者や自転車通行者へ配慮した歩道・自転車道の整備も必要です。

施策の方向

- 本市のバランスのある発展と、地域内外の交流を高めていくため、国道や県道の改良整備を促進するとともに、都市計画道路や主要な市道の整備等を進め、利便性の高いネットワークを構築します。
- 主な路線で、交通安全施設や歩道の整備及びバリアフリー化を進めるとともに、良好な道路景観の美化を図るなど、快適で安全に移動できる魅力ある道路環境の創出に努めます。

主要施策

(1) 幹線道路の整備

- 市街地の鉄道による分断を解消し、交通混雑緩和のため、国道369号線「榛原バイパス」を活用するとともに、近鉄榛原駅の市街地を南北に連絡する道路の整備を検討します。また、さらなる市内幹線道路との利便性を図るため、「榛原バイパス」の延伸計画を関係機関と検討します。
- 効率的な道路網の整備を図るため、市道整備を計画的に推進します。
- 大阪府・三重県との交流を深め、名阪国道の利用を促進するため、アクセス道路等の整備促進を図り、観光振興、地域産業の活性化のための交通ネットワークの充実を促進します。
- 広域圏と結ばれる幹線道路である国道165号線、国道166号線ならびに国道369号線、国道370号線の改良・整備について、国や県に要望を行います。
- 市が管理する既設の橋梁について、必要に応じて点検修理に努めます。

(2) 生活道路の整備

- 地域の生活道路としての県道ならびに市道、農道は、市街地や幹線道路整備との連携、緊急度・優先度を考慮した計画的な整備を図りながら、生活の利便性の向上に努めます。
- 市街地の骨格となる都市計画道路の整備を進めるとともに、計画的な道路網の整備に応じて都市計画道路の見直しを図ります。
- 近鉄榛原駅北口広場へのアクセス強化と駅南口駅前広場の交通渋滞の緩和を図るため、国のまちづくり交付金事業を活用し、都市計画道路東町西峠線の整備を行います。また、道路整備にあわせて、沿道スペース地にポケットパークを設置し、歩行空間の整備を行い、交流の場としての活用を図ります。
- 道路の舗装、側溝整備、落石事故を防ぐ防護柵の設置、待避所等の改良、カーブミラー、ガードレールの設置等、安全性・利便性の向上を推進します。
- 道路標識や案内板等の整備に努めます。



女寄バイパス開通



道路改良工事

第3節

公共交通機関の充実

現状と課題

- 公共交通機関は、市民生活の利便性向上のため、また、観光客の来訪とまちとの交流手段としても重要なものであり、本市では現在、鉄道とバスが運行されています。
- 鉄道については、近鉄大阪線榛原駅・室生口大野駅・三本松駅があり、通勤・通学での利用など重要な役割を果たしており、なかでも近鉄榛原駅は特急停車駅として市民や観光客に利用されています。しかし、人口減少時代に入った現在、乗降客数が減少傾向にあり、今後は定住促進や交流施策による乗降客数の増加を図る必要があります。
- バスについては、今後も自家用車の普及や不採算路線の休廃止の自由化が進むことが予想され、利用者が減少する傾向にあります。近鉄大阪線榛原駅への路線を除き、廃止される路線もでており、他の交通機関との連携も含めた公共交通ネットワークの形成が求められます。
- 車社会の一層の進行により、交通事故の危険が高まっています。また、道路交通を取り巻く環境が複雑化しているなかで、安全な施設整備、飲酒運転の撲滅や運転中の携帯電話の使用を禁止するなど、市民一人ひとりの運転意識の向上をより一層推進していく必要があります。

■ 近鉄電車1日乗降客数（隔年11月実施、定期含む）

（単位：人）

駅 別	年 度	乗 車	降 車	乗降人員
榛 原	H12	7,390	7,300	14,690
	H15	6,511	6,416	12,927
	H17	6,477	6,520	12,997
室生口大野	H12	1,043	1,622	2,665
	H15	952	1,385	2,337
	H17	796	1,073	1,869
三本松	H12	165	264	429
	H15	131	203	334
	H17	119	200	319
大和八木	H15			38,186
	H17			37,189
桜 井	H15			19,074
	H17			18,637
名 張	H15			17,062
	H17			16,669

資料：近畿日本鉄道（株）企画統括部調べ

■ 奈良交通バス乗降客数（平日1日当たり、定期含む）

（単位：人）

		平成16年度			平成17年度			平成18年度		
		乗 車	降 車	乗降人員	乗 車	降 車	乗降人員	乗 車	降 車	乗降人員
榛 原 （駅北）	針インター 山辺高校	90	92	182	121	101	222	134	125	259
	与喜浦	1		1	1		1	1		1
榛 原	大 又	67	66	133	50	53	103	38	27	65
	杉 谷	21	17	38	18	17	35	9	18	27
	新 子	—	—	0	—	—	0	23	22	45
	曾爾村役場前 上内牧	81	80	161	78	58	136	61	54	115
	菟田野町	140	104	244	134	101	235	128	97	225
	岩 端	9	12	21	8	10	18	4	10	14
	大字陀	412	374	786	398	335	733	415	362	777
	天満台東3丁目	670	680	1,350	568	489	1,057	560	462	1,022
	山辺東	20	20	40	21	32	53	11	11	22
室生口 大 野	室生口大野	2	3	5	3	3	6			0
	上田口弁天 辰夫橋 血原橋 室生寺前	105	102	207	65	94	159	79	85	164
	下笠間 外の橋 染 田	80	73	153	46	42	88	70	59	129

※乗降人員は、近鉄榛原駅及び室生口大野駅のみ

資料：奈良交通（株）

施策の方向

- 通学、通勤圏の拡大や観光振興を図るため、主要駅の利便性の向上を図るとともに、周辺整備の際には、高齢者や障害者などすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる整備に努めます。
- 鉄道が利用しやすい環境づくりを進めるため、駅前広場や駐車場等の整備を図り、鉄道・バス・自動車相互の連携強化を図ります。
- 交通事故・違反のない安全なまちをめざし、子どもから高齢者まで交通安全教育を推進し、市民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故の未然防止のため、安全に通行できる交通安全施設の整備を推進します。

主要施策

(1) 近鉄大阪線の利便性の向上

- 交通事業者との連携のもと、近鉄榛原駅・室生口大野駅・三本松駅のバリアフリー化などの利便性の向上と駐車場の確保などの周辺整備に努めます。
- 鉄道とバスなど相互の連携のとれた公共交通ネットワークの形成を促進します。

(2) バス利用の促進

- 市民ニーズを的確に把握し、路線バスの運行の維持を働きかけるとともに、市民に対するバス利用の促進を図ります。
- 市民生活の利便性向上のみならず、商業や観光振興、環境保護などの観点からのバスの利用を促進します。
- 公共交通サービスについては、交通事業者ネットワークの見直しや現行のバスルート・サービスの維持を働きかけるとともに、バスの退出対象路線については、市営有償バスへの運行移行や、市民のニーズに対応したデマンド交通（乗り合い送迎システム）の検討を行います。また、持続可能な公共交通サービス体制の確立をめざし、必要に応じて運行体制の見直しを行います。

(3) 交通安全意識の高揚

- 警察署、交通安全協会など関係機関と連携し、交通安全教室、街頭指導などを実施し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるなど、市民の交通安全意識の高揚に努めます。

(4) 交通安全施設の整備

- 交通の安全と円滑化、交通公害の防止等をめざし、関係機関と連携・協力して、市内交通ネットワークの充実を図るとともに、子ども、高齢者、障害者などの交通弱者に優しい道づくりのため、交通安全施設の整備・改善の推進に努めます。



市営有償バス

現状と課題

- 水道は生活環境の向上と改善を図り、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない社会基盤です。本市ではこれまで水道未普及地域の解消に向け、上水道事業及び簡易水道事業の普及を積極的に推進してきました。しかし、生活様式の多様化や水質に影響を及ぼす環境の変化などにより、市民の水需要は今後も高まると考えられます。
- 下水道については、平成18年度末における下水道の整備率は85.0%、普及率は55.8%、水洗化率は85.8%となっており、今後もより一層の生活環境の整備及び下水道処理区域内の水洗化を促進する必要があります。
- 宇陀川流域下水道施設が、平成28年4月に奈良県から本市へ移管されます。今後は、維持管理等について、関係機関と協議・検討する必要があります。
- 上下水道については、市民生活を支えるライフラインであるため、今後とも日常の利便性の確保とあわせ、災害に強く、安心して利用できる施設、設備の整備・拡充を進めていく必要があります。

施策の方向

- 平成19年7月の市水道局舎増築により、遠隔監視装置を移設し一元管理することで、さらに安定した水道の供給を行います。
- 快適な定住環境づくりを進めるために、今後も水道未普及地域の解消、公共下水道や合併処理浄化槽の整備を図り、生活環境施設の充実に努めます。
- 将来の水需要や災害に対応し、安全な水を安定して供給するため、水道施設の整備及び維持管理に努めます。
- 飲料水、農業用水の水質保全や河川等の自然環境の保全、快適な生活環境を形成するため、公共下水道事業など、地域の実情に応じた下水処理施設の整備を計画的に進めるとともに、河川と下水道とが体系化された総合的な雨水排水施設の整備を推進します。
- 近年の気候変動による集中豪雨により、市街地での浸水被害が想定されることから、浸水対策計画など下水道事業（雨水）としての雨水対策の検討に努めます。

主要施策

(1) 安定給水の確保

- 水道の未普及地域の整備は、将来の水需要にあわせて計画的に行います。
- 地震や災害に対応するため、水道施設の耐震化に努めます。
- 老朽化がみられる水道施設については、計画的な更新に努めます。

(2) 安全な水道水の供給

- 水資源の有効的な利用に向け、管理体制の充実と既存施設の整備を図ります。
- 浄水施設などの計画的な更新に努め、維持管理費の節減と安全性の向上を図ります。

(3) 下水道整備事業の推進

- 土地利用状況や人口の動向など地域の実情に応じて、公共下水道事業などの下水処理施設の整備を計画的に促進します。
- 市街化区域及び下水道事業認可計画区域外を対象に、合併処理浄化槽設置整備事業により整備を行います。
- 河川と下水道等とが体系化された総合的な雨水排水施設の整備を推進します。

(4) 下水道等の普及・啓発

- 未整備区域における計画的な整備推進に努め、処理区域を拡大し、普及率の向上を図ります。
- 公共下水道などの効率的な管理運営を推進します。
- 生活環境の改善と生活排水の処理に対して、市民意識の高揚のため、啓発活動に努めます。



水道局舎増築



下水道管理設工事

現状と課題

- 近年多様化する地震や洪水等の災害から市民の生命と財産を守り、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは行政の基本的な役割であり、さまざまな危機管理体制の充実が求められています。
- 火災の発生件数については、平成16年から平成17年にかけて横ばいで推移していましたが、平成18年には大幅に減少しており、建物火災、林野火災とも前年と比べて減少しています。しかし、火災における主な出火原因は枯草焼却、たばこの不始末など身近なところからの出火が考えられ、今後も市民一人ひとりの意識啓発が必要になっています。
- 救急の出動件数は、平成16年から平成17年に減少しましたが、平成18年には再び増加しています。内訳として、急病による出動が増加傾向にある一方で、交通事故ならびに一般負傷の出動件数は減少傾向にあります。
- 犯罪については、全国的に低年齢化や凶悪犯罪化が進んでおり、被害者についても子どもや高齢者等が増えるなか、悪質商法や詐欺などに関する被害が増加しており、大きな消費者問題となっています。
- 近年では、食品の安全が社会問題の一つとなっており、関係機関と連携した情報収集と提供に努め、市民の安全で安心な暮らしを守る必要があります。
- 救急体制については、増加する救急の受け入れに十分対応できるよう、地域医療との連携改善や、市立病院を中心とした総合的な医療体制を確立するとともに、市民への応急手当に関する知識の普及啓発に努めることが不可欠となっています。
- 救命処置を素早く行えるよう、主な公共施設にAED（自動体外式除細動器）※を設置するとともに、救命講習会の普及・実施に努めています。

■ 宇陀警察署管内の刑法犯認知件数・検挙件数

（単位：件、人）

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
認知件数	516	644	552	426	359	275
検挙件数	139	176	199	190	347	162
検挙人員	65	61	97	91	97	97

資料：総務課

- AED（自動体外式除細動器）… 突然の心臓停止は、心臓が細かく震える「心室細動」の場合が多く、この場合にはできるだけ早く心臓に電気ショックを与えることが有効であり、この電気ショックを与える装置のことをいう。心肺蘇生法（心臓マッサージや人工呼吸）で蘇生しない場合に、この装置を使用するとより効果的である。

■ 火災の発生件数の状況

(単位：件)

	平成16年	平成17年	平成18年
火災発生件数	21	21	13
建物火災	8	9	6
林野火災	3	5	1
車両火災	3	1	3
その他火災	7	6	3

資料：総務課

■ 救急の出動件数の状況

(単位：件)

	平成16年	平成17年	平成18年
出動件数	1,823	1,791	1,813
急病	1,027	1,077	1,135
交通事故	193	177	171
一般負傷	335	302	301
その他事由	268	235	206

※「その他事由」とは、「労働災害」「自損行為」「加害」「運動競技」「水難」「自然災害」「火災」「転院搬送」「その他」を含む

資料：総務課

施策の方向

- 市民の安全な暮らしを確保していくため、急傾斜地や河川等の危険箇所について、治山・治水事業による計画的な改修・整備に努めます。
- 災害時における円滑な避難・防災活動が行えるよう、「地域防災計画」に基づき、防災拠点施設や情報通信システム等の整備、さらには消防組織との連携による地域の自主防災組織・体制の充実を図ります。
- 犯罪の多様化傾向に対して、地域と警察等が連携しつつ、地域防犯体制・活動の充実や防犯意識の高揚に努めます。
- 発生する可能性が高いといわれている東南海・南海地震、台風や集中豪雨等の風水害などに対して、防災基盤の整備・充実を図るとともに、地域や関係機関、行政が一体となった防災体制の確立を推進します。
- 地域の消防力・防犯力・救助救急体制の強化を図るため、消防団の活性化や地域の防犯活動の充実を推進するとともに、市民一人ひとりの防火意識・防犯意識・救助意識の高揚を図ります。
- 食品の安全性を確保するため、生産者に責任と自覚を持った管理を促進するとともに、消費者に向けた情報提供の充実を図ります。

主要施策**(1) 消防体制の強化**

- 実践的な訓練や研修を実施し、消防体制の強化に努めます。
- 消防車両や資機材、消防施設の整備・充実を図ります。
- 日常での火災防止や初期消火の重要性などの防火意識の高揚を図ります。

(2) 防災体制の確立

- 地震や風水害などの災害対策の基本となる「地域防災計画」や「防災マップ」、「ハザードマップ」※について、見直しや作成を行い、地域防災力の向上に努めます。
- 災害時の避難所や救助活動の重要な拠点となる、公共施設などの耐震化に努めます。
- デジタル時代に対応した防災情報ネットワークの高度化に努めます。
- 大規模災害が発生した場合に備え、県・他市町村・防災関係機関等と連携し、広域的な防災体制の整備を推進します。
- 本市は大半が山間部であるため、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所などの土砂災害に対し、危険区域・危険箇所の調査及び地すべり対策を推進します。
- 「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを目的に、自治会など市民が協力して自主防災組織の立ち上げを推進し、地域力の向上をめざします。
- 災害ボランティアの受入れや被災地への派遣、若者を中心としたボランティアのための講習会を開催するなど、若者を取り込んだ防災体制を検討します。

(3) 防犯体制の強化

- 市内の小学校及び中学校の児童、生徒及び学校職員に対して、通学途中の犯罪から守り、安全を確保するため、防犯ブザーを貸与します。
- 地域住民が連携して行う自主防犯活動への取り組みを支援するなど、地域力の向上を図ります。
- 危険箇所の調査を行うとともに、防犯灯、街路灯等を設置し、安全な地域環境の整備を推進します。
- 講習会の開催やパンフレット・広報誌・ホームページ等による情報の提供など、防犯意識の高揚を図ります。

(4) 消費者保護の強化

- 奈良県など関係機関との連携による情報収集、各種講習会等の周知など、消費者知識の普及と消費者問題の監視体制の強化に努めます。
- 安全な食生活のため、消費者への情報提供に努めます。

●ハザードマップ…災害の危険度を地図に表したもの。地域における災害に対する備えの強化、住民の災害時での避難や危険回避などの自主的な行動を支援することを目的に作成されたもの。

現状と課題

- 日常生活のなかで、テレビや携帯電話、インターネット等の情報通信手段は欠かせないものになっており、これらを利用するための情報通信基盤の整備は市民生活に必要不可欠なものとなっています。
- 現在の地上アナログ放送は、平成23年（2011年）7月に停止される予定であることから、地上デジタル放送への移行に向けた対応が必要です。
- 高速インターネットの接続サービスについては、利用者の増加だけではなく、今後利用者のデータ通信量の拡大が予想されるなか、各自治区内でも中心部と山間部では接続サービスにおいて地域格差が生じています。
- 地上デジタル放送の開始に伴う共聴施設等のデジタル化対応と、高速インターネット接続の地域間格差の解消手段として、CATV、いわゆるケーブルテレビ施設の整備が必要です。

施策の方向

- さまざまな情報の活用と交流促進による活性化をめざし、テレビ・ラジオ・携帯電話等の通信不良地域の解消を図ります。
- 光ファイバーケーブル*・ケーブルテレビ**等の高度情報通信基盤の整備や、学校、図書館、市役所等の公共施設を結ぶ地域イントラネット等の整備を図ります。
- 行政関連情報のデータベース化と共有について、個人情報のセキュリティー対策に十分留意し、インターネット等の高度情報通信ネットワークを通じて、さまざまな行政・生活情報サービスの充実や、観光特産品情報などを発信します。
- 平成23年（2011年）7月に完全移行される地上デジタル放送の難視聴対策を推進します。

●光ファイバーケーブル…光信号による通信を行うためのケーブルのこと。

●ケーブルテレビ…各家庭がアンテナで電波を受信するのではなく、ケーブルテレビ局で電波を受信し、ケーブルを通じて家庭まで映像を届けるシステム。

主要施策

(1) 情報通信基盤の整備

- 地上デジタルテレビ放送の難視聴対策を推進します。
- F T T H（エフティーティーエイチ）*方式によるC A T V（ケーブルテレビ）網の整備を行い、行政情報や災害情報などの広報・広聴業務を行うとともに、地域生活に密着した自主番組の制作など、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 通信業者と連携し、携帯電話不感地域の解消を推進します。
- 超高速ブロードバンド*サービスの普及を図り、インターネット環境の地域間格差の解消を推進します。
- 情報弱者や災害時要援護者といわれる高齢者や障害者にも、災害時での情報伝達等が可能となるような工夫に努めます。



ケーブルテレビの工事



ケーブルテレビセンター設備

- F T T H（エフティーティーエイチ）…光ケーブルを一般個人宅へ直接引き込む、光通信の網構成方式。
- 超高速ブロードバンド…広域帯に超高速・大容量の通信データを送れる通信環境のこと。

U d a C i t y

第3部 基本計画

第4章

一人ひとりが輝き 個性・創造を育むまち

1. 誰もが尊重される共生のまちづくり
2. 男女共同参画社会の実現
3. 教育環境の整備・充実
4. 生涯学習の充実
5. スポーツ・レクリエーションの充実

第1節

誰もが尊重される共生のまちづくり

現状と課題

- 基本的人権の尊重は、明るく住みよい、誰もが支え合うまちづくりを進める上で最も重要なものであり、市民相互の豊かなふれあいの基礎を築くものです。同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等、社会にはさまざまな人権問題が存在し、解決に向けた取り組みが進められています。さらに、H I V*感染者やハンセン病*にかかった人、刑を終えて出所した人、ホームレス、性的指向等に対する偏見や差別、犯罪被害者とその家族など、さまざまな人権問題が考えられ、今後多くの解決すべき課題が残されています。
- 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活におけるさまざまな問題を自分のこととして受け止め、お互いを尊重し合うことが大切です。
- 人権を生活文化として定着させ、お互いを認め合い、ともに生きるまちづくりが求められています。

施策の方向

- 人権が尊重される社会の実現と、健全で多彩な交流促進に向け、関係機関との連携を図りつつ、人権教育の推進を図ります。
- 人権尊重のための適切な情報提供や啓発活動等を通じて、人権意識の高揚を図ります。
- 同和問題の解決、児童虐待等への対策、障害者福祉の推進、在日外国人への正しい理解の醸成など、関係機関の連携のもと、人権尊重と擁護に向けての総合的な取り組みの推進を図ります。
- 人権問題に対する正しい理解と認識の醸成やコミュニティ・交流活動など、さまざまな機会を通じた市民参加を進め、市民人権集会の充実など、人権尊重の明るいまちづくりを進めます。

● H I V… ヒト免疫不全ウイルス、エイズウイルスのこと。

● ハンセン病… らい菌の感染によって起こる慢性伝染病。伝染力は弱く、潜伏期は3年から20年に及ぶため、かつては遺伝性と誤解されたこともあった。

主要施策

(1) 人権啓発・教育の推進

- さまざまな人権問題に対して、市民の理解と認識を深めることができるよう、今後も啓発冊子の作成や講演会、研修会を実施し、人権意識の高揚に努めます。
- 学校や家庭、企業などの社会において、人権に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、人権教育を推進します。
- 今後も講演会や研修会を効果的に開催し、幅広い参加の促進、情報提供、相談事業など人権尊重思想の普及と意識の高揚を図るため、だれもが参加しやすい幅広い活動を推進します。
- 人権教育のための国連10年行動計画を引き継ぎ、今後の人権施策の指針として「人権施策基本方針」の策定に努めます。

(2) 人権相談・擁護体制の充実

- 指導者の育成とボランティア活動組織の育成・支援を推進し、サークル活動等の相互交流事業を効果的に実施します。
- 人権擁護機関や関係団体との連携を深め、身近な人権問題に関して気軽に相談できる機会づくりを行います。



市民集会



第2節

男女共同参画社会の実現

現状と課題

- 少子高齢化をはじめ、経済活動の成熟化など、社会構造や経済が急速に変化するなかで、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしていくことがまちづくりの重要な要素となっています。

施策の方向

- 市民、団体、事業者などと連携し、家庭、地域、職場などのあらゆる社会分野への男女共同参画を進めるとともに、全市的な推進体制の構築を図ります。
- 女性が働き続けるための社会環境を整備するため、保育サービスの充実や学童保育の整備を推進するなど、女性の社会参加の促進を図ります。

主要施策

(1) 男女共同参画に対する意識の高揚

- 男女共同参画に取り組む団体・ボランティア等の活動とネットワーク化を支援し、意識啓発・情報提供などに努めます。
- 雇用の場における男女平等や仕事、社会活動と家庭生活の両立が図れるよう、意識の高揚と環境整備を推進します。

(2) 女性の社会参画の促進

- 女性の仕事と家庭の両立や地域活動への参加を支援します。
- 職場、地域活動、文化活動などさまざまな活動において、女性の個性と能力が発揮できるよう、市全体で男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。
- 男女共同参画社会の実現に向け、全市的な推進を図るため、「宇陀市男女共同参画基本計画」の策定や見直しを行い、総合的かつ計画的に施策を推進します。

現状と課題

- 急速な少子高齢化や共働き世帯の増加といった社会構造の変化に伴い、地域や保護者のニーズが多様化する一方、家庭や地域の教育力の低下も目立っています。
- 家庭・地域をはじめ、幼稚園・保育所（園）や小学校との連携を強化することや、幼保一元化や小中学校教育も見通した教育を進める必要があります。
- 児童生徒の問題には、解決が困難なケースが多く、専門的な知識やアプローチが必要となります。
- 児童・生徒数の減少により、学校施設の統廃合が進み、その跡地利用などが課題となっています。

■小中学校の状況

（単位：箇所、人）

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
小学校	学校数	14	14	14	14	10
	児童数	2,038	1,915	1,824	1,780	1,707
	クラス数	126	121	97	98	77
	教員数	204	191	197	193	159
中学校	学校数	4	4	4	4	4
	生徒数	1,311	1,259	1,185	1,053	999
	クラス数	50	47	37	34	33
	教員数	103	96	97	96	89

資料：学校基本調査結果報告書



菟田野小学校

施策の方向

- 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かでたくましく成長できるよう、地域に密着した特色ある学校づくりを推進するため、家庭・学校・地域が一体となった教育体制の構築に努めます。
- 安全で快適な学校教育環境の確保のため、老朽化した学校施設の改築や耐震補強、また給食センターの整備を図ります。
- 地域の意向を尊重しながら、学校の統廃合、学校区の見直し等について検討します。
- 学力の向上と安全で安心して学べる学習環境を整え、社会全体で子どもの教育にあたる取り組みを行います。
- 特色ある学校教育の推進に向けて、教職員の資質向上や、教育相談・カウンセリングの充実、情報化・国際化等への対応や地元への愛着心を醸成する体験学習・環境教育等の教育カリキュラムの充実を図ります。
- 児童・生徒が自己表現力の習得や体験活動を推進し、確かな学力を身につける機会を提供するとともに、文化・芸術にふれる取り組み内容の充実を図ります。

主要施策

(1) 健やかに育つための教育内容の充実

- 本市の豊かな自然、歴史や伝統文化などの資源を活かした体験学習を推進し、特色ある学校づくりやカリキュラムの充実を促進します。
- 学校給食などの機会を捉え、健康づくりや地産地消による食を通じて、地域の文化を学ぶ「食育」を推進します。
- 重度心身障害や発達障害のある児童生徒一人ひとりに応じた教育を進めるため、保健・医療・福祉関係機関との連携を図りながら、特別支援教育体制^{*}の充実に努めます。
- 教材の拡充や適正な教育課程の編成を推進します。
- 国際化社会や小学校教育での英語必修化の動きへの対応として、ALT（外国語指導助手）の確保と指導方法について検討します。
- 地球温暖化など環境問題に関心を持ち、身近な自然環境とのふれあいや森林環境体験教育学習推進事業などを通じて、環境問題についての理解と知識を深め、まず自分ができることから実践できる姿勢を養います。

●特別支援教育体制…教育・医療・保健・福祉・労働などの関係機関による「特別支援連携協議会」を設置し、ネットワークを形成するなかで、個別の教育支援計画の策定に努め、乳幼児から就労にいたるまでの長期的な支援体制のこと。

(2) 魅力ある教育環境の展開

- 児童・生徒数の減少による学校規模の適正化を図るため、小学校の統合について地域の意見をふまえながら、検討を行います。
- 効率的・経済的・衛生的に給食サービスが提供できるよう、給食センター等の整備を検討します。
- いじめや不登校、心の問題など、さまざまな相談に対応するため、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな相談・指導ができる体制の充実を図ります。
- 家庭・学校・地域が一体となった相談・指導体制の確立をめざします。

(3) 幼稚園・小中学校の学習環境の充実

- 幼児の生きる力や思いやり、個性を育むため、保育所との連携や一元化を図り、学習環境の改善に努めます。
- 安全・安心な学習環境を確保するため、計画的に学校施設の耐震化に努めます。
- 情報化社会に対応するため、教育用パソコンや校内LAN*の整備を推進します。
- 登下校時の見守り強化等、地域との連携により、児童生徒の安全の確保を図ります。
- 統廃合された学校施設については、学校の記録保存に努めるとともに、過度な投資は控え、地域や団体等が自主的な管理・運営ができる有効的な活用方法について検討します。



児童登校風景



若者自立塾「室生館」(西谷小学校跡地)

- 校内LAN…学校施設内で光ファイバーケーブルなどを使用して、同じ建物のなかにあるパソコンやプリンタを接続し、相互データのやりとりをするシステム。

第4節

生涯学習の充実

現状と課題

- 豊かな人間性を育むために、市民が“いつでも、どこでも、誰でも”自由に学ぶことができ、一人ひとりの活動が適切に評価され、還元される生涯学習社会の実現が求められています。
- 多様な生活習慣により、一人ひとりにあった余暇活動を求める人が多くなっており、既存の生涯学習施設を活用するとともに、市民や各種団体などによる参加型の学習活動を促進します。

施策の方向

- 市民一人ひとりの可能性と生活の豊かさを広げる生涯学習の推進を図るため、既存の公民館や図書館などの機能の充実と生涯学習関連施設など、さまざまな情報のネットワーク化を図ります。
- 施設の維持・管理経費の節減に努め、機能の統合・充実強化を検討します。
- 生涯学習活動の活性化と施設利用の促進を図るため、多様な生涯学習講座やイベントの開催を推進します。
- 地域における生涯学習活動の推進を図るなかで、指導者の確保と育成に視点をいた取り組みを推進します。

主要施策

(1) 生涯学習機会の充実

- 類似事業の整理を図り、さまざまな世代の関心やニーズ、または現代的な課題に対応した多様な学習機会を創出します。
- 団体・グループ、NPO等の活動支援と指導者やボランティアの育成に努めます。
- 乳幼児から高齢者まで、だれもが利用しやすい交流センターや公民館、図書館の機能拡充など、生涯学習機会の場の提供に努めます。
- 視聴覚教材やインターネット等を活用した、生涯学習が展開できる施設整備に努めます。

(2) 施設機能の充実

- 市民のニーズに対応したイベントや講演会、教室などの公民館活動を展開し、サークル活動の支援に努めます。
- 本市の各公民館、図書館、歴史資料館など、生涯学習施設の利用が一層図られるように、市民のニーズに応じた利便性の高い施設機能を維持しながら、緊急度が高いものから整備を行います。
- 年代別のニーズに即し、それぞれの特色ある図書館の整備を推進します。
- 生涯学習施設の各施設間の情報共有や共同発信など、情報ネットワークの強化を推進します。

(3) 家庭教育への支援

- 子育てや非行等に対する相談・支援体制を充実し、家庭の教育力の向上を図ります。
- 子どもの健やかな成長、発達を促すため、県ならびに近隣市町村と連携をとりながら、家庭教育に関する学習の機会を設けるなど、相談体制の充実を図ります。

(4) 地域の教育力の醸成

- 地域の子育てボランティアの育成や人材活用を図り、子育て支援体制の拡充を図ります。
- 基本的な生活習慣の指導、社会活動・ボランティア活動を通じ、人間形成の基礎となる心の教育を推進します。
- 青少年の地域での相互交流を図り、地域の活動、伝統行事継承の担い手を育成し、次代の文化・社会のリーダーとなる人材育成を図ります。
- 地域全体で子どもの成長を見守るため、家庭・学校・地域の連携を密にし、地域の教育力の醸成に努め、安心して遊び、生活できる地域づくりを推進します。



生涯学習活動



現状と課題

- 21世紀を迎えた今日、人々のライフスタイルの変化、少子高齢化の進行、情報化の進展や社会環境の変化により、運動の機会が減少し、精神的なストレスの増大といった社会問題が取り上げられています。
- 市民一人ひとりがスポーツを楽しみながら、助け合い・支え合いの絆を深め、地域が一体となってスポーツに取り組めるよう、本市にある地域資源（人や場所）を活かしながら、誰もが元気でいきいきと安心して楽しめるスポーツ環境を創出することが重要です。
- スポーツ団体や指導者の育成、施設の整備、スポーツをする機会の提供などの支援を推進し、市民の自主的なスポーツ活動を促進していくことが必要です。
- （財）文化体育事業団が管理・運営する総合体育館・運動場、室内温水プール、グリーンテニスコート、平成榛原子供のもり公園などのスポーツ・レクリエーション施設について、魅力的で効率的な管理運営をめざし、来場者の増加を図ることが課題となっています。

施策の方向

- 多くの市民が生涯を通じて身近にスポーツや健康づくりを行い、また、スポーツ活動を通じて、健全な心身の育成が行えるよう、スポーツ施設の拡充や設備の充実を図り、既存施設の利用を促進します。
- スポーツボランティア制度の導入（各種イベント等のスタッフの育成・充実）の検討や、体育指導員の増員・育成等に努め、地域全体でのスポーツ活動の振興に努めます。
- 各種大会等の開催場所の確保や総合型地域スポーツクラブの創設など、スポーツ活動を活性化するための基盤整備を進めます。
- スポーツ・レクリエーション施設の維持管理を図るため、経費節減と受益者負担の適正化を図ります。
- 施設の維持・管理については、利用者の利便性や安全性、利用実態、管理経費等を考慮しながら、改修など計画的に整備を進めます。また、機能の統合・充実強化を検討します。
- スポーツイベント等への参加をきっかけとして、参加者がリーダーや指導者となるような仕組みづくりを進めます。

主要施策**(1) スポーツ活動の推進**

- スポーツ振興とスポーツを通じた健康づくりを推進するため、各種教室や講座の充実を図ります。
- 類似事業の整理を図り、市民が参加しやすい各種スポーツ大会の充実と交流機会の創出に努めます。
- 子どもから高齢者まで体力や年齢に関係なく、気軽に楽しむことができるニュースポーツの紹介・普及等、スポーツ人口の増加に努めます。
- 市内のスポーツ団体の状況や、競技会・発表会の結果、また、どこで、どのような活動が行えるのかなど、スポーツに関する情報提供の充実を図ります。

(2) 市民主体のスポーツ・レクリエーション活動の支援

- 体力や年齢、目的に応じて「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことのできるよう、市民主導型の総合型地域スポーツクラブの育成を推進します。
- スポーツ・レクリエーションの指導者の発掘・養成を進めるとともに、指導者の専門的知識や指導力の向上を図るための研修会・講習会への参加を促進します。
- 体育指導員を増員・育成し、市民ニーズに対応した指導体制の充実を図ります。
- スポーツ・レクリエーションに関する多様な人材を登録して活用する人材バンクの整備を検討します。

(3) スポーツ施設の整備・充実

- 市民のニーズに対応したスポーツ活動ができるよう、緊急度の高いものから施設の整備を検討します。
- 学校施設等の公的体育施設の効率的な運用を図ります。

(4) 温泉を利用した保養施設「保養センター美榛苑」の充実

- 宿泊や入浴、その他の交流拠点としての役割を担うため、「保養センター美榛苑」などの保養施設を運営し、市民の健全な娯楽やレクリエーションの場の提供に努めます。
- その他のスポーツ・レクリエーション施設や隣接する温泉施設、観光地とのネットワークを図り、適正で魅力ある運営に努めます。

(5) (財)文化体育事業団の充実

- 指定管理者*として、スポーツ・レクリエーション施設の効率的な管理運営を推進するとともに、施設の安全性を確保し、魅力ある運営で集客数の増加をめざします。また、大学や実業団等の合宿誘致など、既存施設との連携を推進します。
- 生涯学習である公民館活動とは別に、个性的で魅力ある自主事業や各種教室の開催を実施することで、多様化した趣味ニーズへの対応と文化・芸術の向上に寄与することをめざします。

●指定管理者…地方自治法の改正により、管理委託制度に代わって創設された制度で、条例で定めた手続きに基づき議会の議決を得た団体を指定し、公の施設の管理を一定期間その団体に行わせることができる。

U d a C i t y

第3部 基本計画

第5章

地域資源を活かした 産業・交流振興のまち

1. 農林業の活性化
2. 商工業の活性化
3. 歴史・文化資源の保全と活用
4. 観光の振興
5. 交流施策の充実

第1節

農林業の活性化

現状と課題

- 今日の農業は、食料自給率の低下や農業就業人口の減少・高齢化・後継者不足が進むとともに、輸入農作物の増加や産地間競争等、農業経営を取り巻く環境は厳しくなっており、地域活力の低下につながっています。
- 従来の化学合成農薬や化学肥料などの使用を少なくし、環境に負荷の少ない農業や、農産物の安全性、健康に対する消費者ニーズに応えるため、環境と調和の取れた持続的な農業の展開が重要になっています。
- 消費者の「食」の安全性への関心が高まるなかで、地域に根ざした「顔がみえる」「安全で安心な農作物」の取り組みを進め、質の高い農産物の生産が求められています。
- 林業従事者は高齢化と後継者不足のため、全国的に減少傾向にあります。また、木材価格の長期低迷など、林業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。
- 森林には温暖化の防止など環境への好影響や森林浴等による癒しの効果もあるため、まちの魅力のひとつとして、適切な維持・管理に努め、森林機能の多面的な利用を推進することが必要です。

農家数と経営耕地面積の状況

(単位：戸・a)

	平成12年	平成17年	増 減
農家数	2,562	2,407	△155
経営耕地面積	133,763	125,035	△8,728

資料：農林業センサス

農家数と経営耕地面積の状況（自給的農家・販売農家）

(単位：戸・a)

		平成12年	平成17年	増 減
農家数	自給的農家	885	901	16
	販売農家	1,677	1,506	△171
経営耕地面積	自給的農家	17,469	16,945	△524
	販売農家	116,294	108,090	△8,204

資料：農林業センサス

施策の方向

- 農業の効率的な生産・管理を図るため、農用地等の保全や農業生産基盤の整備を図るとともに、農地の集約化や、都市住民等による農地の保全活動の推進など、多面的な取り組みを進めます。
- 市場の安定確保・拡大化を図るため、特産品の生産や有機栽培・低農薬栽培等の安全・安心な農作物の推進や新たなブランド品・加工品等の研究・開発を推進し、地産地消の促進を図ります。
- 農林業の就業機会を創出するため、農林業体験を実施するなど、担い手の育成を図ります。
- 関係機関と連携し、新たな流通システムの構築と農産物の加工販売の促進を図るとともに、都市住民を対象にした観光農業や農林業体験を推進します。
- 化学合成資材をできるだけ減らしながら、土づくりや、天敵・微生物資材を効果的に活用する環境保全型農業技術の普及推進を図ります。
- 林業の中核的な存在である森林組合の強化と組合事業の拡充、運営の改善を図るとともに、林業の担い手育成・確保を図ります。
- 間伐材等の有効利用や木材の利用促進を図るため、付加価値のある木材加工製品の生産を推進するとともに、木材利用促進加工施設の充実を図ります。
- 地球温暖化に対する環境保全やレクリエーション及び癒しの場としての活用など、グリーンツーリズム※型の森林の多面的な利用を推進します。

主要施策

(1) 農業生産基盤の整備

- 地域の特性に応じた地域の将来像（農村環境・生活環境）や、農村振興の施策の基本方針等を内容とする個性ある地域づくりを実現するため、「農村振興基本計画」を策定し、諸事業の対策を図ります。
- ため池や用排水路等のかんがい排水施設の改修等の整備を図り、安定的な農業用水の確保と水質保全を推進します。
- 農家単位での経営は、投資率が高く零細にならざるを得ないため、集落営農組織や広域営農組織を育成し、作業の効率化や技術の向上、機械の導入など、組織力の強化とともに、コストの低減を図ります。

- **グリーンツーリズム**… 農山村などに短期的に滞在し、農林業体験やその地域の自然や文化にふれ、地元住民との交流を楽しむ旅のこと。最近では、若者から団塊世代まで、短期滞在から永住する観光客も増えており、地方への定住促進の手法として注目されている。

（２）農業の担い手の育成・確保

- 若者や定年退職者などの新規就農希望者が円滑に就農できる体制や環境の整備を推進します。
- 若手後継者・農業従事者、女性農業者の育成に努めます。
- 農業研修等の実施による担い手の育成に努めます。

（３）農業経営・生産体制の強化

- 荒廃農地や遊休農地等の保全と有効利活用を推進します。
- 若者から団塊の世代まで、農業文化を体験・学習でき、また地域で世代間交流を図ることができる体験農場の整備、グリーンツーリズムなどの農業経営を推進します。
- 過疎化・高齢化による耕作放棄地の増加や生息環境の悪化によって、有害鳥獣の被害が増加しており、補助事業等を活用した防除柵等の対策を講じるとともに、保護管理計画に基づく適正な鳥獣固体の確保など有害鳥獣対策等を推進します。
- 国の地域再生計画の認定を受けて、地元と協議のうえ「地域の農業文化」をテーマにした農業体験交流施設を旧笠間小学校跡地に推進します。

（４）付加価値の高い農産物づくりの推進

- 「地域特産認定事業」「推奨品開発事業」など、市の特産品・地域特産品・伝統工芸品等の区分を明確にし、創出された産物の奨励や開発を行います。
- 農産品のブランド価値の向上に努めます。
- 産地イメージの向上を図るため、安全・安心な農産物の生産販売活動を推進します。
- 道の駅や農産物直売所を活用し、地域で生産されたものを地域で消費する地産地消を推進します。
- インターネットの活用や、アンテナショップの設置を検討し、情報の受発信に積極的に取り組み、消費者ニーズの的確な把握と販売の促進を支援します。
- エコファーマー（環境保全型農業者認定制度）を広め、環境に配慮した農産物や加工品を生産し、付加価値をつけることで環境ブランドとして普及していく活動を支援します。
- リサイクルたい肥や減農薬・減化学肥料などの「環境保全型農業」の普及・推進を行い、付加価値の高い農産物の生産をめざします。

（５）林業の担い手の育成・確保

- 地域林業の中核的な存在である森林組合を強化するため、森林施業受託の拡大や広域的な組合事業の拡充と運営の改善を図ります。
- 林業の担い手の確保と技術の習得等の育成支援を図りながら、積極的に後継者育成に努めます。
- 林業従事者にとって、機能的で効率的な林道等の開設・整備に努めます。

(6) 林産物の加工販売、流通の促進

- 国の地域再生計画の認定を受けて、旧内牧小学校の跡地を利用し、間伐材の加工、販売施設や森林の管理、人材育成、林業体験機能を備えた林産業の中核的拠点にすべく、宇陀市森林組合が事業主体となって計画を進めていきます。
- 間伐材の有効利用促進や付加価値のある木材加工製品の生産を推進します。
- 国産材（県産材）の良さを広く啓発し、補助制度の導入などを行い、利用者の拡大を図ります。
- 環境にやさしい木質バイオマス^{*}の利用を検討します。

(7) 森林の多面的利用の促進

- 地球温暖化の防止や水源涵養機能を高度に発揮できるよう、山林所有者、地域住民が一体となって健全な森林の育成に努めます。
- 森林資源を活かした観光レクリエーションや森林浴、グリーンツーリズム型による森林の多目的な利用を促進します。
- 市民による森づくりの推進など、地球温暖化の防止に向けた森林の保護や機能向上のための保全に努めます。



農業基盤整備



林道開設

- 木質バイオマス**…木材製品の生産工程で発生する樹皮、端材等の一部をボイラー等で燃焼させることにより、電気や熱等に換えることができる。

第2節

商工業の活性化

現状と課題

- 現在、地方の商業については、交通条件の改善や自家用自動車の普及等により、郊外的大型店舗への買い物客の流出や、後継者不足、経営者の高齢化等が進み、既存の商店街等、まちの中心地における活力低下が課題となっています。
- 中小企業基本法が改正され、商工会を取り巻く社会経済環境が大きく変化しているなかで、「宇陀商工会」の設立など、商工会の現行事業実施体制の見直しが急務となっています。
- 地場産業である毛皮革産業のブランド化を図るため、最高級の鹿革を活用した「菟田野鞆」「フェイスマスク」などが、『UTANOブランド』としてJAPANブランド育成支援事業で採択されました。
- 若者の定住や定住人口の増加対策のため、広域的観点からの雇用環境の創出と整備を図るとともに、名阪国道の小倉IC付近に計画されている「県営大和高原工業団地」の実現に向けて関係機関と連携を図っていく必要があります。
- 準工業地域への誘致及び工業振興のため、生活環境や業務の利便性に配慮し、用途地域の変更も考慮する必要があります。

商業の状況

(単位：件、人、万円)

	平成13年度	平成15年度
商店数（飲食店を除く）	521	505
従業者数（飲食店を除く）	2,410	2,257
年間販売額（飲食店を除く）	2,629,049	2,644,164

資料：奈良県統計年鑑

鉱工業の状況

(単位：箇所、人、万円)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
事業所数	105	116	101	103
従業員数	1,024	1,127	972	981
製造品出荷額	1,214,779	1,538,414	1,500,728	1,558,558

資料：奈良県統計年鑑

施策の方向

- 商業サービス環境の充実とにぎわいの創出を図るため、近鉄榛原駅等の周辺や幹線道路沿道等において、交通条件を活かした魅力ある店舗の誘致を進めます。
- 既存商店街等において、経営改善の誘導等に努めるとともに、地域に密着したきめ細かな商業サービスの充実、各種販売促進イベントの開催、空き店舗の有効活用、道路・駐車場等の環境の充実等を図ることにより、地元商業機能の強化・充実を図ります。
- 近鉄榛原駅周辺の整備を行い、関係機関と協働し、にぎわいのある中心市街地を図ります。
- 市菟田野毛皮革産業振興公社の組織強化と独立した運営基盤の確立をめざします。

主要施策

(1) 地域商業の育成・支援

- 商工会等と連携し、多様化する消費者ニーズに対応し、地域の特性に応じた魅力ある店づくりを推進します。
- 経営支援の高度化と広域な戦略的地域振興を図るため、平成20年4月に、宇陀商工会（宇陀市・宇陀郡）を設立し、組織や相談体制の充実に努めます。
- 駅前商店街の整備事業に努め、特産品の販売やPR活動を展開します。

(2) 商店街の活性化支援

- 地域商店街の活性化を先導する魅力的な個店の創出・誘導を推進し、既存の個店が取り組む個性化・魅力づくり等を支援します。
- まちづくり交付金事業として、榛原商店街の街路灯の付け替えなど、魅力のある商店街の演出や新規イベントの開催を支援します。
- まちづくり三法^{*}の改正を受け、大規模集客施設の立地調整の強化と支援策の拡充を目的とした中心市街地の活性化を図ります。
- 法律の見直しや社会状況の変化に応じて、「中心市街地活性化計画」や「都市計画マスタープラン」の策定や見直しを行います。

●まちづくり三法…「大規模小売店舗立地法」「都市計画法」「中心市街地活性化法」の三法のことで、大規模店舗の立地規制を緩和しながらも、都市の秩序と活力を維持しようというもの。

(3) 円滑な事業所活動の促進・支援

- 経営の近代化、改善・安定化のために、講演、シンポジウムなどの開催に努め、経営相談体制を確立します。
- 伝統的地場産業である毛皮革産業の次世代への伝承と、同産業の活性化を図る啓発事業として、毛皮革フェアや毛皮革ファッションフェアを産業振興公社の基幹事業として取り組みます。
- 産業振興公社や県協同組合連合会に商品開発部を設置し、魅力ある新商品の開発を行うとともに、JAPANブランド育成事業を継承し、菟田野毛皮革製品のブランド化を構築します。
- 産業支援機構の基金を活用し、商工会や金融機関との連携を図り、新たな中小企業者への支援体制を確立します。
- 情報通信技術を活用して企業の近代化、合理化、技術力の強化を図ります。

(4) 新たな産業の展開

- 農林業や商業、観光業などの地場産業の連携による複合的な産業の育成を図ります。
- 地域住民が主体的に地域の課題に取り組むよう、地域通貨導入の検討やコミュニティビジネスを育成・支援します。
- 関係機関や近隣市町村との連携による求人・雇用情報の提供に努めるとともに、広域的な就業環境づくりに努めます。
- 「県営大和高原工業団地」の計画実現や新たな工業用地の調査研究など、関係機関との調整・連携を積極的に推進します。また、庁内組織内に企業誘致担当窓口を設け、企業や関係機関との調整を図るとともに、企業立地促進のための優遇制度についても検討します。
- 企業立地促進のため、準工業地域など必要に応じて用途地域の見直しを行います。



毛皮革フェア



駅前商店街

現状と課題

- 本市には、女人高野として有名な室生寺の数多くの仏像や建造物に代表されるように、国・県・市指定の文化財があります。これらの貴重な文化財などの保存や修復等については、計画的に実施しています。
- 豊富な歴史資源や伝統文化、文化財については、保存環境の整備や防火・防犯設備の充実に努めなければなりません。
- 郷土の歴史と文化のなかで生まれ、地域の人々によって継承されてきた祭りなどの行事・芸能は、地域の貴重な財産です。しかし、少子高齢化の影響などで担い手不足となっており、その継承が求められます。
- 歴史資源・伝統文化については、観光施策との連携を図るなど、有効活用することが必要です。
- 文化庁から松山地区の重要伝統的建造物群保存地区選定や宇陀松山城跡の史跡指定を受け、地域住民が協働・参画しながら、文化財保護と観光的活用をリンクさせた取り組みを行っています。
- 地域住民との協働・参画のもと、芸術家等の協力を得ながら室生地区全体をフィールドミュージアムとして環境整備を図り、文化・芸術の薫り高い地域づくりを進めています。

施策の方向

- 地域固有の歴史や文化を守り、地域への愛着や誇りを育んでいくため、地域に伝えられてきた文化財・伝統芸能・美術・祭り・行事・人物等に関する資源・資料・情報等について、保存・管理を図るとともに、身近に感じられるように活用します。
- 埋蔵文化財や郷土資料等を展示する施設の整備を図るとともに、歴史的な町並みの保存を図ります。
- 伝統文化を継承していくため、保存会組織や後継者を育成するとともに、活動を通じて新たな魅力づくりにも努め、観光施策との連携を強化します。
- 文化・芸術の薫り高い地域づくりを推進するため、文化団体や住民グループ、芸術家等との連携や支援に努め、地域の多彩な自然等の資源を活用した芸術・イベントの拡充を図るとともに、住民活動等の活性化を図ります。
- 「アートアルカディア計画」を受け継ぎ、文化・芸術・教育など、さまざまな分野の事業を進めるとともに、文化・芸術に対する関心や期待の高まりに応えるため、鑑賞から創作へとつなげていけるような、文化・芸術振興のシステムづくりを促進します。

主要施策

(1) 文化財の保護・活用

- 地域の文化財の現状を調査し、防火・防犯体制の整備、修理・修復・整備、説明板・案内板の設置など、国・県等の関係機関と連携し、文化財の保護・活用を推進します。
- 地域住民との協働による文化財保全、まちづくりに活用できる史跡や建造物、歴史的景観等の整備を行い、市民の文化財保護意識の高揚に努めます。

(2) 伝統文化の継承

- 各地区の歴史や風土のなかで育まれた伝統文化や祭り、民俗行事、郷土芸能の保存と育成に努めます。
- 保存会組織の育成、活動支援を推進し、伝統文化の継承と後継者育成を促進します。
- 市内に伝えられる伝統行事や地域の祭り等の新たな魅力づくりによる観光施策との連携を強化します。

(3) 歴史・文化資源の整備と充実

- 国宝の宇太水分神社や室生寺など、地域の歴史・文化資源を活かしながら、個性的で質の高いまちづくりを推進します。
- 松山地区街なみ環境整備として、地域の特性に応じた個性的で質の高いまちづくりを実施するために、地域の景観や歴史、文化、自然、産業に配慮し、ゆとりや潤いのある生活を重視した街並み形成を図ります。また、歴史的環境を活かしながら、新しい生活や経済環境、地域住民の生きがいに対応する「新旧がうまく融合するまち」に整備し、外部からの交流人口を増加させることにより、まちのにぎわいや活力、潤いなどを生み出し、まちの活性化を図ります。
- 重要伝統的建造物群保存地区保存事業として、歴史的町並みの特性を維持回復するために、地区内の伝統的建造物の修理・修景及び防災施設等の整備を行います。
- 宇陀松山城跡保存整備事業として、歴史的に宇陀地域の拠点であった宇陀松山城跡の史跡整備をすることで、松山地区の町並み保存とリンクさせるとともに、市民の一体感を醸成させ、交流人口の増加を図ります。また、平成18年5月19日に国文化財保護審議会答申を受けて、史跡指定されたことにより、史跡地の保存管理計画を策定し、保存整備を行います。
- 既存施設を活用し、さまざまな文化施設の整備を推進します。
- 地域住民の協働・参画のもと、歴史文化活動の拠点の一つとして、「松山地区まちづくりセンター」や「まちなみギャラリー」の効率的で効果的な運営に努めます。
- 大宇陀松山地区の歴史的な町家の空き家をはじめ、空き家の情報をストックし、いつでも、誰でも情報が入手できるような環境を整備します。

(4) 芸術文化活動の振興

- 文化・芸術の振興のため、講座や教室の開講、講演会、音楽会の開催、情報提供等の充実を図ります。
- 地域住民の協働・参画のもと、芸術文化活動の拠点の一つとして、文化芸術活動体験交流施設「ふるさと元気村」や室生高齢者等ふれあい館「音楽の森ふれあい館」の効率的で効果的な運営に努めます。
- 文化協会や自主的文化団体等の活動など住民の自主的な芸術文化活動を支援し、活動の普及と各団体やサークル間の交流を図ります。
- 各種団体やリーダー、後継者の育成を積極的に推進し、文化活動の向上を図ります。



松山地区町並み



宇太水分神社まつり



ふるさと元気村



音楽の森ふれあい館

第4節

観光の振興

現状と課題

- 近年、交通の利便性の向上とともに、日帰り観光客が増加し、宿泊する観光客は年々減少傾向にあります。
- 本市の歴史文化遺産における観光客数が年々減少傾向にあり、室生寺をはじめとする歴史・文化遺産の魅力を効果的にPRする必要があります。
- グリーンツーリズムなど、人々の観光・レクリエーションに対する意識や行動が転換しており、観光ニーズが消費型の「観る」観光から参加・体験を主とした体験型の「行動する」観光へと移行しています。
- 近鉄榛原駅周辺の旧伊勢街道の街並みなど歴史文化を活用した、少ない時間で見物・体験・食事・買い物が一体的にできる周遊型観光の重要性が高まっています。
- 室生寺をはじめ、市内の観光資源への交通の結節点としての機能を十分に活かした広域観光ルートの開発が求められます。
- 本市には、「保養センター美榛苑」や「大宇陀温泉あきののゆ」など、天然温泉を活用した観光施設があります。

■観光入込客の状況

(単位：人)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
大宇陀区	543,191	530,125	519,044	549,166	542,856	540,371
菟田野区	9,100	9,150	10,200	10,200	10,200	10,200
榛原区	476,900	415,960	416,898	416,898	410,830	412,299
室生区	643,072	521,257	510,173	473,608	457,280	452,760
合 計	1,672,263	1,476,492	1,456,315	1,449,872	1,421,166	1,415,630

資料：商工観光課

■美榛苑の宿泊状況

(単位：人)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
宿泊者数	22,442	22,293	21,889	20,964	20,752	20,639

資料：保養センター美榛苑

施策の方向

- 既存の観光施設や地域資源を活かした観光振興を図るため、既存観光拠点施設・資源周辺において、アクセス道路・駐車場等の環境整備を促進します。
- 観光協会や商工会と連携し、ホームページや鉄道の駅・道の駅等を活かし観光PRを強化するとともに、観光マップやパンフレットの作成など、効果的な観光振興を図ります。
- 観光案内ボランティアや農林業体験の指導者の育成を図るとともに、地域の良さを十分に伝え、もてなしのサービス精神を培えるような体制の整備を行います。
- 天然温泉のある「保養センター美榛苑」や「大宇陀温泉あきののゆ」などの温泉施設が連携してPRを図り、個性的で魅力ある取り組みを進めます。

主要施策

(1) 観光基盤の整備

- 市内の観光資源の保全と観光客誘致の促進のため、市民と協働の上、市内観光施設の健全な管理を促進します。
- 観光連盟の組織強化を図り、オプションツアー等の観光商品を販売するなど、企業化を推進し、あわせてボランティアガイドの育成も強化します。
- 案内板・観光トイレ・休憩施設などの充実や、市内の主要施設にタッチパネル式の観光案内モニターの設置を検討し、市ホームページともリンクさせ、全国への情報発信を推進します。
- 特色あるモデル景観「宇陀百景」を検討し、地域の特色ある景観を創出するため、個性と魅力のある景観地を形成します。
- 近鉄榛原駅に隣接する「ふれあいギャラリー」を「うだ観光iセンター」に改め、新たな観光情報の発信拠点として整備を検討します。また、近鉄室生口大野駅周辺に大野寺や室生寺などの古刹など観光ルートの魅力を情報発信できるスポットの創設に努めます。

(2) 地域資源を活かした観光の創出

- 地域に散在する旧跡・文化財、伝統行事、豊かな自然などの観光資源を連携させ、回遊性の高い魅力ある観光地づくりに努めます。特に四季を通じた「花めぐりツアー」は好評であるため、定期的な実施や広域圏での開催に努めます。
- 自宅の庭園や花づくりなどを地域住民に開放する「オープンガーデン制度」を検討します。
- 農林業等の地域産業との連携により、空き家や廃校舎などを利用した、農山村型体験施設の整備を推進し、滞在・体験型リゾートとしての機能充実を図ります。
- 健康ブームなどの影響から、団塊の世代を中心とした高齢者等のハイカーやハイキンググループが増加しています。本市の財産である豊かな自然景観の保全に努め、東海自然歩道・遊歩道・登山道など自然にふれあうことのできるルートの整備に努めます。また、ハイキング客に魅力ある観光の演出を行い、購買意欲を高めてもらえるような施策に努めます。
- 室生寺ゆかりの弘法大師が歩いたといわれる「大師の道」(延長2km)を再現し、年々増加するハイカーを対象に、室生寺参詣までの新しく魅力あるルートの創設に努めます。

(3) 観光誘客の推進

- 「もてなしの心」を持って行動することは、豊かな人間関係を築き、活力ある地域づくりを進めていくことにつながります。市民に「もてなしの心」を醸成してもらうため、県が開催する研修会の参加やもてなしアドバイザーの育成・派遣など、さまざまな機会を通じて「もてなしのまちづくり」を進めていきます。
- 将来の地域を担う子どもたちにも、地域や学校などを通じて、もてなしの心の醸成に努めます。
- 観光協会や商工会との連携により、ホームページや観光パンフレットの充実、イベントの開催など、まちの魅力や観光情報を全国に発信します。
- 観光ボランティアや語り部などの育成、地域住民や民間企業との協働を図り、地域一体となったもてなしの心で観光客を受け入れる体制の整備に努めます。
- わかりやすく、魅力的な観光スポットを紹介する観光パンフレットやポスターを作成し、観光客の誘致に努めます。
- 年に1度、本市が自慢できる産物や芸術作品を一堂に集めた複合イベント「宇陀じまん市」を開催し、広く市内外への推奨を行います。

(4) 温泉を活用した観光施設の充実

- 宿泊と日帰り温泉ができる「保養センター美榛苑」と日帰り温泉施設の「大宇陀温泉あきののゆ」は、観光振興施設として、互いにそれぞれの地域性や特徴を活かした取り組みを展開します。
- 温泉をPRすることにより、1年中安定した誘客ができるよう、周辺の観光地や歴史文化遺産を活かした取り組みを行います。
- 周辺温泉施設が連携した「宇陀温泉郷」としての取り組みやその他の関係団体との連携により、新規顧客層の開拓を行い、地域への誘客を図ります。
- 業務の一部委託や民間的経営手法の導入の検討、指定管理者制度の活用など、効率的かつ適正な管理・運営をめざすとともに、時代に対応できる取り組みを進めます。



保養センター美榛苑



大宇陀温泉あきののゆ

現状と課題

- 自然資源を活用した交流を求める需要が高まりつつあるなか、都市の時間に追われた生活から、農山村のゆっくりとした健康的で安らぎのある生活を望む人が増加しています。
- スローライフへのニーズに対応する体制の整備を図り、都市住民の定住化を視野に入れた魅力ある地域づくりを進めていく必要があります。
- まちの魅力を積極的に発信し、若者の定住やU・I・Jターンなどに結びつけ、定住環境のさらなる向上に努めていくことが求められます。
- 人口減少時代に入った本市では、定住促進や交流人口の増加が重要施策の一つです。県や市・地元企業など、関係機関との横断的な移住・交流者の受け入れ体制の構築と情報発信の一元化が必要になります。

施策の方向

- 本市の豊かな自然や農林業などの地域産業を活かし、体験・学習・レクリエーションなどのグリーンツーリズムの展開を図ります。
- 多様なニーズに対応したスローライフの提供やU・I・Jターン希望者の地域一体となった受け入れ体制の整備など、あらゆる方面での都市と農山村交流を進めます。
- 移住・交流施策として、「地域の売りの見極め」「地域資源の活用」「就労体験・研修プログラム」「ワンストップ相談窓口の設置」「受け入れ体制の整備」「的確な情報発信」など、課題解決に向けて関係機関との協力と調整を進めていきます。
- 奈良県が主催する「平城遷都1300年記念事業」（平成22年度）と協調して、持続可能な企画・交流事業に努めます。

主要施策

(1) 地域資源を活かした交流の展開

- 都市近郊の立地条件を活かし、グリーンツーリズムやエコツーリズム*による森林浴、農産物の収穫体験、農産物の加工体験、郷土料理や伝統芸能、農家民宿、直売所や市民農園の利用など、体験型観光を推進し、交流人口や定住人口の増加の機会に結びつけていきます。
- 防災ボランティアの取り組みや、環境問題をテーマにしたエコイベントなど、関心が高い若者を取り込んだ交流イベントの開催を通じて交流人口の増加を図ります。
- さまざまなニーズに対応する体験・学習・遊びのプログラム企画、ツアー企画を検討し、グリーンツーリズムの振興と機能の充実を図ります。
- 農村と都市の交流活動の促進、農業体験などによる交流を推進します。

●エコツーリズム…環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識したツーリズム（旅行やレクリエーション）のこと。

- 県内を中心に活動しているNPOやボランティア団体などに協力を呼びかけ、各活動の紹介や相互交流を進めることで多様な団体とのネットワークと相互の信頼関係を醸成するとともに、市民も参画することで、地域力のパワーアップと相互交流をめざします。
- スポーツやイベントを通じた地域内外の交流などを促進するため、(財)文化体育事業団や「保養センター美榛苑」などの利用促進を図ります。

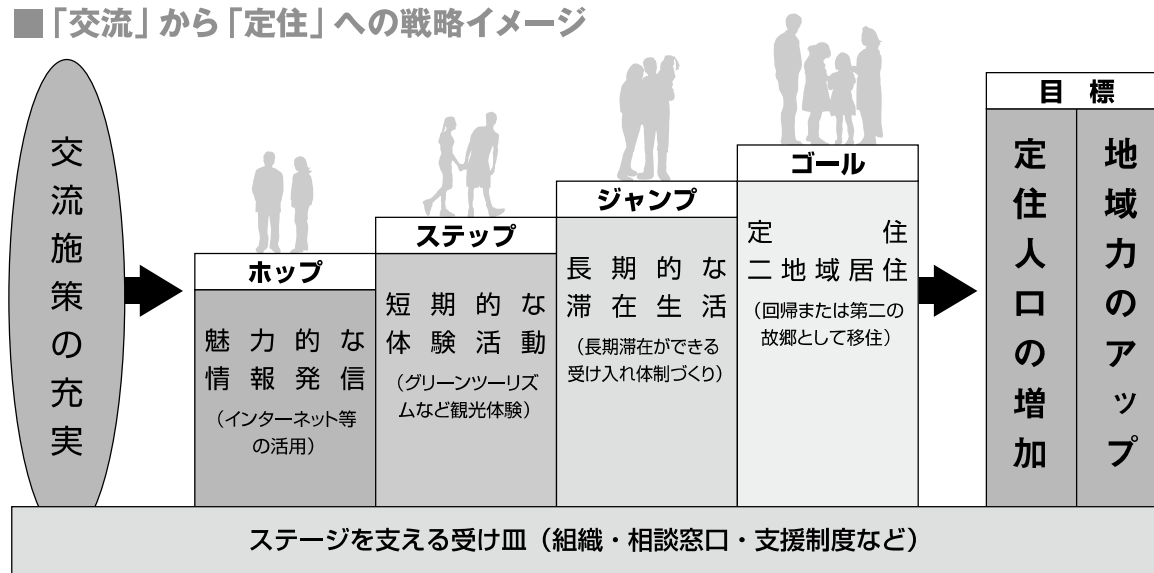
(2) スローライフの提供

- 都会から田舎への移住を考えている人や週末だけの田舎暮らしを望んでいる人など、ニーズの段階に応じたスローライフを提供します。
- 過疎化や高齢化が進行するなか、若者や団塊の世代などを対象に、定住促進のための情報提供を積極的に行い、地域の活性化を図ります。

(3) U・I・Jターンの促進

- U・I・Jターン希望者に向けた、情報発信の充実を図ります。
- 新規移住者の地域での受け入れ体制の整備を推進します。
- 庁内組織はもちろんのこと、各関係機関や団体が集まり、各まちづくりの分野における移住・交流促進のための課題や施策について横断的に話し合い、情報発信を行う場として「移住・交流促進協議会」の設置に努めます。また、国・県との移住・交流推進機構等とも連携を図っていきます。

■「交流」から「定住」への戦略イメージ



U d a C i t y

第3部 基本計画

第6章

みんなで創る 協働と参画のまち

1. 市民と行政の協働のまちづくり
2. 行政サービスの向上
3. 地域力の再生
4. 行財政改革の推進
5. 広域行政の推進

現状と課題

- 市民と行政がともに考え行動しながら公共サービスを担っていく『協働』の原則は、1) 目的の共有、2) 相互理解、3) 対等関係、4) 自主・自立化の尊重、5) 情報の公開などがあり、その効果としては、①自治意識の醸成、②市民と行政の役割分担の明確化、③きめ細かなサービスの提供、④住民の目線に立った職員の意識改革などが期待でき、市民の価値観やライフスタイルが多様化した現在では行政全般に必要な施策です。
- 高度化・多様化する市民のニーズやさまざまな地域課題に対して、現状を的確に把握し、市民意識の向上を図りながら行政と市民の適正な役割分担に基づいた協働と参画によるまちづくりを進めていく必要があります。
- 新合併特例法による地域自治区が平成23年3月31日をもって法定期限となるため、市民が参画したまちづくりへの新しい取り組みが求められています。
- 市民との協働によるまちづくりを推進するためには、さらなる情報交換の場と市政に参加しやすい環境づくりを行うことが重要です。
- 地域力の強化を図るため、まちづくりの指導者やボランティアの育成、各団体の組織強化を進めなければなりません。

施策の方向

- 市民の多様な参画と協力によるまちづくりを進めるため、インターネット等のさまざまな広報媒体を活用しつつ、行政情報の公開を推進するとともに、各種懇談会、モニター制度など、多様な参画機会を通じた市民ニーズの把握と対話を推進します。
- 個人情報の保護についても十分に配慮し、市民一人ひとりが安心して暮らしていけるよう、きめ細かな行政サービスの向上に努めます。
- 地域コミュニティの機能を強化し、市民のまちづくりへの参加意欲を高めるとともに、各種計画等の策定にあたっては、策定委員会・懇話会等への市民参加を促進します。
- 住民自治を確立させるために、複雑化・多様化する地域課題について、市民が自己決定の主体となるような場づくりを検討します。

主要施策

(1) 市民との情報共有化

- 行政情報を的確かつ分かりやすく伝えることができるよう、情報提供に努めます。
- 市民協働や参画を進めるうえでの課題を整理し、担当窓口の一本化や明確な役割分担を行います。
- 個人情報の保護に配慮した情報公開に努めます。
- ホームページの充実を図り、インターネット等の掲示板や電子メールなど電子媒体を活用した情報の交換を活性化し、市民と行政の情報交流の拡大を図ります。

(2) 市民の協働と参画の促進

- 地域自治区や地域協議会の解消後は、市民との協働による新たなまちづくりへの参加の機会として、市民主体のまちづくり組織の設置を検討します。
- だれもがまちづくりの主役となれるよう住民自治を推進し、まちづくりの指導者やボランティアの育成、各団体の組織強化を図るとともに、地域活動を支えるまちづくりリーダーの育成に努めます。
- 市民参加による開かれたまちづくりを推進するため、各種委員の公募制やパブリックコメント*制度の確立、市民意識調査の実施、ワークショップ*の開催など市民のまちづくり参画機会の創出に努めます。
- 市民が自治体の主体となり、市民の立場でまちづくりを進めることができるよう、住民自治実現のための手法を検討します。



地域協議会委員選任式

- パブリックコメント…計画等の策定過程や規制関連の条例制定過程等で、行政側の案を公表し、広く市民・関係団体等から意見を募集する制度。
- ワークショップ…参加者が専門家等の助言を得ながら、問題解決のために行う研究集会・講習会のこと。

第2節

行政サービスの向上

現状と課題

- 市民の立場から利用しやすい行政サービスの向上を図らなければなりません。
- 広報公聴活動において、より効果的に行政情報が市民に浸透するよう、行政運営の合理化・効率化のためのさらなるシステム整備、再構築が求められています。
- 「簡素で効率的な政府」を実現する観点から、「民間でできることは民間に」という構造改革を具体化するため、公共サービス改革法が施行され、経費削減と質の向上を図ることが可能となりました。

施策の方向

- 市民の立場から利用しやすい行政サービスの向上を図ります。
- 地域のバランスや住民サービスに留意した行政組織体制を図るため、庁舎機能の充実や行政組織全体の情報ネットワーク化、市民窓口サービスの維持・向上等を図ります。

主要施策

(1) 行政サービスの向上

- 個人情報保護に配慮し、情報システムの安全性と信頼性を確保するため、情報セキュリティポリシー*を適正に運用し、情報取り扱いのルールの徹底を推進します。
- CATV（ケーブルテレビ）が市内で整備されるため、広報活動において、CATV（ケーブルテレビ）を利用した自主放送など行政情報の充実を図ります。
- 広聴活動について、市長の公約や市民に関係が深いサービスや制度の実施、まちづくり事業においては、従来の行政懇談会のような政策提言に対する公聴会（タウンミーティング）の開催やホームページを利用したパブリックコメント（意見公募手続き等及びその他の意見募集）の実施を検討します。
- 国民年金制度や介護保険サービス、市税など、市民が最も関心が高い各種制度やサービスの周知と相談業務の充実を図ります。
- 市内公共施設の予約など、公共施設を高速で接続する情報通信ネットワークである地域イントラネット*を活用した市民サービスシステムの利用を促進します。
- ホームページを活用した各種申請・届出手続きなど、市民窓口サービスの充実に努めます。
- 公共施設や公園などの管理運営に対し、市民、民間事業者、NPOなどとの協働、指定管理者制度の導入など、行政への民間活力の導入に努めます。

●情報セキュリティポリシー…組織内における情報資産を安全に運用するための規約を文書化したもの。

●地域イントラネット…限定された範囲でコンピューターネットワークを構築するときに、インターネットの標準的な技術を利用することで、低コスト化と独立性を高める取り組みのこと。

現状と課題

- 近年、市民意識の変化や核家族化などを要因として、新興住宅地を中心に近所づきあいが希薄化しつつあります。
- 過疎化・高齢化の進行により、今後は地域共同体の機能維持が限界に達する限界集落*が増えていくことが考えられます。
- 地域によっては、昔から地域の絆ともいうべき地域コミュニティ力（地域力：^{うだちから}宇陀力）が残っており、自立的かつその他の主体と協働しながら問題解決を図る担い手として、その活用と再生が期待されています。
- 本市においても山間部においては過疎地域があり、高速情報通信及び地上デジタル放送、教育の振興等、今後も適切に過疎対策を図っていく必要があります。
- 市内の一体感を高め、地域交流を活発にしていくことが必要となります。

■ 各地域人口一覧

(単位：％、世帯、人)

	高齢化率	世帯数	人 口		
			男	女	合 計
大宇陀区	28.8	2,862	4,056	4,399	8,455
菟田野区	28.3	1,560	2,261	2,416	4,677
榛原区	23.6	6,686	9,077	9,854	18,931
室生区	33.9	2,089	2,776	3,099	5,875
合 計	26.9	13,197	18,170	19,768	37,938

※平成19年4月1日現在

資料：市民課



自主防災組織

- 限界集落**…65歳以上の高齢者が地域人口の過半数を占め、集落の自治、生活道路の管理、冠婚葬祭など、地域共同体としての機能維持が困難になった集落のこと。

施策の方向

- 自治会構成員の高齢化など、地域の組織が抱える課題や問題点を整理するとともに、行政の依頼業務の見直しなど、行政と地域のこれまでの関係を協働の視点から再構築し、地域性を尊重しながら、地域でのコーディネートやアドバイザー役を行うなど総合的な協働・支援策をめざします。
- 子どもから高齢者まで誰もがふれあい、助け合い、支え合い、交流することができる地域コミュニティの形成をめざします。
- 地域活動が活発に行われるよう、地域団体、NPO等の活動支援を継続して行います。
- 地域力の底上げのため、積極的な活動をしている地域をモデルに、他の地域にもその活動が波及する仕組みづくりを検討します。
- 地域の集会所等については、既存施設を有効活用するなど、さらなる交流の場の創出と住民活動等の支援に努めます。
- 国が進める新たな過疎対策を見極め、過疎地域に対する適切な事業を展開します。
- 国際感覚豊かな人材の育成を図るため、国際交流の推進を図ります。

主要施策

(1) 地域力向上への強化

- 広報誌やホームページ、自主放送等を活用したコミュニティ活動の情報提供等を行い、地域のコミュニティ意識の高揚を図ります。
- 市民自らが行うコミュニティ活動を支援し、地域とともに助け合い、支え合う地域コミュニティづくりを推進します。
- 地域力の再生のため、地域活動への参加の呼びかけ、組織運営活発化へのノウハウ支援、他の市民活動との連携・支援などを推進します。
- 国が進める過疎対策を見極め、過疎地区の対策として、交通・情報通信体系・医療・教育・雇用の場を創出するなど、多角的な視点から有効的に市民の生活環境の充実を図ります。

(2) 市民活動の支援

- 地域が地域をともに支援するなど、市民が主体となってまちづくり活動を行うNPOや各種団体の支援を推進します。
- 自然・歴史・文化・産業などの資源を有効に活用し、市民が主体となって取り組める地域間交流を促進します。
- 地域の祭りや運動会などの行事での地域内交流を促進します。

(3) 国際交流の推進

- 国際協力活動について情報の提供や活動を支援するための体制を検討します。
- 市民主体の国際交流活動組織等の育成と活動を支援します。

現状と課題

- 本市は、平成18年1月1日の合併で、広域的な行政主体になったことにより、地方分権時代にふさわしい自主的かつ自立的な行政運営、簡素で効率的な行政システムの構築が不可欠です。
- 平成18年12月に策定した「宇陀市行政改革大綱」をもとに、平成19年3月に集中改革プランを兼ねた実施計画を策定し、その都度、効果を検証し、計画や行動の改善をしながら取り組んでいます。
- 将来的な税収の減少、国庫補助金及び地方交付税の削減と人件費や公債費の増大など、多様化する行政需要への対応は財政を逼迫させ、行政運営にも影響を及ぼしています。
- 財政危機を脱却するためにも、情報を共有し、市民との協働による新しいまちづくりに取り組むことが重要です。
- 行政評価システムの導入により、職員の意識改革、業務改善を図り、効率的・効果的な行財政運営が必要です。

施策の方向

- 平成19年6月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、4つの「財政健全化比率」指標*の公表が義務づけられます。連結対象の各会計も含め、さらなる財政の健全化を進めます。
- 限られた財源のなかで、多様化する市民ニーズに対応するため、現状で執行困難な事業や重要性の低い事務事業を省き、行政と市民との協働によるまちづくりに必要とされる事務事業を進めます。
- 公共施設等の設置目的や管理運営方法を検証し、効率的・効果的な運営に向けた見直しを行い、利用の促進と有効活用を図るとともに、指定管理者制度の導入も検討していきます。
- 財政状況を積極的に公表し、市民の理解と協力のもと、自主財源の確保に努め、事務事業の見直しによる徹底的な経費削減を行い、財政基盤を安定させます。



宇陀市役所

- 4つの「財政健全化比率」指標…①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債比率 ④将来負担比率の4つの指標のこと。法律により、普通会計だけでなく、公営企業や公社・第三セクターなどまで監視対象が拡大され、単年度だけでなくストック面にも配慮した財政状況の判断指標の導入と早期の財政悪化を把握し、財政状況の改善に着手させる特徴がある。

主要施策

(1) 行政改革の推進

- 社会情勢や財政状況に応じて、行政改革実施計画の検証を必要に応じて行います。
- 事務事業について、目的・意義・成果など、多角的な視点から点検を行い、効率性・合理性・必要性の検証に努めます。
- 行政評価システムの導入と活用を図り、効率的な行政運営に努めます。
- 必要に応じて組織の再編を行い、効率かつ効果的に事務事業を処理し、市民ニーズや新たな行政課題に適正かつ迅速に対応します。
- 対応すべき行政ニーズの範囲、施策の内容及び手法を見直すとともに、簡素で効率的な組織再編により、定員の適正化に取り組めます。
- 研修制度の充実により、職員の能力開発を促し、資質向上に努めます。また、「行政運営」から「行政経営」へと転換し、費用対効果など行政コストへの意識向上を図ります。
- 公共施設の管理運営については、指定管理者制度の導入を検討し、施設の効率的、効果的な運営管理をめざします。

(2) 健全な財政運営

- 納税義務の認識を深め、自主納税、自主納付を促進するとともに、徴収対策強化により収納率の向上をめざします。また、使用料・手数料などについては、受益者負担の適正化を図り、自主財源の確保に努めます。
- 遊休市有財産は売却し、スクラップアンドビルドの徹底により、財産管理のスリム化を図ります。
- 公営企業については、サービスの必要性や経営状況等を見直し、民間的経営手法を導入するなど、経営の健全化を図ります。
- 市土地開発公社の健全化計画に基づき、保有土地の簿価総額の縮減や供用済土地の計画的解消、公社保有土地の民間売却の実施など、長期保有土地や供用済土地の解消に取り組めます。
- 第三セクターに関しては、点検評価の充実・強化を図り、行政負担の見直しを行い、経営の改善を図ります。



行革懇話会

現状と課題

- 本市では、宇陀郡時代から、曾爾村、御杖村と消防・救急業務、ごみ処理業務などを共同処理で行っており、広域的な連携が図られています。
- 桜井市を含めた4市村では、桜井宇陀広域市町村圏の構成団体として、広域連合を設置し、広域的な地域振興を進めているとともに、観光振興や介護認定審査会の運営等も共同で行うなど、行政の結びつきは深くなっています。さらに、経済的な結びつきとして、名阪国道の活用により、大阪府・三重県との関係も重要となっています。
- 近い将来、東南海・南海地震の発生が懸念されているなかで、災害時の対応については、さらなる広域的な体制の整備が課題となっています。

施策の方向

- 交流人口の増加は、観光振興や雇用環境の整備など、魅力のある地域資源や社会資源を広域的に連携させなければ効果のある施策の展開ができません。地域の個性化、差別化が問われるこれからの時代では、今以上に広域圏行政の取り組みは重要になってきます。
- 広域的な連携により、効率的な行政運営を図るため、広域圏行政の取り組みを継続して実施します。
- 広域的な連携をこれまで以上に強め、共同しながら取り組めるまちづくり施策を推進し、厚みのある広域行政を展開します。
- 防災対策については、災害発生時に備えた相互協力体制の構築に努めます。

主要施策

(1) 広域行政の推進

- 広域的な連携を図ることで、各自治体に相乗効果が生まれるよう、効果的、合理的研究、協力体制の充実に努めます。
- 今後の近隣市町村との合併については、県の方向性をふまえ長期的展望の視点に立ち、市民への適切な情報提供と公開を進め、その意向の十分な把握に努めながら検討を進めます。

U d a C i t y

資料編

D A T A

- 諮問書
- 答申書
- 宇陀市総合計画審議会条例
- 宇陀市総合計画策定体制
- 宇陀市総合計画策定の主な経緯
- 宇陀市総合計画審議会委員名簿
- 地域協議会での主な意見

■ 諮問書

字 企 第 4 6 0 号
平成19年 2 月19日

宇陀市総合計画審議会
会長 松 塚 幾 善 殿

宇陀市長 前 田 禎 郎

宇陀市総合計画について（諮問）

宇陀市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、宇陀市総合計画について貴審議会の意見を求めます。

■ 答申書

平成19年11月30日

宇陀市長 前 田 禎 郎 様

宇陀市総合計画審議会
会長 松 塚 幾 善

宇陀市総合計画について（答申）

平成19年2月19日宇企第460号で諮問のあった宇陀市総合計画（案）について、本審議会において慎重に審議した結果、総合的かつ計画的な施策を推進する計画として概ね妥当なものと考えます。

今後、計画の推進にあたっては、本審議会の答申を十分に尊重され、特に下記の事項に留意されるよう意見を付して答申とします。

記

1. 新しく町村合併で誕生した本市にとっては、市民の一体感の醸成と地域の均衡ある持続可能な発展が大切である。総合計画の将来像である『自然と共生し、歴史・文化が育む ふれあいと活力あるまち 宇陀市』の実現に向け、新しいまちづくりに努力されたい。
2. 少子高齢社会の進行や地域経済の低迷によって、本市においては定住・交流人口の増加と地域力の再生が急務である。企業誘致を始め、さまざまな定住・交流施策の促進を図り、市民との協働・参画を積極的に進め、市民主体のまちづくりを推進されたい。
3. 基本計画については、財政状況の厳しさが増すなか、行財政改革を積極的に進める意味からも、主要事業など見直すべきものは見直しを行われたい。
また、財政の裏づけと実効性のある計画として「実施計画」の策定を行うとともに、事業の優先性や緊急性を考慮し、社会情勢の変化に素早く対応しながら、必要に応じて計画の修正を行われたい。
4. 基本計画における施策や事業について、策定後の実施状況や効果などを点検し、進行管理を行うように努められたい。
5. まちづくりの方向性について、市民に理解と協力・参画が得られるよう、本計画の趣旨と内容を広く、わかりやすく周知されたい。

以上

宇陀市総合計画審議会条例

平成18年 6 月14日
条例第222号

(設置)

第1条 宇陀市の総合的な計画の策定及び実施に関する事項を調査審議するため、宇陀市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、宇陀市総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

2 審議会は、前項の事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 行政委員会の委員
- (3) 公共的団体等の役員
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するときまでとする。ただし、役職により委嘱されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長がこれにあたる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審議会は、必要に応じ、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

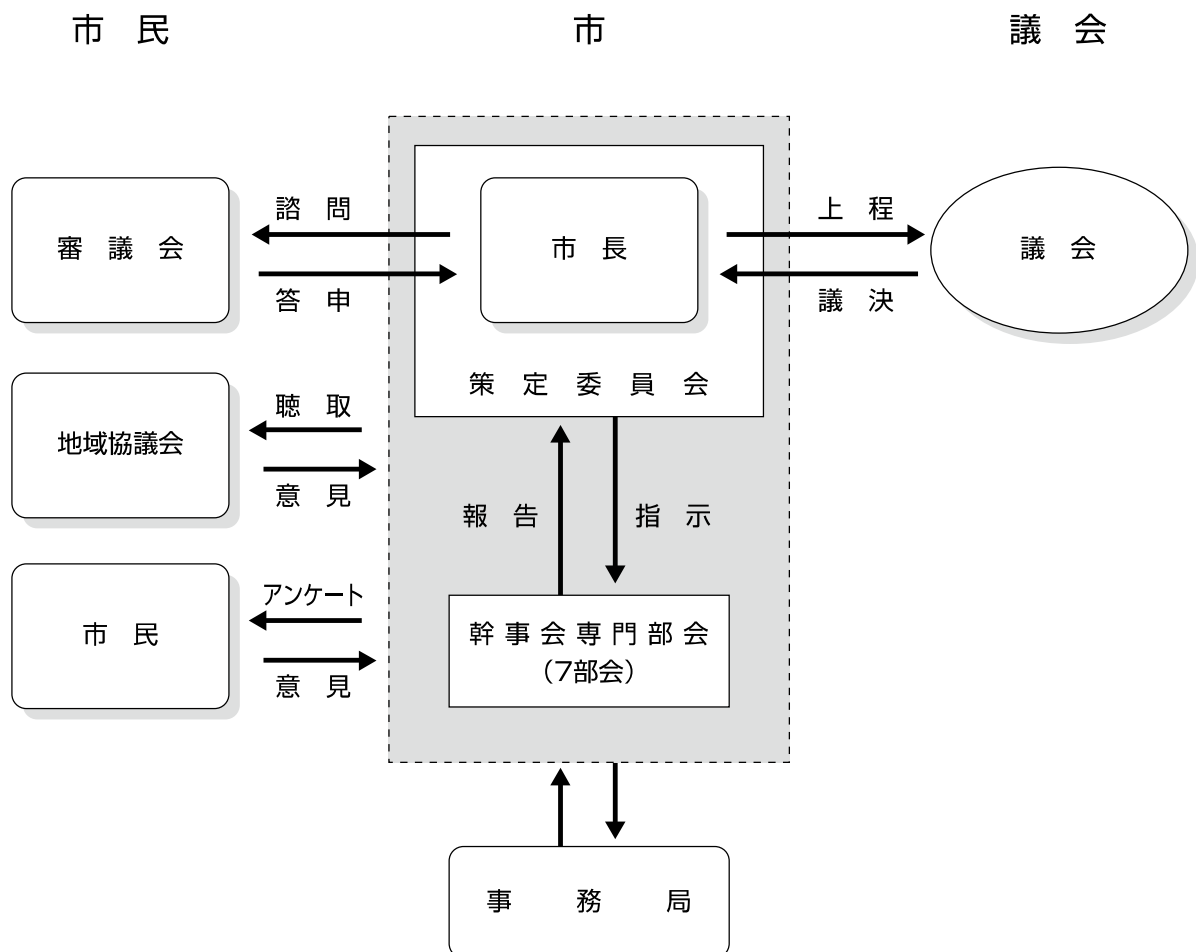
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■ 宇陀市総合計画策定体制



組織名	役割
総合計画審議会	市長の諮問に応じて、総合計画策定に関し、意見を述べる。
地域自治区 地域協議会	大字陀・菟田野・榛原・室生区の4地域協議会において、地域自治区の設置に関する協議第10条第2項の規定に基づき、関連事項として意見聴取。
総合計画策定委員会	総合計画策定の総括。市長、副市長、教育長、区長、部長で構成。
総合計画幹事会 専門部会	総合計画策定の基礎となる資料の収集、調査、研究及び当該部門の計画試案の作成。「総務・企画財政」「市民環境」「保健・福祉」「農林商工」「都市整備・土木」「教育」「美榛苑・文化体育事業団」の7部会の関係課長で構成。

宇陀市総合計画策定の主な経緯

年	月 日	内 容
平成18年	6月26日	宇陀市総合計画審議会条例及び関連補正予算が議会で可決
	6月30日	宇陀市総合計画策定業務委託業者選定委員会設置要綱を制定
	7月14日	宇陀市総合計画策定業務委託にかかる企画提案説明・ヒアリング会（プロポーザル方式）を実施し、宇陀市指名業者で旧4町村の総合計画策定業務に携わった3業者が参加 同日選定委員会を開催し、審査の結果、選定基準に基づく採点結果が最高点であった業者に決定
	7月25日	宇陀市総合計画策定業務委託契約を締結（～20年3月31日）
	10月11日	宇陀市総合計画策定委員会設置要綱を制定、庁内策定体制を組織する
	11月 1日	宇陀市総合計画策定業務に伴うアンケートを実施（～15日） ・住民意識調査（16歳以上の市民3,000人対象、無作為抽出） ・中学生用アンケート（市内4中学校998名を対象） ・ご意見箱用アンケート（広報うだ11月号折り込み配布、全世帯対象）
	11月 2日	地域振興開発特別委員会で総合計画の策定状況を報告
	11月 2日	地域振興開発特別委員会で総合計画の策定状況を報告
平成19年	1月18日	第1回総合計画策定委員会幹事会専門部会
	1月26日	第1回総合計画策定委員会
	2月19日	第1回総合計画審議会の開催、委嘱・諮問 総合計画策定業務に伴うアンケート調査結果報告
	3月	将来人口・将来像・基本構想（素案）の作成
	4月20日	第2回総合計画策定委員会幹事会専門部会
	4月23日	地域開発振興特別委員会にて 総合計画策定状況を報告
	5月25日	第2回総合計画策定委員会
	5月29日	第2回総合計画審議会 将来人口・将来像・基本構想（素案）を審議
	6月26日	室生区地域協議会にて 総合計画策定状況を報告・意見聴取
	6月27日	菟田野区地域協議会にて 総合計画策定状況を報告・意見聴取
	6月28日	直接評価法に基づく重み付けアンケート記入説明会
	6月29日	大宇陀区地域協議会にて 総合計画策定状況を報告・意見聴取
	7月 3日	榛原区地域協議会にて 総合計画策定状況を報告・意見聴取
	7月19日	第3回総合計画策定委員会幹事会専門部会（ゾーニング）
	9月18日	総務文教常任委員会で総合計画策定状況を報告

年	月 日	内 容
平成19年	9月27日	第4回総合計画策定委員会幹事会専門部会
	9月28日	第4回総合計画策定委員会幹事会専門部会（2日目）
	10月 2日	第3回総合計画策定委員会
	10月10日	第3回総合計画審議会 基本構想（修正案）・基本計画（素案）の検討
	10月26日	第4回総合計画策定委員会
	11月 7日	第4回総合計画審議会 基本構想（修正案）・基本計画（修正案）の検討
	11月12日	室生地域協議会にて 総合計画策定状況を報告・意見聴取
	11月14日	菟田野区地域協議会にて 総合計画策定状況を報告・意見聴取
	11月15日	榛原区地域協議会にて 総合計画策定状況を報告・意見聴取
	11月16日	大宇陀区地域協議会にて 総合計画策定状況を報告・意見聴取
	11月21日	第5回総合計画策定委員会
	11月22日	行政改革特別委員会にて 総合計画における行政改革の反映状況について
	11月30日	第5回総合計画審議会 審議会から市長へ答申
	12月 7日	議会に基本構想を上程、提案説明
	12月14日	議員全員協議会・総務文教常任委員会において基本構想・基本計画について審議し、可決
	12月20日	本議会において基本構想を可決

■ 宇陀市総合計画審議会委員名簿

宇陀市総合計画審議会条例第3条に規定する組織は、次のとおりとする。

■ 宇陀市総合計画審議会条例第3条第2項第1号に規定するもの

市 議 会 議 員	小 林 一 三
	泉 岡 正 昭
	土 井 英 治

■ 宇陀市総合計画審議会条例第3条第2項第2号に規定するもの

行 政 委 員 会 の 委 員	多 田 宏 司	宇陀市民生児童委員連合会会長
	西 岡 清	宇陀市農業委員会会長
	伊地知 徳 春	宇陀市都市計画審議会会長

■ 宇陀市総合計画審議会条例第3条第2項第3号に規定するもの

公 共 的 団 体 等 の 役 員	芳 村 壽 郎	宇陀市連合商工会会長
	前 田 貢 (H19.2.19～3.31)	宇陀市老人クラブ連合会会長
	森 開 熙 (H19.5.29～)	
	森 井 義 實 (H19.2.19～6.7)	宇陀市自治連合会会長 (総合計画審議会副会長)
	西 田 勇 (H19.10.10～)	
	三本木 康 祐	宇陀市森林組合代表理事組合長
	松 塚 幾 善	宇陀市観光連盟会長 (総合計画審議会会長)

■ 宇陀市総合計画審議会条例第3条第2項第4号に規定するもの

学 識 経 験 者	森 本 光 俊	大字陀まちおこしの会代表
	勝 村 耕 平	元・奈良交通（株）副社長
	松 平 三千代	奈良県もてなしアドバイザー
	稗 田 睦 子	「榛（はしばみ）の会」代表
	峯 山 久 恵	元・県児童相談員

■ 宇陀市総合計画審議会条例第3条第2項第5号に規定するもの

その他市長が必要と認める者	森 田 博	宇陀市副市長
	岸 岡 寛 式 (H19.2.19～3.28)	宇陀市教育長
	向 出 公 三 (H19.5.29～)	

(順不同、敬称略)

■ 地域協議会での主な意見

■ 基本構想（将来像・目標フレーム・ゾーン別整備方針）

【平成19年6月26日～7月3日】

若者の定住・交流人口について

交流人口の増加を図る上で、観光業との位置づけを明確にすべきである。

若者の定着化を図る上では産業振興が大切で、職住隣接していることが重要である。大和高原工業団地の実現に向けて市は積極的に県へ働きかけることが重要である。また、地元が本気で取り組む姿勢を示すべきである。

若者の定住化を図れるように心がけてほしい。市街地活性エリアにすれば、市の中心地区だけが市内でも何事も集中してしまい、他はさびれてしまうのではないか。

若者の定住化や交流人口の増加のため、行政の組織として具体的な取り組みや方策はあるのか。今後の課題に向けた中心的な部署や組織づくりが重要である。

新たな定着人口の政策の展開、住むことによる税制などの政策メリットを考えてみるべきである。

定住人口を37,000人として考えず、人口減少を前提として考えるのはなぜか。現状維持をどうして初めから取り組まないのか。

この基本構想においては、美辞麗句で表現されているが、市民に経済力をもつことが大切。若者の定着化を図るためにも、若者の雇用環境の整備が大切である。

工業団地など若者たちが宇陀市に住みたいと思えるような構想になっていない。

若者がいなければ、まちは衰退していく。自然環境の保全で、若者の定着を図れるのか。

市内の地区では、高齢化と空き家が目立っている。今後も課題が多いが、若者の定住化につなげていく施策を計画に明確にすべきである。

若い人が何か新しいことを始めようとする、様々な規制等があってできないことが多い。そういったことから、どのように行政と市民・企業などが役割分担していくかを明記すべきである。

旧町村時代の総合計画をみても、人口30,000人で昼間人口という設定をしていたが、交流人口の増加にしても、事業を展開していく経費は必要になる。それだけの余裕・体力が宇陀市にあるのか。

今までの地域資源活用だけで、本当の活性化策ができるのか疑問である。工場誘致や若者定住化を図るにはこの構想では弱い気がする。

産業について

産業構造では、第1次産業は衰退してきているが、かならず物づくりが見直される時期が来る。団塊の世代の確保など第1次産業従事者の増加を図る施策が必要である。

ボランティアについて

健康な高齢者の活用策を考えるべきである。その高齢者と、若者・ボランティア団体が連携して里山を保全できる施策が必要。

高齢者はまだまだ元気であり、そういった高齢者人口の活用をもっとおこなうべきである。

協働社会の構築で、ボランティア団体の窓口は、行政側にあるのか。なければ、今後必要ではないのか。

医療について

アンケート調査でも、必要度に、医療・福祉の充実があったのであるから、基本構想にも入れるべきではないか。

市民病院の整備についても、合併してよかったといえるような、体制整備が必要である。

市民病院建設については、建物は3年間でできるが、医師の確保をどのようにし、経営していくのか。個人的な見解でいえば、総合病院をやめ、救急医療と老人ベッド床のみの病院でもよいのではないか。

合併について

県が示している宇陀郡・宇陀市・桜井市との合併構想は、今回の基本構想には触れていないがその方向性は。

新市まちづくり計画を言葉だけでふまえるのではなく、重点項目や主要施策は合併前からの約束であるので基本計画に活かしてほしい。

基本構想または計画について

地域自治区制度について、今後のまちづくりにおける位置づけを基本構想ではどのように触れるのか。

市民からみて、今後のまちづくりに向けて宇陀市がこのように取り組んでいくというのが、理解しやすい総合計画策定に努めてほしい。

基本構想というのは、その実現のために基本計画等で分野ごとに明らかにされていくものなので、具体論は必要ないと思われる。

市民協働という言葉を使用しているのなら、その役割分担とともに、規制緩和策など行政と市民が一体感を醸成できるための施策や、まちづくりをどのように進めていくかを明記すべきである。

地域協議会について

総合計画を策定するに際し、地域協議会の位置づけを明確にすることが大切であり、どこまで意見が反映されるかを知りたい。

実施計画を策定するための理由はなにか。また、地域協議会で当区の範囲で意見を述べてどれくらい反映されるのか。

■ 基本計画

【平成19年11月12日～11月16日】

財政について

宇陀川浄化センターのH28年4月からの移管問題について、財政負担が大きいので、国・県などの関係機関と十分に調整をしてほしい。

同和対策事業として頑張ってきた中で、交付税の2割のうち80%が交付税算入されている。その努力分が市政の人権施策に反映されてしかるべきである。

本計画を実行する財政力がどこに今の宇陀市にあるのか。この計画を実現化するとすれば、莫大な財源が必要になってくる。

集中と選択に心がけるならば、計画の不必要なものをそぎ落として棚卸しを行い、いかに経営が成り立ち、農林業者が増加し、自立的に生活できる施策の充実を行うべきである。企業が経営計画を立てる場合には、強みを伸ばし、不採算は削る。また金の裏づけと時系列のない計画は意味がないと思われる。

子育て・教育について

少子化対策等の具体的な取り組みや市立病院の運営など、めざす方向性などが見えてこない。

教育面で、学校とPTAの関係など昔のように適正に行われているのか。社会を総がかりで子どもの教育にあたる取り組みが必要ではないか。

医療について

市民病院の建替え問題について、良い医者をどのように確保するかが問題である。また、高度医療をめざすより、2次的な中間的な医療機関としての必要性を感じる。

団塊世代が増え、高齢化が進む中、地域医療としては、ホスピス（終末期医療）としての市民病院の役割が必要ではないか。

農林・商工業について

500町歩に及ぶ遊休農地・耕作放棄地の対策について、具体的な方策をもっていないのか。このままでは、小規模農家が破壊されてしまう。

林業の担い手の育成が重要であるが、具体的な方策はないのか。

基本構想・基本計画にいえることであるが、どこの市町村でも通じるものとなっている。宇陀市の特性を活かすならば、宇陀市の将来は、企業誘致等よりも、農林業と歴史文化の一部が残るだけであると思う。

地場産業における優遇制度など、その歴史性や歩んできた経緯などを充分配慮してもらうように努めてもらいたい。

地域自治について

自主防災組織の立ち上げについて、消防団の加入や団員の高齢化で消防団では限界にきているように思うので、自治会等の自主防災組織の育成に努力してもらいたい。

地域の特性を活かしたまちづくりを行うべきで、現在の状況を見ると宇陀市内でも西部地域ばかりが発展しているように思える。学校の跡地利用で地元・指定管理者で努力していたり、既に地域再生制度の認定を受けていたりするのであるから、地元とよく調整して進めてもらいたい。

地域自治区と区長制度について、民主主義の根幹に関わる問題であり、合併前に地域自治区制度を選択した以上は、地域自治区や地域協議会及びその中心的な役割を担う区長は必要である。

まちづくりとして光るものがあればより良いが、それが何かを幅広く市民の意見を聞いてもよいのではないか。

計画の周知・実行について

この計画全体の進捗率や各施策の目標達成度などはどのように把握していくのか。実施計画で具体的な事業が出ると思うが、計画全体の達成度なども表記してもらいたい。また、行政改革との整合性を必ずもつべきである。

この計画について、市民には、広く周知をはかるべきではあるが、製本されたものの各戸配付までも必要ないと思われる。また、印刷製本にも多額の費用を注ぎこまないようにしてもらいたい。

その他

「県営大和高原工業団地」構想の進捗状況について、実現化を図るためには、企業誘致のための庁内組織体制の構築が必要であり、企業とパイプをつなぐ担当部署と専任職員が必要である。

道路は生活基盤の整備において、必要不可欠なものである。ただし、道路整備の優先順位を決めるために、基準を定め、公開していくべきである。

環境保全活動と経済活動は相反すると思われるが、その両立が本当にめざすことができるのか。

宇陀市総合計画

発 行：宇陀市総務部企画課

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原区下井足17番地の3

TEL：0745-82-8000 FAX：0745-82-3900

発行年月：平成20年3月

編 集：（株）日本出版